

第131回三重県森林審議会 事項書

日時：令和5年8月31日(木)

13:30～

場所：三重県教育文化会館3階第5会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 会長、職務代理者の選任について
- (2) 森林保全部会委員の選任および森林保全部会決議事項について

3 報告事項

- (1) 三重県森林審議会運営要領の改正について
- (2) 地域森林計画の樹立・変更について（事前説明）
- (3) 森林保全部会の審議状況について
- (4) 三重の森林づくり基本計画の実施状況（令和4年度版）について
- (5) 尾鷲市における大規模製材事業の検討について
- (6) みえ森と緑の県民税第3期に向けた検討状況について

4 その他

5 閉 会

【資料一覧】

三重県森林審議会委員名簿（出席者名簿）

第131回三重県森林審議会座席表

三重県森林審議会法的根拠、議事（2）資料

資料1：三重県森林審議会運営要領の改正について（新旧対照表）

資料2：地域森林計画の樹立・変更について

資料3：森林保全部会の審議状況について

資料4：三重の森林づくり実施状況報告（令和4年度版）について

資料5：尾鷲市における大規模製材事業の検討について

資料6：みえ森と緑の県民税第3期に向けた検討状況について

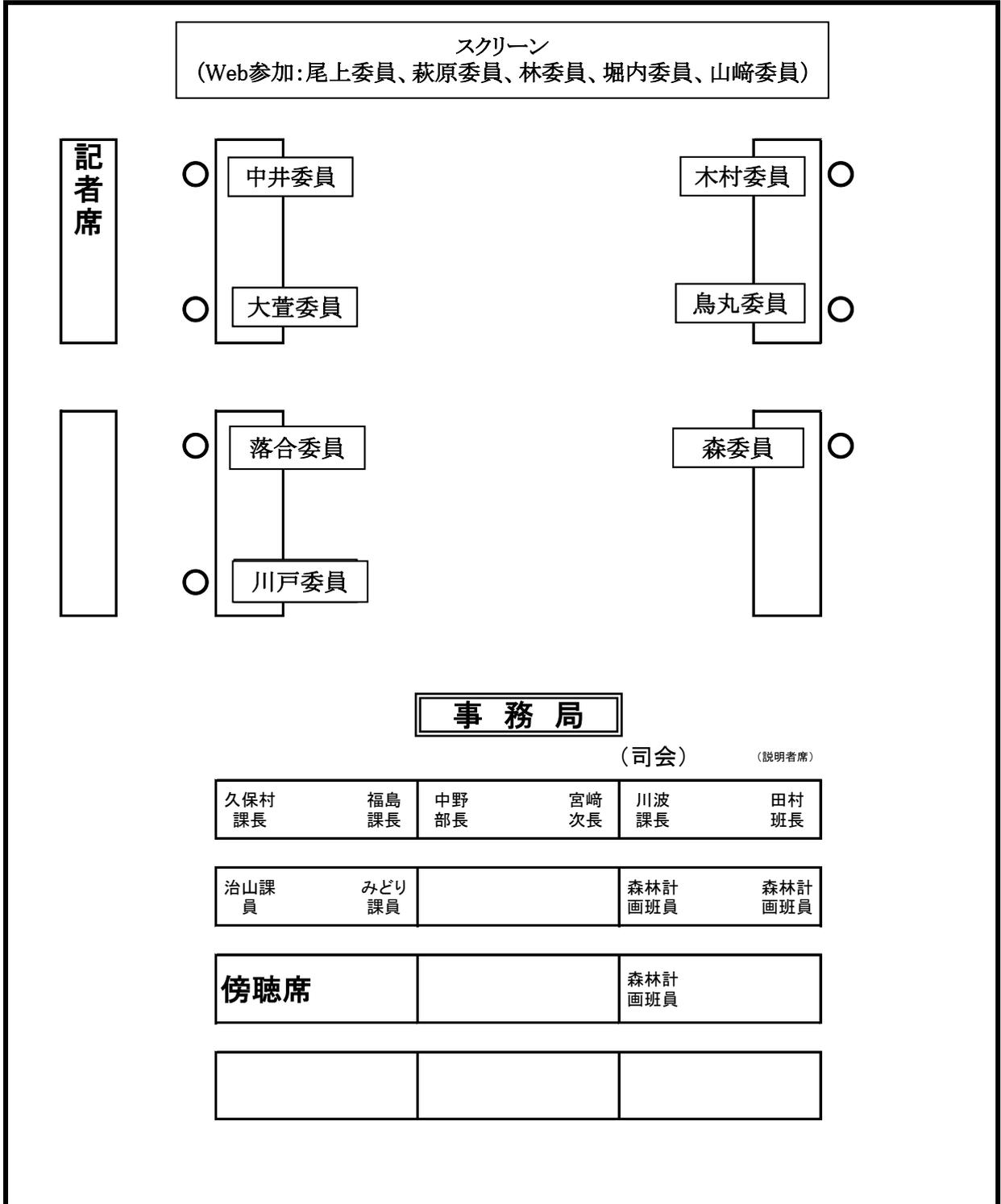
三重県森林審議会委員名簿(五十音順)

任期(R5.3.1～R7.2.28)※一部委員は始期異なる

役職	新任	氏名	所属	在任年数	分野
		大萱 宗靖	三重県林業研究グループ連絡協議会会長	2期	林業
(ご欠席)		小津 泰明	松阪地区木材協同組合 理事長	4期	製材業
	○	落合 賢治	三重県木材組合連合会会長	1期	製材業
web	○	尾上 壽一	紀北町長	1期	首長(森林協会)
	○	川戸 英騎	三重森林管理署長	1期	国
		木村 京子	三重県環境学習情報センター センター長	2期	森林教育
	○	鳥丸 猛	三重大学准教授	1期	学識経験者(保全・環境)
		中井 毅尚	三重大学教授	3期	学識経験者(木材)
(ご欠席)		沼本 晋也	三重大学准教授	4期	学識経験者(保全・災害)
web		萩原 義雄	株式会社 萩原建設 代表取締役	3期	木材利用(建築)
web		林 佳織	三栄林産株式会社 ノッティーハウスリビング店長	2期	木材利用(商品)
web		堀内 楓子	三重県林業経営者協会 叶林業合名会社	3期	森林所有者
	○	森 秀美	三重県森林組合連合会代表理事会長	1期	林業
web		山崎 美幸	株式会社 百五総合研究所	4期	消費者
		計 14名			

第131回三重県森林審議会 座席表

令和5年8月31日



三重県森林審議会法的根拠

(1) 審議会の組織について

森林法

(設置及び所掌事務)

第六十八条 都道府県に都道府県森林審議会を置く。

2 都道府県森林審議会は、この法律又は他の法令の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、この法律の施行に関する重要事項について都道府県知事の諮問に応じて答申する。

3 都道府県森林審議会は、前項に規定する事項について、関係行政庁に建議することができる。

(組織)

第七十条 都道府県森林審議会は、委員をもつて組織する。

2 委員は、第六十八条第二項に規定する事項に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、非常勤とする。

(会長)

第七十一条 都道府県森林審議会の会長は、前条第一項の委員が互選した者をもつて充てる。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、第一項の委員が互選した者がその職務を代行する。

(政令への委任)

第七十三条 この法律に定めるもののほか、都道府県森林審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

森林法施行令

(都道府県森林審議会の部会)

第七条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、都道府県森林審議会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

2 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもつて充てる。

3 委員の所属部会は、会長が定める。

4 都道府県森林審議会が特に定めた事項については、部会の決議をもつて総会の決議とすることができる。

三重県森林審議会部会設置規則

第一条 森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第七条の規定に基づき、三重県森林審議会に森林保全部会を置く。

第二条 森林保全部会に所属する委員の数は、若干名とする。

第三条 森林保全部会は、森林の保全に関する事項を審議する。

三重県森林審議会運営要領

別紙のとおり

(2) 法令の規定により都道府県森林審議会に属する権限について

森林法

(地域森林計画の案の縦覧等) 地域計画の樹立・変更について

第六条 都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該地域森林計画の案を当該公告の日からおおむね三十日間の期間を定めて公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、当該地域森林計画の案に意見がある者は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該都道府県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

3 都道府県知事は、第一項の縦覧期間満了後、当該地域森林計画の案について、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。この場合において、当該地域森林計画の案に係る森林計画区の区域内に第七条の二第一項の森林計画の対象となる国有林があるときは、都道府県知事は、併せて関係森林管理局長の意見を聴かなければならない。

(指定) 保安林の指定・解除について

第二十五条 農林水産大臣は、次の各号(指定しようとする森林が私有林である場合にあつては、第一号から第三号まで)に掲げる目的を達成するため必要があるときは、森林(私有林にあつては、重要流域(二以上の都府県の区域にわたる流域その他の国土保全上又は国民経済上特に重要な流域で農林水産大臣が指定するものをいう。以下同じ。)内に存するものに限る。)を保安林として指定することができる。ただし、海岸法第三条の規定により指定される海岸保全区域及び自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第十四条第一項の規定により指定される原生自然環境保全地域については、指定することができない。

第二十五条の二 都道府県知事は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため必要があるときは、重要流域以外の流域内に存する私有林を保安林として指定することができる。この場合には、同項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。

3 都道府県知事は、前二項の指定をしようとするときは、都道府県森林審議会に諮問することができる。

第二十六条の二 都道府県知事は、私有林である保安林(第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため指定されたものにあつては、重要流域以外の流域内に存するものに限る。以下この条において同じ。)について、その指定の理由が消滅したときは、遅滞なくその部分につき保安林の指定を解除しなければならない。

2 都道府県知事は、私有林である保安林について、公益上の理由により必要が生じたときは、その部分につき保安林の指定を解除することができる。

3 前二項の規定により解除をしようとする場合には、第二十五条の二第三項の規定を準用する。

(開発行為の許可) 林地開発の許可について

第十条の二 地域森林計画の対象となつている私有林(第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林並びに第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。)において開発行為(土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。)をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

6 都道府県知事は、第一項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

森林病虫害等防除法

(都道府県防除実施基準)

第七条の三 都道府県知事は、前条第五項の規定による通知を受けた場合において、当該都道府県の区域内にある民有林(森林法第二条第三項に規定する民有林をいう。以下同じ。)において薬剤による防除が自然環境及び生活環境の保全に適切な考慮を払いつつ安全かつ適正に行われることを確保するため必要があると認めるときは、防除実施基準に従って、森林病虫害等の薬剤による防除の実施に関する基準(以下「都道府県防除実施基準」という。)を定め、又はこれを変更しなければならない。

2 都道府県防除実施基準においては、防除実施基準に定める特別防除を行うことのできる森林に関する基準に適合する森林に関する事項、特別防除を行う森林の周囲の自然環境及び生活環境の保全に関する事項、特別防除により農業、漁業その他の事業に被害を及ぼさないようにするために必要な措置に関する事項その他森林病虫害等の薬剤による防除に関する事項を定めるものとする。

3 都道府県知事は、都道府県防除実施基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

(高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定)

第七条の五 都道府県知事は、特定原因病虫害により当該都道府県の区域内にある特定森林に発生している被害の状況からみて、松くい虫等を駆除し、又はそのまん延を防止することにより、森林資源として重要な特定森林を保護し、及びその有する機能を確保するため特に必要があると認めるときは、松くい虫等の種類ごとに、民有林である特定森林について高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定しなければならない。

2 都道府県知事は、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定し、又はこれを変更しようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

(樹種転換促進指針)

第七条の六 都道府県知事は、前条第一項の規定により高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定した場合において、高度公益機能森林を保護し、及びその有する機能を確保するため必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内にある民有林である特定森林において樹種転換を促進するための指針(以下「樹種転換促進指針」という。)を定めなければならない。

2 樹種転換促進指針においては、樹種転換に係る施業に関する事項、森林組合等による樹種転換の促進に関する事項その他樹種転換の実施の指針となるべき事項を定めるものとする。

3 都道府県知事は、樹種転換促進指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

議事2. 部会委員について

部会長	中井 毅尚	三重大学教授
	大萱 宗靖	三重県林業研究グループ連絡協議会会長
	川戸 英騎	三重森林管理署長
	木村 京子	三重県環境学習情報センター センター長
	沼本 晋也	三重大学准教授
	堀内 楓子	三重県林業経営者協会 叶林業合名会社
	森 秀美	三重県森林組合連合会代表理事会長

議事2. 森林法施行令第7条第4項の規定による「特に定めた事項」について

以下の森林保全部会における決議事項を森林審議会の決議事項として取り扱う

- 森林法第25条の規程による保安林の指定・解除
- 森林法第10条の2の規定による林地開発の許可
- 森林病虫害等防除法第7条の3の規定による「都道府県防除実施基準」の策定・変更
- 森林病虫害等防除法第7条の5の規定による「高度公益機能森林」及び「被害拡大防止森林」の区域の指定・変更
- 森林病虫害等防除法第7条の6の規定による「樹種転換促進指針」の策定・変更

三重県森林審議会運営要領の改正について 新旧対照表 (下線部分は改正部分)

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">三重県森林審議会運営要領</p> <p style="text-align: right;">森林・林業経営課</p> <p>(趣旨) <u>第1条 この要領は、森林法第68条の規定に基づき設置された三重県森林審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、森林法及び森林法施行令に定めるもののほか、必要な事項を定める。</u></p> <p>(庶務) <u>第2条 審議会の庶務は、三重県農林水産部森林・林業経営課において処理する。</u></p> <p>(職務代行者の選任) <u>第3条 森林法第71条第3項に定める、会長に事故があるときに職務を代行する者は、委員の改選後、最初に開かれる審議会において委員の互選によりあらかじめ定めるものとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(招集) <u>第4条 会議は次の場合に会長が召集する。但し、任期満了等に伴い会長が不在の場合には、知事がこれを行う。</u> 1 知事より諮問のあったとき。 2 会長が必要と認めたとき。 3 3名以上の委員から請求があったとき。</p> <p>(通知) <u>第5条 会長は会議の日時、場所、議案その他必要な事項を定め、これを総ての委員に通知しなければならない。</u></p> <p>(議長) <u>第6条 会長は会議の議長となり、議事を整理する。</u></p>	<p style="text-align: center;">三重県森林審議会運営要領</p> <p style="text-align: right;">森林・林業経営課</p> <p>(新設) <u>第1条 三重県森林審議会（以下「審議会」という。）の庶務は、三重県農林水産部森林・林業経営課において処理する。</u></p> <p>(移設) <u>第2条 審議会の事務を処理するため審議会に参与、幹事並びに書記を置くことができる。</u></p> <p>(委嘱) <u>第3条 参与、幹事並びに書記は、会長がこれを委嘱する。</u></p> <p>(招集) <u>第4条 会議は次の場合に会長が召集する。但し、任期満了に伴い会長が不在の場合には、前会長がこれを行う。</u> 1 知事より諮問のあったとき。 2 会長が必要と認めたとき。 3 3名以上の委員会から請求があったとき。</p> <p>(通知) <u>第5条 会長は会議の日時、場所、議案その他必要な事項を定め、これを総ての委員に通知しなければならない。</u></p> <p>(議長) <u>第6条 会長は会議の議長となり、議事を整理する。</u></p>

(移設)

(会議の成立)

第7条 審議会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

(WEB会議システムによる出席)

第8条 WEB会議システムを利用した委員会の会議への参加に関しては、第7条に規定する出席と認めることができる。

2 前項の場合において、議長は、WEB会議システムにより、出席者の音声と画像が他の出席委員に伝わり、適時的確な意見表明が互いのできる状態となっていることを確認しなければならない。

3 WEB会議システムによる出席は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない。議長が、議事に関係があると認めた者以外の者に視聴させてはいけない。

(議事)

第9条 審議会の議案は出席委員の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面による議決権の行使)

第10条 委員は、災害その他やむを得ない事由があるものとして、会長が認めた場合には、第9条に規定する議決権を書面により行使することができる。

2 前項の規定により議決権を行使した委員は第8条に規定する審議会に出席したものとみなす。

(議事関与の制限)

第11条 審議会の委員は自己又は同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に関与することはできない。

(議事録)

第12条 会長は議事録を作成しなければならない。

(部会)

第13条 森林法施行令第7条に定める、部会の決議をもつて総会の決議とすることができる事項については、委員の改選後、最初に開かれる審議会においてあらかじめ定めるものとする。

2 森林保全部会の運営については、本要領を準用する。この場合「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「森林・林業経営課」とあるのは「治山林道課」と読み替えるものとする。

(職務代行者の選任)

第7条 森林法第71条第3項に定める、会長に事故があるときに職務を代行する者は、委員の改選後、最初に開かれる審議会において委員の互選によりあらかじめ定めるものとする。

(会議の成立)

第8条 審議会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

(新設)

(議事)

第9条 審議会の議事は出席委員の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(移設)

(議事参与の制限)

第10条 審議会の委員は自己又は同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することはできない。

(議事録)

第11条 会長は議事録を作成しなければならない。

(部会)

第12条 審議会の部会運営については、本規定を準用する。この場合「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(部会の緊急開催)

第14条 任期满后に伴い部会委員が選定されていない時期に、やむを得ない理由により緊急に部会を開く必要がある場合は、知事が指名する委員をもってこれを行うことができる。

(報告)

第15条 部会の審議結果については、次回の審議会において報告するものとする。

(組織)

第16条 審議会は、委員15人以内で組織する。

(緊急時の措置)

第17条 災害その他やむを得ない事由があるものとして会長が認めた場合には、第4条に規定される会議の招集を省略し、委員は第9条に規定される議案について書面をもって決議することができる。

2 前項の場合において、委員は、会長が指定する期日までに書面をもって可否及び意見を提出するものとする。

(雑則)

第18条 この規定に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則 この要領は平成8年1月25日から施行する。
この要領は平成10年4月1日から施行する。
この要領は平成14年4月1日から施行する。
この要領は平成16年4月1日から施行する。
この要領は平成20年4月1日から施行する。
この要領は平成24年4月2日から施行する。
この要領は平成29年7月26日から施行する。
この要領は令和2年12月4日から施行する。
この要領は令和5年8月31日から施行する。

(部会の緊急開催)

第13条 任期满后に伴い会長が不在の場合に、やむを得ない理由により緊急に部会を開く必要がある場合は、前会長が指名する委員をもってこれを行うことができる。

(報告)

第14条 部会の審議結果については、次回の審議会において報告するものとする。

(組織)

第15条 審議会は、委員15人以内で組織する。

(緊急時の措置)

第16条 委員は、災害その他やむを得ない事由があるものとして、会長が認めた場合には、第9条の規定による議決権を書面により行使することができる。

2 前項の規定により議決権を行使した委員は審議会に出席したものとみなす。

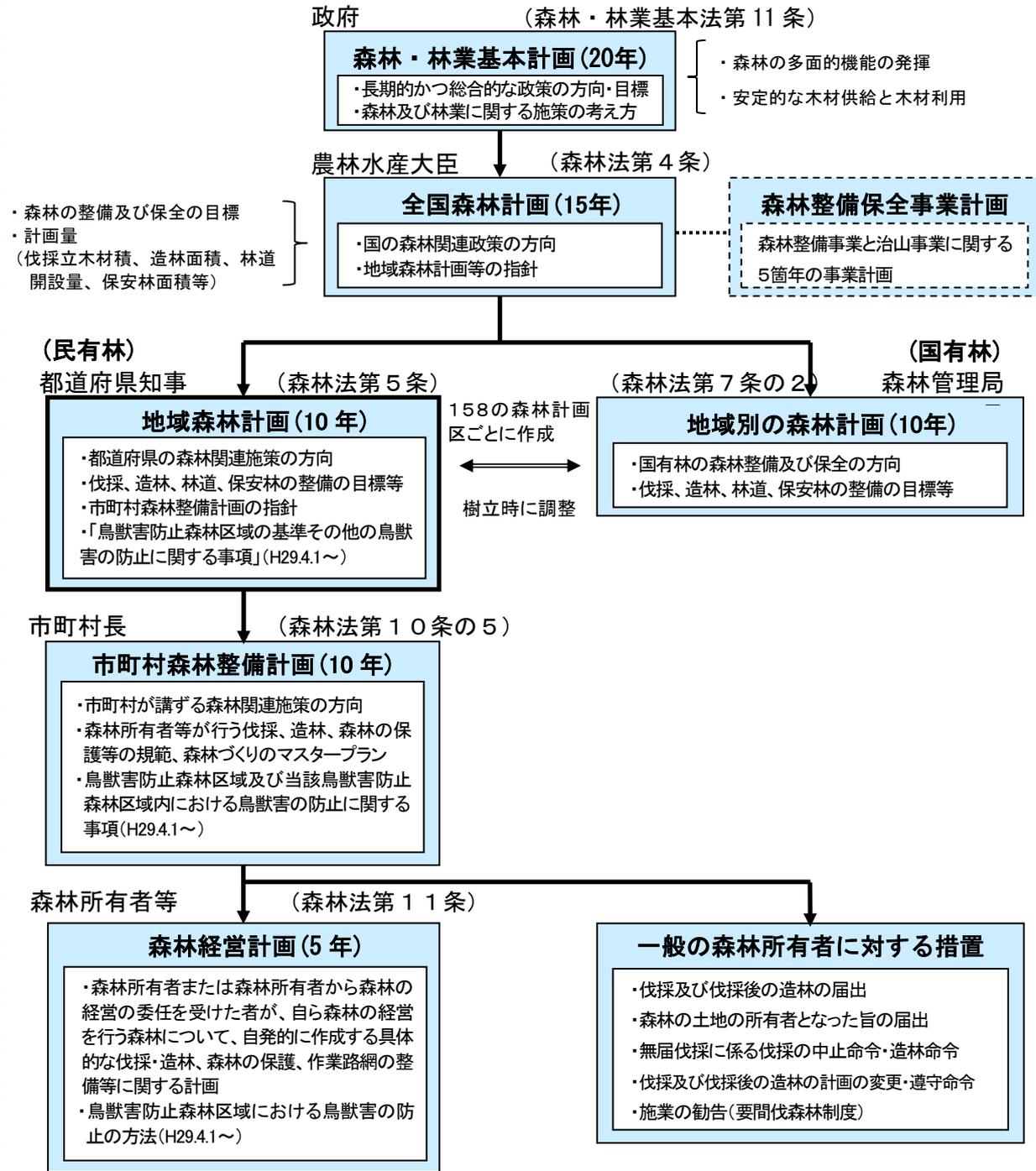
(雑則)

第17条 この規定に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則 この要領は平成8年1月25日から施行する。
この要領は平成10年4月1日から施行する。
この要領は平成14年4月1日から施行する。
この要領は平成16年4月1日から施行する。
この要領は平成20年4月1日から施行する。
この要領は平成24年4月2日から施行する。
この要領は平成29年7月26日から施行する。
この要領は令和2年12月4日から施行する。

地域森林計画の樹立・変更について（令和5年度）

【森林計画制度の体系図】



1 地域森林計画の樹立について

地域森林計画は、知事が、全国森林計画に即して、民有林について森林計画区別に5年ごとに10年を一期としてたてる計画で、県の森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標等を明らかにするとともに、市町村森林整備計画の策定に当たっての指針となるものです。

三重県は4つの森林計画区があり、令和5年度は南伊勢地域森林計画を樹立します。

(参考) 各森林計画における計画期間

森林計画区名	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22
森林・林業基本計画	◎				(20年程度を見通して定められ、おおむね5年ごとに変更される)															
全国森林計画			◎	(前期)				(中期)				(後期)								
北伊勢					☆					☆						☆				☆
伊賀	☆					☆					☆						☆			
尾鷲熊野		☆					☆					☆						☆		
南伊勢			☆					☆					☆						☆	

閣議決定： ◎ 計画樹立（計画開始の前年）： ☆ 計画期間（年度）： 前期 後期

2 地域森林計画の変更について

知事は、森林の現況、経済的事情等に変動があったときは、必要に応じて各地域森林計画を変更することができます。

(参考) 令和5年10月頃までに「全国森林計画」が閣議決定される予定であることから、「全国森林計画」に即した形となる地域森林計画については、令和5年度の南伊勢地域森林計画の樹立に併せて他の3つの地域森林計画についても一斉に変更を行う必要があります。



3 地域森林計画の樹立・変更スケジュール

森林法第5条第1項の規定により、令和5年12月末までに南伊勢森林計画区の地域森林計画を樹立、また他の3つの計画について変更する必要があります。樹立に先立ち、地域森林計画書（案）については11月上旬から1ヶ月間縦覧と意見募集を行います。

また、縦覧期間満了後に、各市町及び近畿中国森林管理局へ意見聴取を行い、農林水産大臣協議を経て樹立となります。

なお、変更については、樹立のスケジュールに準じます。

項目	令和5年			令和6年			
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
地域森林計画書 作成							
森林審議会意見照会		—					
縦覧・公告		—					
関係者意見聴取			—				
森林審議会			—				
農林水産大臣協議			—				
樹立							
計画期間							→
市町村森林整備計画 作成		—	—	—	—	—	
縦覧・公告、意見聴取、樹立				—	—	—	
計画期間							→

三重県森林審議会森林保全部会の審議状況報告について

1 審議会等の名称 令和4年度第2、3回三重県森林審議会森林保全部会

2 開催年月日

- ・第2回（現地調査）：令和4年11月7日（月）
- ・第2回：令和4年11月30日（水）
- ・第3回：令和5年2月28日（火）

3 委員

- ・第2回（現地調査）：【部会長】三重大学 教授 中井毅尚 他4名
- ・第2回：【部会長】三重大学 教授 中井毅尚 他3名
- ・第3回：【部会長】三重大学 教授 中井毅尚 他6名

4 諮問事項

風力発電施設の設置にかかる林地開発許可申請及び保安林の指定解除の審査

5 審議結果

株式会社シーテックによる風力発電施設の設置（（仮称）ウインドパーク布引北）に係る津市芸濃町河内及び伊賀市上阿波地内における林地開発許可及び保安林の指定解除について、審議した結果、次のとおり答申がとりまとめられました。

（令和5年4月3日付け答申抜粋）

（1）保安林の指定解除について

ア 土地の選定等

（ア）級地区分に関する事

文献調査や現地踏査の結果、解除申請地の地形状況は傾斜25度以上の箇所が多く含まれ、崩壊地跡が多数認められる。地質は主に細粒花崗岩で全体的に風化が進行しマサ化している。加えて一部では片麻岩の片理面が傾斜しており、滑り面での崩壊や湧水の懸念がある。このことから、保全措置を行っても崩壊のリスクが低いとは言えず、開発地として適切ではないため、保安林として残すべきである。

（イ）公的土地利用計画に関する事

津市の意見書では風車建設予定地について、「自然環境保全・活用エリア」で「森林法などによる土地利用規制と調整を図りながら、森林の多面的機能の保全・活用に努めます」と見解が示されている。一方、伊賀市の意見書では「当市の土地利用計画において再生可能エネルギー事業の具体的な位置又はゾーニングは具体的には示されていません。」とあることから、公的土地利用計画に即していると判断できない。

イ 代替施設の設置

（イ）切土に関する事

片麻岩の片理面が傾斜している地質調査結果が出ているが、切土工において特に措置が検討されていないため、具体的な施工計画を立てること。

(2) 保安林の指定解除並びに林地開発許可申請に共通して留意し、対応する必要がある事項について

ア 盛土に関すること

盛土規模が大きく、溪流源頭部への谷埋め盛土が含まれるが、当該地域において地すべり現象を呈する地形が確認できることから慎重な事業計画及び施工が求められる。ついでには、以下の対応をとること。

(ア) 溪流源頭部に谷埋め盛土を行うことについて、開発による発生土を減らすとともに発生土は可能な限り事業区域外の災害の危険性が低いところへ搬出するよう検討すること。

(イ) 地質は風化花崗岩であるため、中長期的に切土及び盛土法面の形状が維持されるよう経過観察をすること。

(ウ) 盛土内に浸透した水を暗渠施設で処理する計画について、排水管が詰まり間隙水圧が上昇することで盛土が不安定化し土石流となる可能性があるため、排水管の維持管理を適切に行うとともに、排水管が機能しなくなった際の対応を検討されたい。また、盛土に沈下、すべり又は崩壊などの変状が無いか常に注意し、必要な場合は的確な対応をすること。

(エ) 現場には図面で読み取れない溪流の存在が想定されるため、現況に即した暗渠排水管の設置を検討すること。

(オ) 盛土の地すべり安定解析においては、3次元の安定解析についても実施を検討されたい。

(カ) 盛土規制法も勘案して検討していくようにされたい。

イ 排水処理に関すること

(ア) 排水施設について、現在定められている1/10確率雨量ではなく、強い降雨が一定時間以上継続した場合などを想定し、土壌の状態及び各現場に即した雨量を考慮のうえ流下能力を検討すること。

(イ) 水の確保について、開発の土地利用において管理用道路が大部分を占めるため、施工中は、用水路やため池、湖などの水量に変化がないよう経過観察するなどの的確な対応をすること。

ウ 法面の緑化及び保護等に関すること

高木性樹種の適正な生育のため、獣害防護柵の設置並びに点検を実施し、適正に管理するとともに必要に応じて適切な法面保護工を行うこと。

獣害に耐性のある樹種等を選定し、適切な時期に施工すること。

凍結融解による土石の崩落等の対策を検討すること。

エ 景観に関すること

布引山地や青山高原、経が峰から錫杖などの山稜がかたちづくるスカイラインの景観は伊勢平野の都市や郊外の生活圈等の遠方から見たときの心象に与える影響は相当に大きいと考えられるため、近隣の谷底からの風車の景観だけでなく、中距離～長距離の平野部生活圈等から見た遠景の景観面や観光面への影響について、検討されたい。

6 許可状況等

(1) 保安林の指定解除

(大臣権限分) 令和5年6月9日付けで県から林野庁に進達
令和5年8月1日付け林野庁から県及び申請者に不解除通知

(知事権限分) 令和5年8月1日付け不解除

(2) 林地開発許可 令和5年6月9日付けで許可

7 備 考

・保安林の指定解除の不解除理由

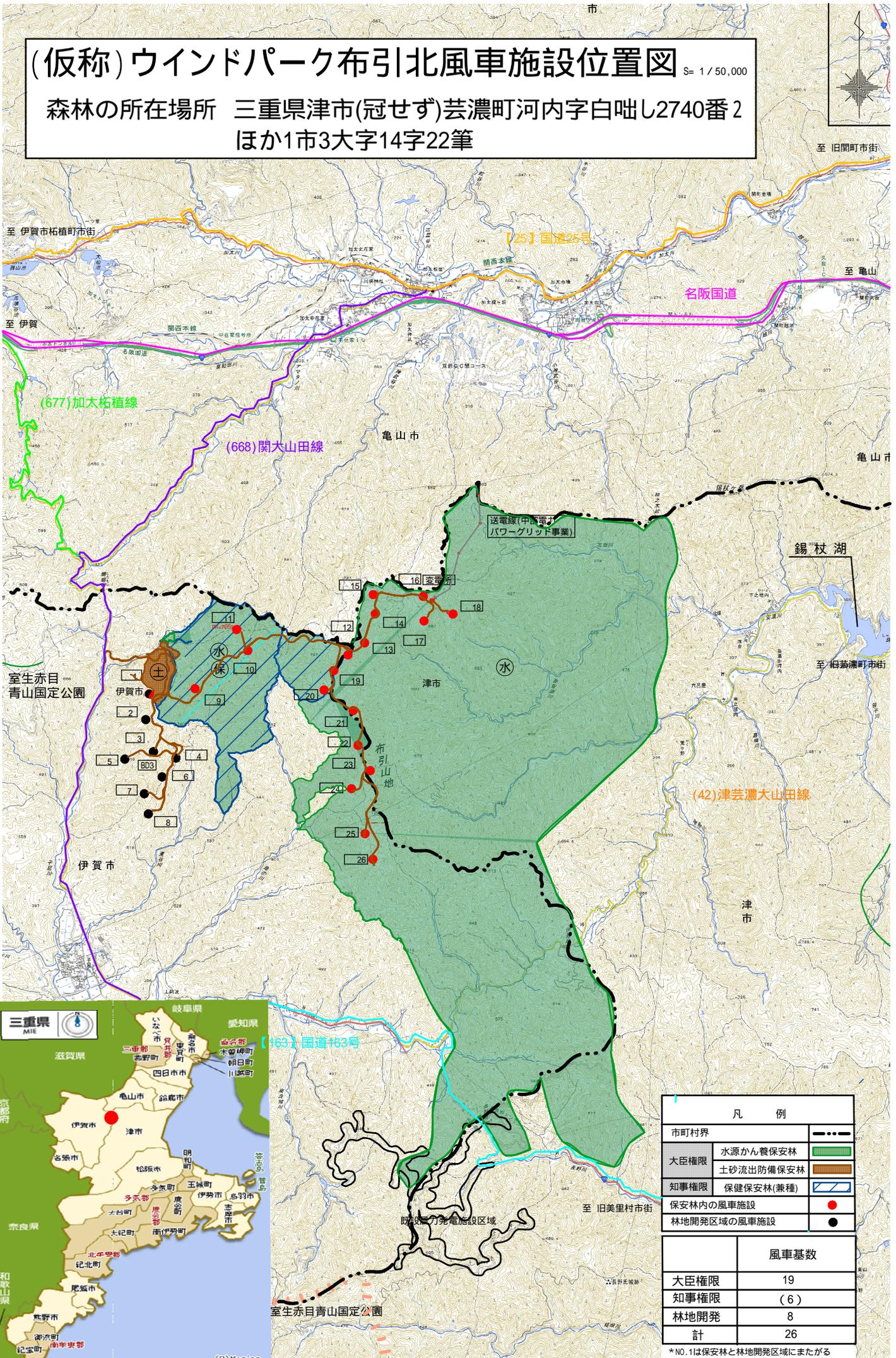
第1級地に該当するため。

傾斜度が25度以上のもの(25度以上の部分が局所的に含まれている場合を除く。)その他地形、地質等からして崩壊しやすいものを含んでいる。

(仮称) ウインドパーク布引|北風車施設位置図

Scale: 1/50,000

森林の所在場所 三重県津市(冠せず)芸濃町河内字白咄し2740番2
ほか1市3大字14字22筆



凡 例	
市町村界	---
大臣権限	水源かん養保安林
	土砂流出防備保安林
知事権限	保健保安林(兼種)
保安林内の風車施設	●
林地開発区域の風車施設	●
風車基数	
大臣権限	19
知事権限	(6)
林地開発	8
計	26

*No. 11は保安林と林地開発区域にまたがる



(C) Mapion

株式会社シーテックによる風力発電施設の設置に係る事業計画概要書

1 保安林の指定解除及び林地開発許可申請に係る森林の所在場所

- (1) 保安林の指定解除に係る森林の所在場所
伊賀市上阿波字岩谷 2325 番ほか 15 字 23 筆
- (2) 林地開発許可申請に係る森林の所在場所
伊賀市上阿波字奥龍ヶ谷 3197 番ほか 8 字 35 筆

2 事業主体

- (1) 住 所 愛知県名古屋市緑区忠治山 101 番地
- (2) 事業者名 株式会社シーテック
代表取締役社長 社長執行役員 仰木一郎

3 申請内容等

(1) 事業の内容

風力発電施設「(仮称) ウインドパーク布引北」を建設し、発電した電気を一般送配電事業者に供給

(2) 事業概要

- ア 発電規模 2,300kW×26 基 (定格出力 59,800kW)
内訳：保安林内 19 基、林地開発許可申請内 8 基
*1 基は保安林と林地開発許可申請の両方にかかる。

イ 風力発電装置 (予定)

E-82E2 (ENERCON 社)

ローター直径 82m、ハブ高さ 78.3m、ブレード数 3 枚

ウ 付帯施設 (予定)

変電所 1 カ所、送電線、管理用道路 延長約 13 km

(3) 事業経費 265 億円 (予定)

(4) 事業期間 令和 5 年 6 月～令和 10 年 5 月

(5) 申請面積

ア 事業面積 59.3568ha

イ 林地開発許可申請面積 16.9495ha

ウ 保安林の指定解除申請面積

大臣権限：水源かん養、土砂流出防備保安林 8.2090ha

知事権限：保健保安林 2.2807ha

*知事権限の解除面積は水源かん養と保健保安林の兼種のため、内数

(6) 主な防災施設

擁壁工 (補強土壁、重力式コンクリート擁壁、コンクリートブロック擁壁)

排水施設 (側溝工、溝渠工、法面排水工、集水枘工、流末処理工)

(7) 地域の概況

三重県の布引山地一帯は強い北西風が吹き、年間平均風速が 7.0m/秒程度の安定した風が得られる。今回計画している箇所は布引山地の北部に位置し、津市芸濃町河内、伊賀市上阿波の 2 市にわたる、標高 500～700m の山林地域。

「三重の森林づくり基本計画」に記載された施策の実施状況について、「三重の森林づくり条例」第11条第6項の規定に基づき、毎年1回、県議会に報告するとともに、公表するものです。

基本方針1 森林の多面的機能の発揮

森林は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、林産物の供給等の多面的機能を有し、適正な管理を行うことで、これらの機能を複合的に発揮させることができます。このため、森林に求められる機能や地形条件等に応じた適切な森林管理を推進するとともに、森林づくりを支える森林情報の的確な把握や、森林の公的管理を進め、将来にわたる森林の多面的機能の持続的な発揮をめざします。

指 標	目標 (R4)	実績 (R4)	目標 (R10)
公益的機能増進森林整備面積 (累計)	7,700ha	7,518ha	30,300ha
山地災害危険地区整備着手地区数 (累計)	2,239地区	2,248地区	2,359地区
新植地の被害率 (獣害)	—	6.3%	0%
森林境界明確化面積 (累計)	35,000ha	32,031ha	60,000ha

基本施策1-(1)「構造の豊かな森林」づくり

- 森林の多面的機能を高度に発揮し、持続可能な森林づくりを行うため、森林ゾーニングに応じた適切な森林整備を推進し、植栽や下刈、間伐等の森林整備を4,616haの森林で実施しました。

基本施策1-(2)県民の命と暮らしを守る森林づくり

- 山地災害が発生した地域等において、山腹崩壊地や荒廃渓流の復旧整備等に取り組むとともに、機能が低下した保安林の健全な成長を促進させるための調整伐等を実施しました。
- みえ森と緑の県民税を活用して、流木となる恐れのある危険木の除去や流域の防災機能の強化を図るための森林整備等を実施しました。

基本施策1-(3)森林づくりを推進する体制の強化

- 森林経営管理制度の円滑な実施に向けて市町への支援に取り組んだ結果、令和4年度末までに20市町が森林所有者に対する意向調査を実施し、このうち9市町が経営管理権集積計画を作成、さらにこのうち8市町が市町村森林経営管理事業を実施しました。



みえ森林経営管理支援センターによる支援（市町担当者勉強会）

基本方針2 林業の持続的発展

豊富な森林資源を活用し、活発な木材生産活動を通じて、森林所有者の所得向上や中山間地域の活性化、低炭素社会づくりに貢献するとともに、森林の公益的機能を高度に発揮させていくため、森林施業の効率化や林業・木材産業の競争力強化、森林・林業や地域を担う人づくり、県産材の利用促進など林業の持続的な発展を図ります。

指 標	目標 (R4)	実績 (R4)	目標 (R10)
県産材素材生産量	410千㎡	450千㎡	430千㎡
林業人材育成人数 (累計)	255人	240人	645人
製材・合板需要の県産材率	49.0%	50.3%	60.0%

基本施策2-(1)林業及び木材産業等の振興

- 林業・木材産業のスマート化の実現に向けて、約324kmの航空レーザ測量を実施したほか、L P W A N通信環境を構築したモデル地区を新たに1地区設定し、当該地区におけるスマート技術の導入を支援しました。
- スマート林業に関する技術や効果を広く普及・共有するため、「みえスマート林業推進協議会」を設置し、ICT技術の活用方法等に関する検討部会やスマート技術に関する研修会を開催しました。

基本施策2-(2)森林・林業・木材産業や地域を担う人づくり

- 次代を担う林業の人材育成を進めるため、みえ森林・林業アカデミーにおいて各種講座を開催し、基本3コースに県内外から新たに25名の受講生が参加したほか、より専門性の高い技術等を習得する選択講座に延べ149名が参加しました。
- 今後の講座運営の拠点となる、十分な収容力や充実した教育環境を備えた「みえ森林・林業アカデミー棟」を整備しました。



みえ森林・林業アカデミー棟

基本施策2-(3)県産材の利用の促進

- 中大規模建築物や非住宅建築物の木造・木質化を促進するため、「三重県中大規模木造建築設計セミナー」を開催し、8名の建築士及び施工業者が講座を修了しました。

基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興

森林は継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であり、自然環境を理解するための教育及び学習の場でもあることから、森林の保全及び活用、学習機会の提供や環境の整備により、森林文化及び森林環境教育の振興を図ります。

指 標	目標 (R4)	実績 (R4)	目標 (R10)
森林文化・自然体験施設等の利用者数	1,533千人	1,203千人	1,613千人
森林環境教育支援市町数	20市町	19市町	29市町
地域に密着した森林環境教育・木育指導者数	180人・団体	182人・団体	300人・団体

基本施策3-(1)森林文化の振興

- 森林や木に親しみ、その大切さを知っていただくため、みえ森と緑の県民税を活用して「こども森の写真教室」を開催したほか、「第9回みえの森フォトコンテスト」を開催し、優秀作品を公共施設やショッピングセンターなどで展示しました。
- 伊勢志摩国立公園エコツーリズム推進協議会と連携し、新たな自然体験コンテンツの造成や、自然体験活動のバリアフリーチェックなどに取り組みしました。

基本施策3-(2)森林環境教育・木育の振興

- 津市白山町の林業研究所内に設置した「みえ森づくりサポートセンター」において、森林教育の指導者を育成するための講座を9回開催するとともに、県内の小学校など12箇所で森林教育の活動支援（出前授業）を行いました。
- 森林や木、木材の魅力に触れることができ、森林教育に気軽にアクセスしていただける施設を「みえ森林教育ステーション」として、新たに8施設を認定しました。
- 教育者や保育関係者等の参加者が交流を図り、森や自然にふれる学びや育みについて考え話し合う場とするため、「第1回みえ森林教育シンポジウム」を開催しました。



自然体験ツアー



第1回みえ森林教育シンポジウム

基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

森林の恩恵は広く県民の皆さん誰もが享受するものであり、森林は県民の財産であるとの認識のもと、森林づくりや木づかいを通じて、森林を社会全体で支える環境づくりを進め、県民参画の推進を図ります。

指 標	目標 (R4)	実績 (R4)	目標 (R10)
森林づくり活動への参加団体数	118団体	118団体	124団体
新たに木づかいに取り組む民間事業者等の数 (累計)	32者	38者	80者
三重の森林づくりへの関心度	38.0%	67.0%	50.0%

基本施策4-(1)県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進

- 菟野町及び津市において、新たに2件の「企業の森」の協定が締結され、これまでの協定締結数が59箇所となるなど、森林づくりを社会全体で支える取組が進みました。

基本施策4-(2)木づかいの促進

- 県民の皆さんに木にふれていただく機会を創出するため、県内で製作されている木製玩具を「ミエトイ」として位置付け、これらを体験できる場として、県内のイベント等に出席する「ミエトイ・キャラバン」を4回実施しました。
- 民間事業者による自発的な木づかいの取組を推進するため、県産材を積極的かつ計画的に使用することを宣言した事業者を登録する『三重県「木づかい宣言」事業者登録制度』を推進し、新たに8事業者を登録しました。

※令和4年度末時点登録数：38事業者

基本施策4-(3)三重のもりづくりの意識の醸成

- 県民の皆さんのもりづくりに対する意識を醸成するため、菟野町にある「三重県民の森」にて県民参加の植樹祭を開催し、57人が植樹活動に参加しました。



「木づかい宣言」登録書授与式



県民参加の植樹祭

三重の森林づくり 実施状況報告書

(令和4年度版)

令和5年9月

三 重 県

目次

第1章 トピックス	1
Ⅰ みえ森林・林業アカデミー棟が完成しました	2
Ⅱ 「みえスマート林業推進協議会」を設置しました	3
Ⅲ 「森林環境譲与税」を活用した取組が進んでいます	4
Ⅳ 「みえ森林教育ビジョン」実現に向けた取組を展開しました	5
Ⅴ 三重の森林づくりに関する県民意識調査を実施しました	6
第2章 実施状況	7
Ⅰ 基本方針1 森林の多面的機能の発揮	8
【基本施策1-（1）】「構造の豊かな森林」づくり	10
（1）持続可能な森林づくり	10
（2）公益的機能を重視した森林づくり	10
（3）多様な森林づくり	10
【基本施策1-（2）】県民の命と暮らしを守る森林づくり	11
（1）災害に強い森林づくりの推進	11
（2）森林の保全と保安林制度の推進	11
（3）森林病虫害対策及び森林災害対策の着実な実施	12
（4）野生鳥獣による被害の軽減	12
【基本施策1-（3）】森林づくりを推進する体制の強化	13
（1）国・市町等と連携した森林管理の推進	13
（2）森林資源データの整備と情報提供	14
（3）森林の公有林化等による公的管理	14
（4）森林の公益的機能発揮に向けての研究	14
Ⅱ 基本方針2 林業の持続的発展	16
【基本施策2-（1）】林業及び木材産業等の振興	18
（1）森林施業の集約化の促進	18
（2）多様な原木の安定供給体制の構築	18
（3）林業・木材産業の競争力強化とスマート化	18
（4）多様な収入源の創出	19
（5）特用林産の振興	19

(6) 効率的な林業生産活動のための研究	19
【基本施策 2- (2)】 森林・林業・木材産業や地域を担う人づくり	20
(1) 林業の担い手の育成・確保	20
(2) 地域を担う多様な人づくり	20
(3) 林業事業体の育成と経営力の向上	21
【基本施策 2- (3)】 県産材の利用の促進	21
(1) 県産材の需要拡大	21
(2) 信頼される県産材の供給の促進	22
(3) 住宅建設における木材利用の促進	22
(4) 中・大規模施設等の木材利用の促進	22
(5) 持続的な木質バイオマス利用の推進	23
(6) 新製品・新用途の研究・開発の促進	23
Ⅲ 基本方針 3 森林文化及び森林環境教育の振興	24
【基本施策 3- (1)】 森林文化の振興	25
(1) 森林の文化的価値の保全及び活用	25
(2) 森林文化の体験と交流の促進	25
(3) 里山の整備及び保全の促進	25
(4) 森林文化の継承	26
【基本施策 3- (2)】 森林環境教育・木育の振興	26
(1) 森林環境教育・木育に関わる「人づくり」	26
(2) 森林環境教育・木育に関わる「場づくり」	26
(3) 森林環境教育・木育に関わる「仕組みづくり」	27
Ⅳ 基本方針 4 森林づくりへの県民参画の推進	28
【基本施策 4- (1)】 県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進	29
(1) 森林づくり活動への県民参加の促進	29
(2) 緑化活動の促進	29
【基本施策 4- (2)】 木づかいの促進	30
(1) 暮らしの中での木づかいの促進	30
(2) 多様な主体との連携による木づかいの促進	30
【基本施策 4- (3)】 三重のもりづくりの意識の醸成	31

(1) 三重のもりづくり月間の取組.....	31
V 重点プロジェクト.....	32
1 緑の循環プロジェクト.....	32
2 災害に強い森林づくりプロジェクト.....	32
3 次世代型森林情報活用プロジェクト.....	33
4 森林・林業を担う人づくりプロジェクト.....	33
5 A材の需要獲得に向けた競争力強化プロジェクト.....	34
6 森林環境教育・木育の輪拡大プロジェクト.....	34
参考資料.....	36
I 三重の森林づくり条例.....	37
II 用語説明.....	41

第1章 トピックス

I みえ森林・林業アカデミー棟が完成しました

みえ森林・林業アカデミーでは、森林、林業、木材産業、地域社会等において、さまざまな課題に自ら取り組み、それぞれの分野をけん引する人材を育成するための取組を進めています。

アカデミーにおいて、充実した教育環境を実現するため、講座等に使用するみえ森林・林業アカデミー棟（以下「アカデミー棟」という。）の建築を進め、令和5年3月に完成しました。アカデミー棟は、令和3年4月に「三重の木づかい条例」が施行されて以降、三重県が初めて整備した中大規模の木造建築物となります。



みえ森林・林業アカデミー棟の全景

1 アカデミー棟の概要

(1) 計画概要

アカデミー棟の計画にあたっては、単に学びの場としてだけでなく、受講生、講師、事務局、修了生等のアカデミーに関わる多様な人々が交流できる場とすることや、SDGsの達成に資する建物とすることを基本的な考え方とし、「快適な学びと交流の場の創出」、「持続可能性」、「木造建築の教材」の3つをコンセプトとして設計しました。

(2) 建築概要

アカデミー棟は、木造平屋建て、延べ床面積831㎡、木材使用量約340㎡で、木材はすべて県産材を使用しています。また、講義に使用する大教室や中教室、小教室をはじめ、受講生等が交流できる談話スペースや図書コーナー等を設けています。



間仕切りを収納した大教室と中教室

(3) 建築のポイント

建築にあたっては、山元への利益還元に向けて、一般流通材の規格に応じた製材や、端材・小径材の活用など、製材歩留まりの向上に努めました。また、FSCプロジェクト認証の取得を念頭に、柱材はすべてFSC認証材を使用するとともに、県内各地域の木材を用途に応じて配置するなど、木材の使い分けにも工夫をしています。

さらに、家具についても県産材を使用しており、端材を利用したパネル構造のベンチやDIYでも作れる簡単な構造のソファ、三重県指定伝統工芸品「尾鷲わっぱ」を使用したランプシェードなど、機能性やデザイン性に優れたものを採用しています。

環境面でも太陽光発電や蓄電池、雨水利用施設、薪ストーブの設置など、自立運用可能な環境設備を整えています。

2 令和5年度の講座運営

アカデミーでは、それぞれの役割やキャリアデザインに応じた3つの基本コースのほか、市町職員講座やより専門的な技術を習得するための選択講座の開講を予定しており、原則すべての講座をアカデミー棟で実施する予定としています。

受講生の皆さんには、新しく完成したアカデミー棟で学んでいただくとともに、受講生や修了生をはじめとした関係者との交流も積極的に行っていただきたいと考えています。

Ⅱ 「みえスマート林業推進協議会」を設置しました

スマート林業に関する技術や効果など、先進的な知識を県内の林業関係者間で共有し、広く普及することで、林業イノベーションを加速化し、林業の安全性や生産性の向上、木材供給力の強化を通じて、本県林業・木材産業のグリーン成長を実現することを目的として、産学官民の連携のもと「みえスマート林業推進協議会」（以下「協議会」という。）を令和4年9月に設置しました。

1 協議会の概要

協議会では、スマート林業の実現に向け、スマート林業に関する先進事例の情報収集・発信、スマート林業の導入に向けた研修会の開催や現場実装に関する調査・検証などの業務を行っています。

令和4年度は、協議会の下に、ICT施業推進部会、森林整備事業スマート推進部会、労働安全部会の3つの部会を設置し、テーマごとにスマート化に向けた取組を推進しました。

なお、協議会には、令和5年3月末時点で、大学関係1者、国関係3者、民間企業等37者、県・市町7者の合計47者が加入しています。

2 令和4年度の活動状況

協議会及び各部会では、次のとおり、研修会の開催や現場における調査・検証等を実施し、技術の普及を図りました。

(1) 第1回みえスマート林業推進協議会

協議会の設立総会を開催するとともに、国立研究開発法人 森林研究・整備機構森林総合研究所の鹿又秀聡氏による全国のスマート林業の成果や課題に関する基調講演を行いました。

(2) ICT施業推進部会

令和4年12月16日に、三重大学大学院生物資源学研究科松村教授から「紀伊半島の森林経営管理に適した目標林型の類型化と施業指針の作成に関する調査・研究成果」についての講演と、森林クラウドと指針(マニュアル)

の実際の活用方法について、県から説明を行いました。

(3) 労働安全部会

労働災害発生時の対応、通信手段の確立に向けた技術の検証、関係機関との連携に関する検討・課題の抽出を行いました。

(4) 森林整備事業スマート化推進部会

造林補助事業のスマート化への対応として、「三重県造林補助事業関係要領」の改正案とオルソ画像等を使用した森林整備事業の申請に関するガイドライン(案)について、県から説明を行いました。また、地理空間アプリ「mapry」の操作体験を行いました。

(5) 第2回みえスマート林業推進協議会

令和4年度の活動報告及び「森林管理のDX化が拓く林業の近未来」をテーマとした講演会を開催しました。

(6) スマート林業に関する研修会

県内の林業現場へのスマート林業の導入に向け、以下の見学会への参加や研修会等の開催を行いました。

- ・和歌山県で開催された新たな架線集材システム見学会への参加
- ・ドローン及びクラウド型ドローン測量サービス「くみき」に関する研修会の開催
- ・航空レーザ測量成果の活用に関する研修会の開催



架線集材システム見学会



ドローン研修会

3 今後の取組

引き続き、協議会活動を通じて、スマート林業に関する先進的な知識を県内の林業関係者間で共有し、スマート林業のさらなる普及に取り組んでいきます。

Ⅲ 「森林環境譲与税」を活用した取組が進んでいます

林業の採算性の低下や境界・所有者不明森林の増加、担い手の不足等により手入れ不足の森林が増えてきたことから、市町による森林整備等を促進するため、令和元年度から「森林環境譲与税」が譲与されており、「森林経営管理制度」に基づく森林整備をはじめとするさまざまな取組に活用されています。

1 「森林環境譲与税」の活用

「森林環境譲与税」は、国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための森林整備等を促進するために創設されました。

市町においては、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進等に、都道府県においては森林整備を実施する市町の支援等に充てることとされています。

三重県においては、平成26年度から導入している「みえ森と緑の県民税」と「森林環境譲与税」の用途を区分し、双方を有効活用して森林づくりを進めています。

「みえ森と緑の県民税」は、2つの基本方針である「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」に沿った施策に活用するのに対し、「森林環境譲与税」は、「森林経営管理法」に基づき実施する森林整備をはじめ、林業の人材育成や担い手の確保、木材利用の促進などの林業振興施策に活用しています。

2 県内の取組状況

(1) 市町の取組状況

県内では、令和4年度末時点で「森林経営管理制度」に基づく市町村森林経営管理事業に8市町が取り組んでおり、計405haの森林整備が実施されています。

また、10市町において、協定に基づく間伐や小規模な森林整備に対する支援等により、計1,391haの森林整備が実施され、未整備林の整備が促進されてきています。

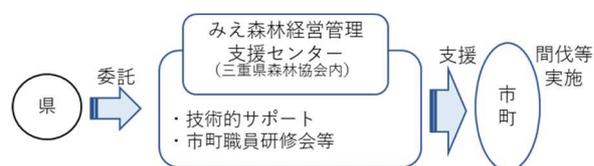
さらに、森林整備以外にも、公共施設等の木造・木質化や林業人材の育成・確保にも活用されており、地域の実情に応じた取組が展開されています。



市町村森林経営管理事業が実施された森林（津市）

(2) 県の取組状況

県では、三重県森林協会内にみえ森林経営管理支援センターを設置し、センターのアドバイザーによる市町の「森林経営管理制度」の推進や「森林環境譲与税」の活用に関する支援を行うとともに、みえ森林・林業アカデミーにおける次代を担う林業人材の育成等に取り組んでいます。



3 今後の取組

令和6年度には「森林環境税」の課税が開始され、「森林環境譲与税」を活用した取組が注目されるなか、令和4年度末時点で14市町がこれまでに譲与された「森林環境譲与税」の50%以上を基金に積み立てていることから、「森林環境譲与税」を活用した森林整備等の市町の取組をより一層促進していく必要があります。

このため、市町ごとの取組段階や抱える課題に対応したよりきめ細やかな支援に取り組んでいくため、市町との意見交換や情報交換を十分に行いながら、みえ森林経営管理支援センターと地域農林（水産）事務所との密接な連携のもと、支援内容をさらに充実させていきます。

Ⅳ 「みえ森林教育ビジョン」実現に向けた取組を展開しました

県では、令和2年10月に、森林と私たちの暮らし、経済がともに持続可能で豊かな社会をめざし、森林や木、木材に親しみ、自ら考え、判断して行動できる人づくりを目標とした「みえ森林教育ビジョン」を策定し、その実現に向け、新たに第1回みえ森林教育シンポジウムの開催や、みえ森林ワークブックの作成に取り組みました。

1 第1回みえ森林教育シンポジウムの開催

森林教育について学び、意見を交わし、考えることで、これまで以上にさまざまな場面で森林教育を推進することを目的に、令和5年2月4日(土)に三重県総合文化センターにおいて、第1回みえ森林教育シンポジウムを開催し、森林教育に関心のある方から、実際に森林教育に取り組む実践者、また、子どもから大人まで幅広い立場の県民の皆さん延べ524人に参加していただきました。

第1部のワークショップでは、テーマ別に「幼児教育・保育」「森林教育指導者」「学校教育」の3つの会場を設け、事例発表や意見交換を行ったほか、親子で参加できる体験教室を実施しました。

また、第2部のステージプレゼンテーションでは、第9回みえの森フォトコンテスト表彰式を行ったほか、森や木を活用した森林教育に取り組む実践者によるトークセッションや、絵本作家のいわむらかずお氏を迎えた記念公演を通じて、森林教育に対する理解を深めました。



「第1回みえ森林教育シンポジウム」(記念講演会)

2 みえ森林ワークブックの作成

森林教育の裾野をこれまで以上に拡大するため、みえ森林ワークブックを作成しました。

このワークブック作成においては、次のような方針を定めて取り組みました。

- ・学校学習の中で森林教育を実施
- ・小学校学習指導要領に沿った内容
- ・現場の教員が活用しやすい工夫
- ・三重県の森林・林業への理解を深める内容

また、教育関係者を中心としたみえ森林ワークブック作成検討会を3回開催し、専門家の意見を取り入れ、小学校学習指導要領に対応した小学5年生社会科と小学6年生理科のワークブックを作成しました。



作成した「みえ森林ワークブック」

3 今後の展開

森林教育指導者の養成や森林教育出前授業、各種講座等を実施等のこれまでの取組に加え、新たに作成したみえ森林ワークブックを活用した主体的・対話的な学びを取り入れた森林教育の展開や、みえ森林教育シンポジウムの開催を通じて、森林教育の裾野の拡大を図っていきます。

V 三重の森林づくりに関する県民意識調査を実施しました

県民の皆さんの森林づくりに関する意識を把握し、「みえ森と緑の県民税」を活用した今後の三重の森林づくりの参考とすることを目的に、「三重の森林づくりに関する県民意識調査」を実施しました。

1 調査方法等

調査期間：令和4年7月8日～8月9日
 調査方法：郵送配布、郵送・WEB回答併用
 調査対象：無作為に抽出した県民5,000人
 回収状況：回収率45.6%

回収数	うち郵送	うちWEB
2,278件	1,738件	540件

2 調査結果の概要

(1) 森林に対する意識

森林に対する意識について伺ったところ、「森林は大切だと感じており、積極的に関わっていききたい」が5.1%、「森林は大切だと感じており、機会があれば関わっていききたい」が48.1%、「森林は大切だと感じているが、あまり関わろうとは思わない」が46.2%、「森林を大切だとは思っていない」が0.5%という結果でした。

また、下図に示すとおり、子どもの頃に森林とふれあった機会が多かった人ほど、森林と関わっていききたいと考える傾向にあることが明らかとなり、森林教育をはじめとした森林や木材にふれあい・学ぶ機会の重要性が改めて確認されました。

(2) 「みえ森と緑の県民税」について

平成26年度に導入した「みえ森と緑の県民税」については、令和5年度末をもって、第2期（令和元年度から令和5年度）の終期を迎えることから、第3期（令和6年度から令和10年度）に向けて、制度の見直し議論を行っているところです。

この制度の見直しの参考とするため、第3期も「みえ森と緑の県民税」を活用した取組を継続することについて伺ったところ、88%の皆さんが「賛成」または「どちらかといえば賛成」との意見でした。

また、継続に賛成する理由としては、「災害に強い森林づくり」及び「県民全体で森林を支える社会づくり」には、長期的・継続的に取り組んでいくべきとの意見が最も多くありました。

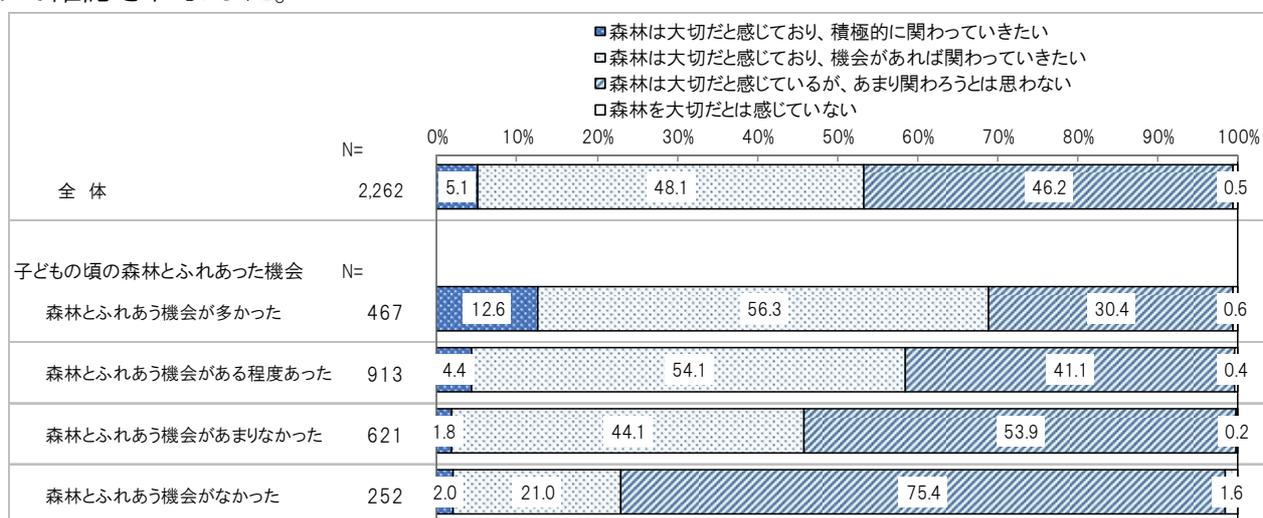
3 今後の取組

本調査の結果につきましては、「みえ森と緑の県民税」制度の見直しや、今後の三重の森林づくりの参考として活用していきます。

※本調査の詳細な結果は、県のホームページにおいて公開しています。

三重の森林づくりに関する県民意識調査

検索



森林とふれあう機会と森林に対する意識の関係

第2章 実施状況

I 基本方針 1 森林の多面的機能の発揮

森林は、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、林産物の供給等の多面的機能を有し、適正な管理を行うことで、これらの機能を複合的に発揮させることができます。

このため、森林に求められる機能や地形条件等に応じた適切な森林管理を推進するとともに、森林づくりを支える森林情報の的確な把握や、森林の公的管理を進め、将来にわたる森林の多面的機能の持続的な発揮をめざします。

【数値目標の達成状況】

指標	令和4年度目標 (2022年度)	令和4年度実績 (2022年度)	令和10年度目標 (2028年度)
公益的機能増進 森林整備面積(累計)	7,700ha	7,518ha	30,300ha
山地災害危険地区 整備着手地区数(累計)	2,239地区	2,248地区	2,359地区
新植地の被害率(獣害)	-	6.3%	0%
森林境界明確化面積(累計)	35,000ha	32,031ha	60,000ha

【令和4年度評価】

(1) 公益的機能増進森林整備面積

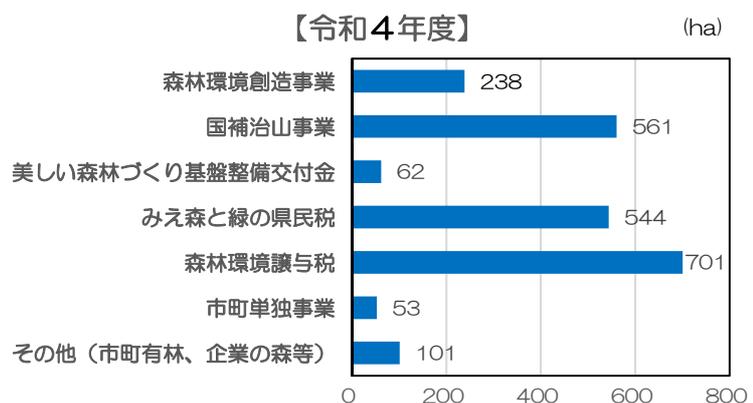
令和4年度は、森林環境創造事業、治山事業、「みえ森と緑の県民税」及び「森林環境譲与税」を活用した事業等により、公益的機能の増進を目的として、森林整備を2,260ha実施しました。この結果、公益的機能増進森林整備面積の令和4年度実績(累計)は7,518haとなり、同年度目標値である7,700haには達しませんでした。

なお、「森林環境譲与税」を活用した森林整備面積が増加したこと等から、単年度実績としては、前年度と比較して250ha増加しました。

「森林環境譲与税」・「森林経営管理制度」の開始から5年目を迎え、多くの市町が森林所有者に対する意向調査や経営管理権集積計画の作成等に取り組んでいるところであり、今後は、森林整備をさらに本格化させていけるよう、市町の取組段階に応じたきめ細かな支援を進めていくことが必要です。

このため、市町との意見交換や情報交換を十分に行いながら、みえ森林経営管理支援センターと地域農林(水産)事務所との密接な連携のもと、「森林環境譲与税」を活用した事業の提案等、市町ごとの進捗に応じて支援内容をさらに充実させてい

指標：公益的機能増進森林整備面積



きます。

また、みえ森林・林業アカデミーにおいて、「森林環境譲与税」を活用した施策の立案をサポートする市町職員講座を開催するなど、市町の実施体制の充実に取り組んでいきます。

（２）山地災害危険地区整備着手地区数

山腹崩壊、地すべり、崩壊土砂流出等による災害が発生するおそれがある地区を「山地災害危険地区」として地域防災計画に掲載し、異常気象時における適切な対応を図るための情報として提供しており、令和４年度末現在、山腹崩壊危険地区2,080地区、地すべり危険地区13地区、崩壊土砂流出危険地区2,080地区の計4,173地区が指定されています。

令和４年度は、新たに20地区において治山ダム等の整備に着手したところであり、令和４年度末時点の着手数は2,248地区、令和10年度目標値に対する着手率は、95.3%となっています。

今後も引き続き、山地災害等から県民の生命・財産を守るため、治山事業等により必要な施設や森林の整備を進めていきます。

（３）新植地の被害率

「みえ森と緑の県民税」を活用した森林再生力強化対策事業の実施箇所について調査した結果、令和４年度末時点の獣害による被害率は、6.3%でした。

シカによる植栽地の食害は、森林所有者の経営意欲に大きく影響することから、令和10年度における目標値（被害率0%）の達成に向け、引き続き防護柵の設置等、植栽地の防除対策を支援するとともに、林業研究所において、効果的な捕獲技術に関する検証を進めていきます。

（４）森林境界明確化面積

「森林環境譲与税」の活用等により、各市町において森林整備等を行うにあたって必須となる森林境界の明確化が進められた結果、令和４年度末時点での森林境界明確化面積（累計）は、前年度から2,069ha増加して32,031haとなりました。

令和４年度目標値（35,000ha）に対する達成率は91.5%となっており、令和10年度における目標値（60,000ha）の達成に向けて、森林整備地域活動支援交付金を活用した取組の推進に加え、「森林経営管理制度」・「森林環境譲与税」の活用による明確化がこれまで以上に進むよう、市町の取組を支援していきます。

I 基本方針 1 森林の多面的機能の発揮

【基本施策 1 - (1)】

「構造の豊かな森林」づくり

森林の多面的機能を高度に発揮し、持続可能な森林づくりを行うため、森林ゾーニングに応じた適切な森林整備を進めるとともに、広葉樹の森づくりや里山の整備等、多様な森林づくりを進めます。

(1) 持続可能な森林づくり

「木を植え、育て、収穫し、また植える」という緑の循環のサイクルを確実なものとするため、森林資源の有効利用を図りながら適正な森林整備を進めるとともに、植栽本数の見直し等を行うほか、新たな技術を普及して森林・林業経営のトータルコストの削減を進めます。

【令和 4 年度の取組】

持続可能な森林づくりに向けて、令和 4 年度は、生産林において、国補造林事業により、間伐719ha、植栽30ha、下刈150ha、枝打ち 7 ha等、また県単造林事業により、間伐206ha、下刈 4 ha等を実施しました。このほか、主に、治山事業で450ha、林業・木材産業成長産業化促進対策事業等の非公共事業で209ha、「みえ森と緑の県民税」を活用した災害緩衝林整備事業等で111haの間伐を実施しており、これに国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センターが実施した間伐587haなどを合わせて、生産林全体では、計2,972haの間伐を実施しました。



皆伐地に植栽されたヒノキの苗木

(2) 公益的機能を重視した森林づくり

公益的機能の発揮を重視すべき森林（環境林）については、針広混交林化等により、樹種や林種が異なり、高木から低木まで階層構造が多様で、若齢林から老齢林まで林分構造が違うなど、多様な森林を育成し、水源かん養や生物多様性等の機能が高度に継続して発揮される森林づくりを進めます。

【令和 4 年度の取組】

令和 4 年度は、森林環境創造事業により、環境林における間伐238haを実施しました。このほか、主に、治山事業で111ha、「みえ森と緑の県民税」を活用した災害緩衝林整備事業で27ha、「森林環境譲与税」を活用した市町単独事業で436haの間伐を実施し、環境林全体の間伐面積は計1,057haとなりました。

なお、令和 4 年度における生産林と環境林を合わせた、植栽や下刈、間伐等の合計森林整備面積は4,616haとなりました。

(3) 多様な森林づくり

木質バイオマス用途や特用林産物の生産に有用な広葉樹林の造成等、目的に応じた多様な生産林の整備を進めるほか、地域の実情に応じて地域固有の広葉樹林や貴重な景観等を形成する森林づくりを進めます。

【令和 4 年度の取組】

林業研究所では、多様な森林づくりを進めるため、早生樹であるコウヨウザンを県内で造林するための研究を行っています。

県内に 2 か所の植栽試験地を設定し、従来樹種との比較を行うとともに、環境要因や苗木の特性が成長に与える影響について調査しました。

また、品質の良いコウヨウザンコンテナ苗の生産方法の開発に取り組んだところ、播種から 1 成長期で品質の良いコウヨウザン苗を生産することが可能となりました。



コウヨウザンの植栽試験地

【基本施策1－(2)】

県民の命と暮らしを守る森林づくり

近年頻発する台風や集中豪雨等から県民の命と暮らしを守るため、「災害に強い森林づくり」や保安林制度、「三重県水源地域の保全に関する条例」に基づく森林の適切な管理を進めるとともに、ニホンジカ等の野生鳥獣による獣害対策、森林病虫害対策や林野火災の防止に向けた取組を進めます。

(1) 災害に強い森林づくりの推進

荒廃森林の復旧や山地災害の未然防止など、県民生活の安全・安心を確保するため、治山施設や森林の整備などを進めます。

また、「みえ森と緑の県民税」を活用して、流木となるおそれのある溪流沿いの森林整備や溪流内に異常に堆積した土砂や流木の撤去等を行います。

【令和4年度の取組】

山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂流出等による災害が発生するおそれがある地区を「山地災害危険地区」として地域防災計画に掲載し、異常気象時における適切な対応を図るための情報として提供しました。

令和4年度末現在、山腹崩壊危険地区は2,080地区、地すべり危険地区は13地区、崩壊土砂流出危険地区は2,080地区となっており、これらの山地災害危険地区における治山事業の着手率は53.9%となりました。

令和4年度の主な取組として、山地災害が発生した地域等において、山腹崩壊地や

荒廃溪流を復旧整備し、災害の防止軽減を図る治山事業を実施するとともに、機能が低位な保安林を対象とし、その健全な成長を促進させるための本数調整伐（間伐）561haを実施しました。

また、「みえ森と緑の県民税」を活用した災害に強い森林づくり推進事業では、災害緩衝林整備事業として、12市町、32箇所において、流木となるおそれのある危険木3,663m³の除去と、溪流沿いの森林で、流木や土砂の流出を抑止するための調整伐138haを実施しました。

市町においても、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用して、伊勢市等、18市町が人家裏や通学路沿いの危険木の除去に取り組むとともに、流域防災機能強化対策事業により、13市町において、流域の防災機能の強化を図るための調整伐376haが実施されました。

また、令和2年度から、台風等の倒木被害により電線等のライフラインを寸断するおそれのある危険木の事前伐採に取り組んでおり、令和4年度は、松阪市等、10市町において3,694本の危険木が事前伐採されました。



電線近くの危険木の事前伐採（名張市）

(2) 森林の保全と保安林制度の推進

森林の有する公益的機能の維持や自然環境との調和に配慮した、適正な土地利用を確保するため、林地開発許可制度の適正な運用に努めるとともに、水源のかん養や山地災害の防止等、重要な機能を有する森林

を適切に維持・管理していくため、保安林の計画的な指定や整備の推進等、保安林制度の適正な運用に努めます。

また、三重県水源地域の保全に関する条例に基づき、水源地域内の土地取引の事前届出制度等の的確な運用と、水源地域の森林整備や特定水源地域の保安林への指定を推進します。

【令和4年度の取組】

令和4年度末現在、県内の森林面積の約34%にあたる126,416haの森林が保安林に指定されています。

また、林地開発については、令和4年度に6件、25.6haの申請を許可しています。

＜三重県における保安林の指定状況＞

区分	面積(ha)	比率
水源かん養	80,834	63.9%
土砂流出防備	43,040	34.1%
土砂崩壊防備	179	0.1%
防風	172	0.1%
潮害防備	6	0%
干害防備	20	0%
防火	13	0%
魚つき	637	0.5%
落石防止	25	0%
航行目標	6	0%
保健	※11,932	1.1%
風致	79	0.1%
計	126,416	100.0%

※重複指定があるため計は一致しない。

水源地域内の土地取引の事前届出制度については、条例が目的とする水源のかん養機能の維持増進とあわせて周知することにより、届出の必要性を理解していただくよう努めました。なお、令和4年度の条例に基づく届出件数は100件でした。

（3）森林病虫害対策及び森林災害対策の着実な実施

松くい虫による「保全すべき松林」への

被害拡大の防止や、カシノナガキクイムシによるナラ枯れの拡大を防止するため、被害状況の把握や対策方法等の情報収集に努め、効果的な被害対策が実施されるよう市町に対して指導及び情報提供を行います。

また、林野火災予防の普及を行うとともに、森林保険への加入を促進します。

【令和4年度の取組】

令和4年度は、松くい虫防除対策として薬剤散布による予防措置23ha、被害木を伐倒処理する駆除措置42m³を実施しました。

＜松くい虫による被害状況＞

区分	面積(ha)	材積(m ³)
平成29年度	607	2,059
平成30年度	713	2,123
令和元年度	256	780
令和2年度	220	296
令和3年度	216	262
令和4年度	215	275

さらに、近年、カシノナガキクイムシによる広葉樹の枯損等の被害が発生していることから、県内の被害状況を継続して調査しました。

また、山火事予防運動の一環としてポスター掲示等を行い、林野火災予防の啓発を行いました。

（4）野生鳥獣による被害の軽減

ニホンジカ等による森林への被害の軽減を図るため、必要な防護対策を実施するとともに、森林管理署や市町、森林組合等との連携による地域一体となったニホンジカ等の効果的な捕獲を進めるとともに、ICTを活用した新たな捕獲技術を普及し、捕獲を促進します。

【令和4年度の取組】

令和4年度の野生鳥獣による林業被害額は1億153万円で、そのほとんどがニホンジカによるスギ・ヒノキへの食害、剥皮被害

でした。

このため、植林地への防除対策として、防護柵やチューブ等の設置を支援しており、令和4年度は、造林事業により、防護柵約25kmを設置しました。

また、ニホンジカによる農林業被害と生態系への影響の軽減を図るため、第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）に基づき、平成24年度から、ニホンジカの狩猟期間における捕獲頭数等の制限緩和を実施して捕獲圧を上げています。

なお、令和4年度の狩猟登録者数は、3,035人となりました。

林業研究所では、三重県内のニホンジカの生息密度が比較的高い集落をモデル地区として設定し、シカ捕獲の実証試験を実施しています。モデル地区では、農地周辺においてICTを活用した囲い罠により集中捕獲を行うとともに、農地後背山林でくくり罠を用いた捕獲を行う「農林併行捕獲」が実施されており、捕獲の強度によってニホンジカの出現頻度がどのように変化するのかを調べています。また、くくり罠を用いて効率的にニホンジカを捕獲する方法についても検討しています。

さらに、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用した森林再生力強化対策事業により、新植地における獣害防止施設の設置を支援しました。



自動撮影カメラで撮影されたニホンジカ

【基本施策1－(3)】

森林づくりを推進する体制の強化

適切な森林管理を推進するため、市町と連携し、森林計画制度の適正な運営を図ります。また、効果的かつ効率的な森林整備が進められるよう、森林GIS等による正確な森林情報（所有者、森林境界、資源内容、施業履歴等）の把握と活用を進めるとともに、公益的機能の発揮が強く求められる森林においては森林の公的な管理を進めます。

さらに、「森林環境譲与税」の導入や森林経営管理法の施行を受け、今後、森林・林業行政における市町の役割がますます重要となることから、これらの新たな動きに円滑に対応できるよう市町をサポートします。

（1）国・市町等と連携した森林管理の推進

県内4流域の地域森林計画、及び市町村森林整備計画に即して、造林・伐採等が実施されるよう、森林計画制度の適正な運用に努めます。

また、市町が「森林環境譲与税」を活用した新たな森林管理システムを円滑に実施し、着実に森林整備を進めていけるよう、地域の実情に応じたきめ細かな協力・支援に努めます。

【令和4年度の取組】

令和4年度は、尾鷲熊野森林計画区において地域森林計画を樹立するとともに、令和5年度の南伊勢森林計画区における地域森林計画の樹立に向けて準備を進めました。

また、森林経営管理制度に基づき、市町が行う森林整備事業の推進を支援するため、令和元年度から、みえ森林経営管理支援センターに、森林整備に必要な知識と技術を備えたアドバイザーを配置して、市町担当者向けの研修会の開催や相談対応、巡回指導等を行っています。この結果、令和4年度末までに20市町が森林所有者に対する意向調査を実施し、このうち9市町が経営管理権集積計画を作成、さらにこのうち8市町が市町村森林経営管理事業を実施しました。



みえ森林経営管理支援センターによる支援
(市町担当者勉強会)

(2) 森林資源データの整備と情報提供

市町が森林整備や境界明確化等をより効果的に進めることができるよう、航空レーザ測量により取得した情報や解析データ等の詳細な森林資源情報、精度の高い3次元地形データを森林クラウドで共有するなど、市町の森林管理を支援していきます。

【令和4年度の取組】

令和4年度は、津市、松阪市、尾鷲市、御浜町、紀宝町で新たに約324km²の航空レーザ測量を実施し、これまでに14市町で、詳細な森林資源や地形等の森林情報を1,871km²整備しました。

また、市町や林業事業者が詳細な森林資源情報や精度の高い地形データを活用して施業が実施できるよう、活用方法に関する研修等を実施しました。

(3) 森林の公有林化等による公的管理

特定水源地域等の公益的機能の重要な森林のうち、森林所有者による適切な整備が見込めない森林については、森林管理の協定による経営の受託や市町による公有林化等、公的な管理を促進します。

県行造林地の適切な森林整備を進めるとともに、伐期を迎えた箇所計画的な伐採と、伐採後の的確な更新を図ります。

【令和4年度の取組】

令和4年度は、「森林環境譲与税」を活用して、森林所有者による適切な整備が実施

されておらず、早期に整備を行う必要がある森林について、市町と森林所有者等が協定を結んで行う森林整備が7市町において実施されました。



協定に基づく森林整備後の森林（松阪市）

(4) 森林の公益的機能発揮に向けての研究

森林整備による土砂流出や流木発生抑制効果を検証するため、県内各地で実証研究を進めます。

【令和4年度の取組】

「みえ森と緑の県民税」を活用した災害に強い森林づくり推進事業の事業効果検証のため、令和元年度より以下の調査を実施しています。

- ① 山腹部における調整伐後の斜面安定効果を検証するための樹木根系による斜面安定効果調査
- ② 山腹部、溪岸部における調整伐の成長促進効果等を検証するためのドローンを用いた森林モニタリング調査
- ③ 溪流部における危険木除去による流木発生抑制効果を検証するための整備森林における危険木発生状況調査

令和4年度は、スギ、ヒノキ根の引き抜き試験と根系分布調査による崩壊抵抗力の調査、土砂移動量調査、調整伐後のドローン空撮とドローンによる森林モニタリング技術の開発に取り組みました。

また、過去に危険木除去を行った溪流部

の現況調査、溪流部において危険木の発生・
流失をモニタリングするための固定試験地
における追跡調査等を行いました。



崩壊抵抗力を明らかにするための根系分布調査

Ⅱ 基本方針 2 林業の持続的発展

豊富な森林資源を活用し、活発な木材生産活動を通じて、森林所有者の所得向上や中山間地域の活性化、低炭素社会づくりに貢献するとともに、森林の公益的機能を高度に発揮させていくため、森林施業の効率化や林業・木材産業の競争力強化、森林・林業や地域を担う人づくり、県産材の利用促進など林業の持続的な発展を図ります。

【数値目標の達成状況】

指標	令和4年度目標 (2022年度)	令和4年度実績 (2022年度)	令和10年度目標 (2028年度)
県産材素材生産量	410千m ³	450千m ³	430千m ³
林業人材育成人数(累計)	255人	240人	645人
製材・合板需要の県産材率	49.0%	50.3%	60.0%

【令和4年度評価】

(1) 県産材素材生産量

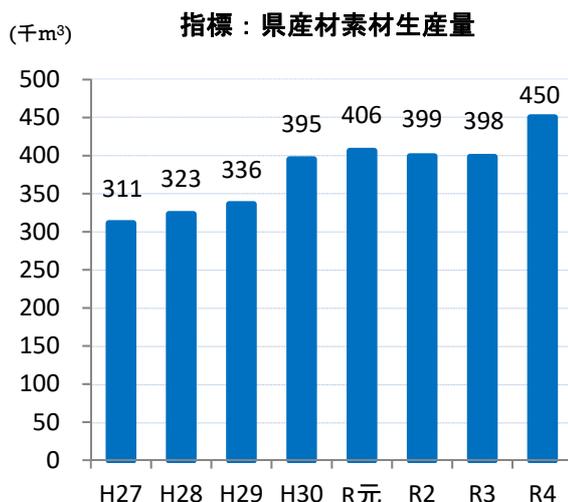
令和4年度は、利用期を迎えた森林資源の循環利用を図るため、間伐や路網整備への支援、生産性向上に向けたスマート林業の普及、林業人材の育成を進めたことなどにより、素材生産量が450千m³と増大し、目標の410千m³を達成することができました。

木材の用途別の生産量では、世界的な木材需給のひっ迫による木材価格の高騰、いわゆるウッドショックにより県内においても外国産材の代替需要が発生した結果、建築用材となる製材用は191千m³に増加するとともに、製紙等向け木材チップ用は60千m³となり前年から大きく増加しました。

なお、合板用については、県内大型合板工場への県産材の供給に取り組みましたが、前年よりも減少し、76千m³となりました。

今後は、川下からのニーズの多様化や需要の増加にも的確に対応できるよう、川上から川下までの関係事業者と連携したサプライチェーンのネットワーク化を進めるとともに、連携体制のさらなる充実を図ります。

また川上側では、林業生産コストを低減するため、低密度植栽の普及などによる低コスト造林を推進するとともに、ICTを活用した林業作業の省力化、効率化など、林業のスマート化への支援に取り組んでいきます。



(2) 林業人材育成人数

みえ森林・林業アカデミーにおいて実施したディレクター育成コース、マネージャー育成コース、プレーヤー育成コースの基本3コース、林業体験講座、市町職員を対象とした市町職員講座等により、43人の林業人材を育成しました。また、充実した教育環境を実現するため、みえ森林・林業アカデミー棟の施設整備を行いました。

今後も引き続き、新たな視点や多様な経営感覚を備えた人材を確保・育成していくため、みえ森林・林業アカデミーのカリキュラムのブラッシュアップを図るなど、子どもから大人までを対象とした人材育成を進めていきます。

(3) 製材・合板需要の県産材率

製材工場等において取り扱う原木の外国産材・県外産材から県産材への転換を促すため、県内の建築士、素材生産事業者、製材事業者等の人的ネットワークの形成によるサプライチェーンの強化等に取り組んだところ、製材・合板需要の県産材率は、前年度とほぼ同等の50.3%となりました。

今後も、製材・合板工場における県産材の活用を促進するため、県産材供給体制の構築に向けた研修会を開催するとともに、みえ森林・林業アカデミー棟建設時に蓄積した県産材調達手法を関係事業者間で共有するなど、引き続き、製材・合板需要の県産材率の増加に向けた取組を進めていきます。

Ⅱ 基本方針 2 林業の持続的発展

【基本施策 2 - (1)】

林業及び木材産業等の振興

利用期を迎えた森林資源を活用し、林業及び木材産業等を活性化するため、循環型林業の実現に向けた取組を進めるほか、施業の集約化や基盤整備等による生産性の向上、原木の安定供給体制の構築、林業・木材産業の競争力強化を図ります。

(1) 森林施業の集約化の促進

森林施業プランナー等による森林所有者への働きかけや、森林経営管理制度に基づく、意欲と能力のある林業経営者への再委託等により、施業の集約化を進めるとともに、森林経営計画の作成を促進します。

また、森林所有者や森林境界の明確化、施業履歴等のデータ集積による、精度の高い森林資源情報を活用した森林施業の集約化を促進します。

【令和4年度の取組】

森林経営計画制度のさらなる普及・定着を図るとともに、期間が満了する計画の更新を促進するため、林業普及指導員が主体となり、森林所有者等の計画作成を支援した結果、令和4年度末時点での森林経営計画作成面積は47,666haとなりました。

また、林業経営の集積・集約化の受け皿として、新たに2事業者を意欲と能力のある林業経営者に選定・公表しました。

(2) 多様な原木の安定供給体制の構築

製材、合板、木質バイオマス燃料等さまざまな需要に応じた多様な原木を安定的・効率的に供給するため、木材の需給情報の共有を進めるとともに、地域の実情に応じた安定供給体制の構築を図ります。

また、中間土場、山土場等を活用した原木の需要先への直送など、商流と物流の分離等による原木流通の効率化や低コスト化を図ります。

【令和4年度の取組】

多様な原木の安定供給を図るため、搬出間伐や一貫作業システム等の低コスト造林による主伐を促進するとともに、森林作業道等の基盤整備に対して支援を行いました。

また、県内6か所の木質バイオマス発電所や大型合板工場に対して原木（B材・C材）を安定的に供給するため、搬出間伐や路網整備を支援しました。

(3) 林業・木材産業の競争力強化とスマート化

素材生産の低コスト化に向け、高性能林業機械の導入を促進するとともに、基盤となる林道、林業専用道、森林作業道等の路網をそれぞれの役割に応じて効果的に整備することで、地域の実情に応じた効率的な作業システムの構築を図ります。

また、航空レーザ測量等による精緻な森林資源情報の把握や、原木流通システムのICT化を進めることで林業のスマート化を図ります。

【令和4年度の取組】

令和4年度は林道事業により、津市ほか10市町において、林道開設11路線16工区、法面保護や橋梁補修等の林道改良14箇所の整備を実施・支援するとともに、令和4年7月豪雨等により被災した林道施設の復旧を支援しました。



林道開設 中畑線（津市）

また、造林事業等により、森林作業道63,461mを開設するとともに、木材加工施設への製材機械導入3件に対して支援をすることで、搬出コストの低減や木材産業の競争力強化を促進しました。

さらに、林業・木材産業のスマート化の実現に向けて、津市、松阪市、尾鷲市、御浜町、紀宝町において、航空レーザ測量を実施し、正確な森林資源情報を把握したほか、低消費電力かつ長距離通信技術であるLPWAN通信環境を構築したモデル地区を新たに1地区設定し、当該地区において労働安全性や生産性の向上に向けたスマート技術の導入を支援しました。

加えて、スマート林業に関する技術や効果などを林業関係者間で広く普及・共有するため、「みえスマート林業推進協議会」を設置し、ICT技術の活用方法や労働安全の向上等に関する検討部会やスマート技術に関する研修会を開催しました。

(4) 多様な収入源の創出

林業だけでなく、農業や観光業、自然体験等さまざまな業種を複合的に組み合わせた中山間地域の所得向上と定住促進を図ります。

また、森林から生み出される資源を新たな視点で有効に活用した新商品の開発等を促進します。

【令和4年度の取組】

みえ森林・林業アカデミーにおいて、自らプロジェクトを企画し実践するディレクター育成コース2年目の受講生が、地域の里山を活用したプロジェクトを企画・実践しました。

このプロジェクトの令和4年度の主な取組として、放置された里山林を整備し、イベントの開催や森林教育を行うとともに、里山に生育する広葉樹の苗木を寄せ植えにして販売するなどの試みを行いました。

(5) 特用林産の振興

安全・安心な特用林産物を供給するため、生産体制の整備を促進します。

また、きのこ生産者に対して生産性向上のための技術指導を行うとともに、消費者に対しては安全・安心なきのこの等の情報提供を行います。

【令和4年度の取組】

令和4年度は、安全・安心な県産きのこの普及を図るため、移動林業研究所等の行事を通じて「みえの安心食材表示制度」の紹介や県産きのこのPRを行いました。

また、林業研究所では、食嗜好の変化や健康に対する意識の高まりに対応するため、おいしく、機能性食品素材としても活用が期待されるササクレヒトヨタケについて、きのこ生産者施設を活用した栽培実証試験に取り組みました。



生産者施設を活用したササクレヒトヨタケ栽培試験

(6) 効率的な林業生産活動のための研究

育林コストを下げるため、初期成長がよいとされるスギ・ヒノキ特定母樹を用いたコンテナ苗等の育苗技術や、早生樹の育林技術の確立に取り組みます。

また、安全で効率的な木材生産を行うための森林作業道の作設技術や、林業機械を使用した作業システムの開発に取り組みます。

【令和4年度の取組】

林業研究所では、高品質なスギ・ヒノキのコンテナ苗を低コストで生産する技術の開発を行っています。

令和4年度は、試験により育成したコン

テナ苗の品質を検証するため、実際にコンテナ苗を植栽し、植栽後2成長期目までの成長量を調査した結果、短期間で育成した当年生コンテナ苗は2年生苗よりも樹高成長量が大きく、造林の低コスト化に資するものであると考えられました。

また、素材生産作業の生産性向上を目的に、作業日報を活用した工程管理支援ツールの開発にも取り組んでいます。

令和4年度は、工程管理を目的とした作業量の記録単位を決定するために、県内の認定林業事業体において、皆伐作業の時間観測調査で得られた作業量の集計値と作業者の記録値との比較検証を行ったところ、集計値と記録値で差異が見られました。

このことから、作業量の記録精度の向上には、数取器など簡易な計測器の使用や、各工程の作業区分方法やチーム作業時の作業量計上ルールを統一し、徹底することが有効と考えられました。

【基本施策2－(2)】

森林・林業・木材産業や地域を担う人づくり

将来にわたり森林の公益的機能が高度に発揮されるよう森林を管理・育成するとともに持続的な林業経営を行うため、森林の適切な管理や林業・木材産業の競争力強化に資する高いスキルを持った担い手の育成や新たな担い手の確保に取り組めます。

また、地域を担う経営意欲の高い林業事業体の育成や地域振興の視点を持った人づくりを進めます。

(1) 林業の担い手の育成・確保

林業の新規就業者を確保するため、県内高校生や都市部の既就業者等の就業希望者等に対して林業への就業等に関する情報提供や相談会等を開催するとともに、就業体験や技術研修を行います。

また、みえ森林・林業アカデミーでは、新たな視点や多様な経営感覚及び科学的な知見を備える人材を育成するため、職場における役割や生涯を通じたキャリアデザインに対応する充実したカリキュラムを実施し

ていきます。

【令和4年度の取組】

林業の新規就業者の確保を図るため、首都圏での就業・就職フェア等において、林業就業希望者に対して相談対応を行ったほか、高校生への林業職場体験研修(5校)を実施しました。

<新規林業就業者数の推移>

年度	H30	R1	R2	R3	R4
人数	38	37	31	36	28

また、みえ森林・林業アカデミーにおいて、各種講座を開催したところ、ディレクター育成コース、マネージャー育成コース、プレーヤー育成コースの基本3コースには、県内外から新たに25名が参加したほか、人家裏等の危険木を安全に伐採するための高度な技術を習得する「特殊伐採講座」等の選択講座には、延べ149名の参加がありました。

さらに、林業研究所の敷地内に、今後の講座運営の拠点となる、十分な収容力や充実した教育環境を備えた「みえ森林・林業アカデミー棟」を整備しました。



プレーヤー育成コースにおける講座(伐倒技術)

(2) 地域を担う多様な人づくり

林業は中山間地域の仕事の場の創出や定住促進等、地域を活性化するために欠かすことができない産業であることから、中山間地域の振興の視点を持った林業人材の育成を図ります。

また、障がい者が多様な担い手として活躍できるよう木工分野等において福祉事業

所との連携等に取り組みます。

【令和4年度の取組】

令和4年度は、みえ森林・林業アカデミーのディレクター育成コースにおいて、1年目の受講生9名が森林、林業、木材産業の先進事例をはじめ、経営や安全、環境、地域経済の活性化等の幅広い分野について学びました。一方、2年目を迎えた受講生3名は、地域や組織の課題解決や新たなビジネス創出の仕組みづくり等のプロジェクトの企画に取り組みました。

また、林業事業体における施設外就労等の促進や障がい者の就労機会のさらなる拡大に向け、令和4年度は、林業と福祉をつなぐコーディネーターを7名育成しました。さらに、コーディネーターによる林業と福祉のマッチングを行い、名札用木札の研磨作業を福祉事業者での実施につなげるなど、2件の活動に対して支援を行いました。

（3）林業事業体の育成と経営力の向上

地域林業の中核的な役割を担う林業事業体を育成・確保するため、経営支援や機械化の促進等により経営改善や基盤強化を図ります。

森林整備の推進や素材生産量の増大を図るため、林業への新規参入の促進や、みえ森林・林業アカデミー等による人材育成を通じて、事業体の育成・確保を図ります。

【令和4年度の取組】

「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき事業主が樹立する、労働環境の改善や事業の合理化等を図るための「改善計画」について、新たに2事業体の認定を行いました。この結果、令和4年度末現在、50の事業体が知事による改善計画の認定を受けています。

【基本施策2－（3）】

県産材の利用の促進

県産材の利用は、「緑の循環」を通じた森林整備の促進や林業の活性化につながることから、住宅建築をはじめ、暮らしの中の

さまざまな場面で県産材が利用されるよう取組を進めます。

（1）県産材の需要拡大

県産無垢材の表面品質の高さや、尾鷲ヒノキ、波瀬地域のスギ等、県内のブランド材の魅力をアピールし、付加価値の高い製品の販売展開を促進します。

また、木材の輸出を促進するため、中国、韓国、台湾等におけるニーズの的確な把握や、輸出用原木・製品の安定供給に向けた取組を促進します。

さらに、生産性の高い大型製材工場等の大ロットの需要にも安定的に原木を供給できる体制の整備を検討するとともに、公共工事における県産材の利用を促進します。

【令和4年度の取組】

さまざまな形で暮らしの中に木材が取り入れられている社会づくりを進めていくため、県民が暮らしに取り入れたいと思う魅力ある新たな県産木製品を募集、選定する「みえの木製品コンテスト2022」を開催し、選定された木製品を三重県「木づかい宣言」登録事業者の事務所や店舗等で展示を行い、広く県民に向けてPRを行いました。

また、首都圏等において付加価値の高い県産材の販路拡大を図るため、首都圏の自治体や民間団体からの情報収集を行うとともに、木材関係団体と連携して、建築・建材関係の展示会等に出展（3回）し、県産材のPRを行いました。



WOODコレクション（モクコレ）2023（東京ビッグサイト）

さらに、公共施設等に活用可能な、耐朽

性能等を有する県産材を使用した新製品の開発に対する支援を行いました。

加えて、県の公共土木工事においても県産材利用を進め、治山、林道工事で1,761m³の県産材を使用しました。

（２）信頼される県産材の供給の促進

木材の需要者に安心して使っていただけるよう、規格基準が明確な「三重の木」認証材やJAS材の普及による県産材の品質向上に努めます。

また、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」への対応等、県産材の合法性確保に向け、FSC等の認証制度の普及促進を図るなど、関係事業者への情報発信を進めるとともに、製材品に必要な時に必要な量だけ納品できる体制を構築して県産材の信頼性を向上させるなど、外材・県外産材から三重県産材への転換に向けた取組を促進します。

【令和4年度の取組】

品質・規格が明確な「三重の木」認証材等、良質な県産材の普及を促進するため、建築関係者や木材関係者が参加する研修会において、県内の木材製品の紹介を行いました。

（３）住宅建設における木材利用の促進

県産材を利用した木造住宅の建築を促進するため、素材生産業者、製材業者、工務店、建築士等の川上から川下までの多様なネットワークやサプライチェーンを構築し、消費者ニーズにマッチした顔の見える家づくりを推進します。

また、今後の生産増加が見込まれる中・大径材を活用し、住宅等における無垢材の梁桁や内装材としての利用を促進します。

【令和4年度の取組】

住宅等における「三重の木」等の需要拡大を図るため、工務店、建築設計士と連携し、消費者に対して県産材を使用する意義等をPRするイベントを6回行いました。

また、県内の住宅及び非住宅に県産材を

目に見える形で活用した優良な建築物に関わった者を表彰する「みえの木建築コンクール」を開催し、優良な県産材の使用事例のPRに取り組みました。



県産材PRイベントの開催（松阪市）

（４）中・大規模施設等の木材利用の促進

CLTや木質耐火部材等の新たな木質部材の活用もふまえ、公共施設や民間商業施設等の非住宅分野における木造・木質化を促進します。

また、建築基準法の改正や「森林環境譲与税」の導入を契機に都市域において公共施設等における木材利用が進むことが想定されるため、このような動きを見据え、事業者等と連携して発注者に対する働きかけを進めます。

【令和4年度の取組】

中大規模建築物や非住宅建築物における木造・木質化の相談や提案ができる建築士を養成するため、県内の一級建築士を対象に、中大規模建築物の木造設計に必要な知識や技術を取得するための「三重県中大規模木造建築設計セミナー」を開催し、一級建築士6名及び建築施工事業者2名が本講座を修了しました。あわせて、行政職員を対象に、公共建築物の木造・木質化に関する基礎的な知識を取得することを目的とした研修会を開催し、県内の7市町の職員のほか、県関係部局の営繕担当・事業課担当職員が参加しました。

また、木造・木質化に向けた相談窓口を設置し、県内の公共建築物等における県産材の利用拡大に取り組みました。

公共建築物等における県産材の利用実績

は、みえ森林・林業アカデミー棟（津市）や登茂山線道路（車道）公衆トイレ（志摩市）等、県が整備した27施設において406.8m³、ごかつら池ふるさと村（多気町）や阿曾消防センター（大紀町）等、市町などが整備した16施設において258.0m³となりました。



みえ森林・林業アカデミー棟（津市）



伊賀警察署平田警察官駐在所（伊賀市）

（５）持続的な木質バイオマス利用の推進

地域林業の活性化や森林保全につながる未利用間伐材等の有効活用を図るため、木質バイオマス発電や熱利用など、木質バイオマスのエネルギー利用を促進します。

また、効率的な木材の生産、収集・運搬の仕組みづくりを進め、地域活性化にも資する「木の駅プロジェクト」を推進するなど、木質バイオマスの地産地消を促進します。

【令和４年度の取組】

県内では、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく認可を受けた木質バイオマス発電所が６基稼働しており、県内未利用間伐材等のエネルギー利用を進めています。

また、未利用の間伐材等を木質燃料等として有効活用するため、市町や森林組合、NPO等と連携して木の駅プロジェクトの取組を推進しました。

その結果、令和４年度は、県内５地域の木の駅プロジェクトから、約2,800tの木材が出荷されました。

（６）新製品・新用途の研究・開発の促進

県産材の利用促進のため、スギ・ヒノキの中・大径材の有効活用や付加価値を高めるための技術開発に取り組みます。

また、県内の林業事業者や民間企業、自治体等からの要請に応えた研究・開発を行うとともに、その成果を速やかに公表し普及に努めます。

【令和４年度の取組】

林業研究所では、近年市場に流通する大径材の利用を促進するため、中大規模の非住宅建築物に大断面材をあらわしで使うための乾燥技術の開発に取り組んでいます。

令和４年度は、スギ梁桁材の生産におけるドライグセットや中温乾燥の条件の検証を行い、材色劣化や表面割れ、内部割れなどが少ない、材質の良い梁桁材を生産する技術について検討を行いました。

この結果、乾燥前の木材の比重が仕上がりに非常に大きく関与し、比重が0.65を超える材は乾燥むらが生じる確率が高くなることがわかりました。また、高周波木材水分計の計測値と全乾法による含水率に大きく差が生じることもわかりました。



スギ大径材の利用

Ⅲ 基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興

森林は継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であり、自然環境を理解するための教育及び学習の場でもあることから、森林の保全及び活用、学習機会の提供や環境の整備により、森林文化及び森林環境教育の振興を図ります。

【数値目標の達成状況】

指標	令和4年度目標 (2022年度)	令和4年度実績 (2022年度)	令和10年度目標 (2028年度)
森林文化・自然体験施設等の利用者数	1,533千人	1,203千人	1,613千人
森林環境教育支援市町数	20市町	19市町	29市町
地域に密着した森林環境教育・木育指導者数	180人・団体	182人・団体	300人・団体

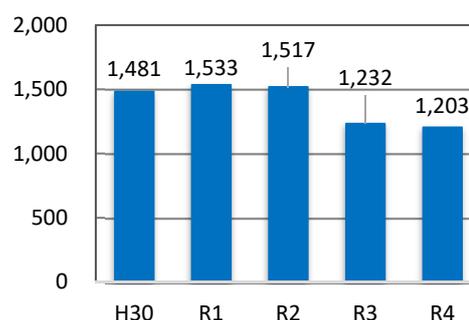
【令和4年度評価】

(1) 森林文化・自然体験施設等の利用者数

令和4年度における「三重県民の森」や「上野森林公園」、「横山ビジターセンター」、「東海・近畿自然歩道」等の、森林文化・自然体験施設等の利用者数は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が続いたため、前年度から29千人減少し、1,203千人となりました。

森林文化及び森林環境教育の振興を図るためには、森林や自然環境の大切さを学べる環境が必要であり、引き続き、安全で利用しやすい施設整備や、充実した森林教育プログラムの提供等に取り組んでいきます。

指標：森林文化・自然体験施設等の利用者数(単位：千人)



(2) 森林環境教育支援市町数

令和4年度は、「みえ森と緑の県民税」を活用した市町交付金事業による学校や地域での森林環境教育の取組、また、未就学児や小学校低学年の児童を対象とした木育の取組等が各市町で実施され、森林教育に取り組んだ市町は、前年度から6市町増加し、19市町となりました。

今後も、市町における森林教育を促進するため、プログラムの提案や指導者のあっせん等、森林教育に取り組みやすい環境づくりを進めます。

(3) 地域に密着した森林環境教育・木育指導者数

令和4年度末時点の「森のせんせい」登録者に、「みえ森づくりサポートセンター」で開催した指導者養成研修で養成した「森のせんせい候補生」を加えた結果、地域に密着した森林環境教育・木育指導者数は、前年度から30人・団体増加して182人・団体となりました。

今後も、森林環境教育・木育指導者養成講座のカリキュラムの充実を図るとともに、放課後児童クラブの指導員等、新たな主体が森林教育に取り組むよう働きかけを進めていきます。

Ⅲ 基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興

【基本施策3－(1)】

森林文化の振興

県民の皆さんや地域を訪れる方々が、森林との豊かな関わりを持てるよう、森林や自然、森林文化の持つ魅力を生かした情報発信や観光誘客の取組等、森林と親しめる環境づくりや山村地域の新たな魅力づくりを進めます。

(1) 森林の文化的価値の保全及び活用

県内の伝統的な林業や森林文化の価値向上と情報発信力の強化を図るとともに、市町、団体等と連携し地域の魅力向上や活性化を促進します。

また、森林の恵みが豊かな川や海を育み、人の暮らしや食をはじめとする地域の文化を生み出す源流となっていること等、森林と人の営みに関する情報発信に努めます。

【令和4年度の取組】

令和4年度は、「みえ森と緑の県民税」を活用して、小中学生を対象とした「こども森の写真教室」を開催しました。また、「第9回みえの森フォトコンテスト」では、子ども達から309作品の応募があり、優秀作品については公共施設やショッピングセンター等、県内各地で展示を行いました。

(2) 森林文化の体験と交流の促進

三重県が誇る美しい自然景観等の地域資源を活用した、自然体験等のエコツアーリズムの取組、林業や田舎暮らし体験等のプログラムを充実させることで、県内外からの誘客を促進するとともに、地域の活力向上を図ります。

【令和4年度の取組】

「伊勢志摩国立公園エコツアーリズム推進協議会」と連携し、新たな自然体験コンテンツの造成や、多様な方々が自然の魅力を体験できるよう、自然体験活動におけるバリアフリーチェックに取り組むなど、コン

テンツのブラッシュアップへの支援を行いました。

また、自然公園内の園地や自然歩道において、自然体験ツアーを16回開催しました。



自然体験ツアーの開催（大台町）

(3) 里山の整備及び保全の促進

人との関わりの中で、生物の多様性を維持しながら地域の暮らしや文化を支えてきた里山の自然環境を守りつつ、自然とのふれあい、活動の場として再生・活用していくため、地域住民やNPO等による保全活動を促進します。

【令和4年度の取組】

県では、自然環境保全団体等による地域の自然を守り育てる活動を促進するため、自然観察会等を行っている団体の活動を認証する「みんなで自然を守る活動認証制度」と、里山の管理作業等の活動を行っている団体の活動計画を認定する「里地里山保全活動計画認定制度」を設けており、令和4年度末現在、みんなで自然を守る活動認証団体数は7団体、里地里山保全活動計画認定団体数は42団体となっています。

令和4年度は、里山林の保全管理や森林資源の活用を行う活動団体を支援する森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業を活用して、9の活動団体が10haの森林整備や竹林整備を実施しました。

また、暮らしに身近な森林づくりを推進するため、みえ森と緑の県民税市町交付金

を活用して、伊賀市等、6市町で里山や竹林の整備が行われました。



播磨2号緑地里山整備事業（桑名市）

（４）森林文化の継承

伊勢神宮や熊野古道等、自然や森林と人の営みのつながりにまつわる文化の保全・継承に努めます。

木を活用する伝統産業等、「木の文化」の継承・復興に必要な、有用広葉樹種の育成及び安定供給の取組を促進します。

【令和4年度の取組】

令和4年度は、「公益社団法人 三重県緑化推進協会」による緑地等適正管理事業として、「日本樹木医会三重県支部」の協力を得て、市町等の要請に応じ、鈴鹿市木田町のボダイジュ等、10市町（18箇所）で、巨樹・古木や学校、公共広場等の樹木の健康診断や管理指導などを行いました。

【基本施策3－（2）】

森林環境教育・木育の振興

森林・林業に対する県民の理解と関心を深めるため、森林や木と気軽に触れあえる環境の整備や学習機会の提供、森林環境教育等の指導者の育成などを行います。

（１）森林環境教育・木育に関わる「人づくり」

県民の皆さんの森林の公益的機能や木育への関心を高めるため、県内各地で開催されるイベントとの連携や各種メディアを活用した情報発信に努めます。

また、豊富な知識や技術を有した指導者のもとで森林環境教育・木育を推進していくため、育成した指導者に対するフォローアップや、指導者間のネットワークづくりを進めるとともに、地域で活躍する新たな指導者の育成に努めます。

【令和4年度の取組】

津市白山町の林業研究所内に設置したみえ森づくりサポートセンターにおいて、森林教育や森づくり活動に関する相談対応や森林教育活動のコーディネート、出前授業、指導者の育成（指導者養成講座の開催）等を行っており、令和4年度は森林教育の指導者を育成するための講座を9回開催するとともに、県内の小学校など12箇所で、森林教育の活動支援（出前授業）を行いました。

（２）森林環境教育・木育に関わる「場づくり」

県民の皆さんが、気軽に森林・林業に触れ、学びや体験が行えるよう、市町や民間企業、関係団体等と連携協力して森林環境教育・木育の場の設置や確保を進めます。

また、森林環境教育・木育を受ける機会を増やすため、森林公園等を活用した体験活動の充実や放課後児童クラブ、幼稚園や保育園での森林環境教育・木育のプログラムの充実、森林や自然体験を重視した野外体験保育の取組の拡大に努めます。

【令和4年度の取組】

三重県民の森及び上野森林公園では、ボランティア「モリメイト」の協力を得ながら園内の森林の手入れ等を進めるとともに、令和4年度は、三重県民の森で88回、上野森林公園で137回の自然観察会等を開催したほか、各種研修会などの場として活用されました。

また、市町においても、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用して、四日市市等、17市町が教育文化施設に木製備品を導入するなど、森と人をつなぐ学びの場づくりに

取り組みました。

さらに、森林や木、木材の魅力に触れることができ、森林教育に気軽にアクセスしていただける施設を「みえ森林教育ステーション」として、津市、伊賀市、尾鷲市、紀北町、紀宝町に所在する子育て支援センターなど8施設を認定しました。



「みえ森林教育ステーション」(紀宝町)

(3) 森林環境教育・木育に関わる「仕組みづくり」

学校における森林環境教育・木育を推進していくため、みえ森づくりサポートセンターを核として関係機関と学習のコーディネートを進めるとともに、段階的な教育をサポートする取組を進めます。

また、森林環境教育・木育を通じて、地域の未来を担う人材を育成していくため、地域の課題や特徴を盛り込んだ教育活動の実践や、担い手の育成に結び付く教育活動の充実を図ります。

【令和4年度の取組】

これまで取り組んできた森林環境教育や木育を次のステージへと発展させ、森林や木材と私たちの関係をより良いものにしていくため、令和2年10月に策定した「みえ森林教育ビジョン」に基づき、教育・保育関係者をはじめ、参加者の皆さんが交流を図り、森や自然にふれる学びや育みについて考え話し合う場とすることを目的に「第1回みえ森林教育シンポジウム」を開催しました。

市町においては、みえ森と緑の県民税

市町交付金を活用して、松阪市等、15市町で、幼児・児童・生徒を対象とした森林教育が実施されました。



「第1回みえ森林教育シンポジウム」(学校教育セッション)



伊賀の森っこ育成推進事業(伊賀市)

Ⅳ 基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

森林の恩恵は広く県民の皆さん誰もが享受するものであり、森林は県民の財産であるとの認識のもと、森林づくりや木づかいを通じて、森林を社会全体で支える環境づくりを進め、県民参画の推進を図ります。

【数値目標の達成状況】

指標	令和4年度目標 (2022年度)	令和4年度実績 (2022年度)	令和10年度 (2028年度)
森林づくり活動への参加団体数	118団体	118団体	124団体
新たに木づかいに取り組む民間事業者等の数(累計)	32者	38者	80者
三重の森林づくりへの関心度	38.0%	67.0%	50.0%

【令和4年度評価】

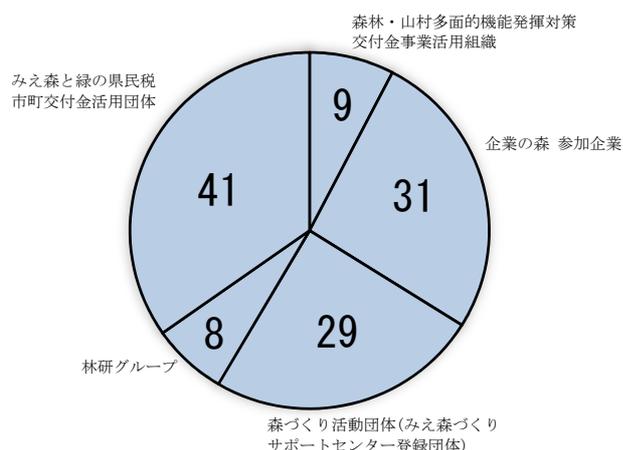
(1) 森林づくり活動への参加団体数

令和4年度は、県民による森林づくりを活性化するため、みえ森づくりサポートセンター登録団体や、「みえ森と緑の県民税」を活用する団体の活動を支援しました。

さらに、企業と森林所有者とのマッチングサポートによる「企業の森」活動の推進に取り組んだ結果、森林づくり活動への参加団体数は、118団体となりました。

今後も、森林づくりを社会全体で支えていくため、森林ボランティア等への必要な情報提供・技術支援を実施するなど、多様な主体による森林づくりを支援していきます。

指標：森林づくり活動への参加団体数



(2) 新たに木づかいに取り組む民間事業者等の数

観光業界や飲食店等に働きかけを行ったところ、新たに木づかいに取り組む民間事業者等の数が8者増加し、令和4年度末時点で38者となりました。

今後も、民間事業者による県産材の積極的な利用を通じて、県内全域に「木づかい」を広げていきます。

(3) 三重の森林づくりへの関心度

三重の森林づくりへの関心度について、アンケート調査を行ったところ、目標値を大きく上回る67.0%の方が「関心がある」と回答しました(令和3年度実績値は66.3%)。引き続き、県の行う森林・林業施策への関心を高め、県民の意識醸成に向けた取組を進めていきます。

IV 基本方針4 県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進

【基本施策4－(1)】

県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進

「森林は大切」という意識が「森林を守る」という具体的な行動につながるよう、さまざまな主体による森林づくりが促進される環境を整備します。

(1) 森林づくり活動への県民参加の促進

森づくり活動団体や地域住民による森林整備を促進するため、みえ森づくりサポートセンターを核として、基礎的な技術研修や活動に必要な情報提供等を進めます。

また、企業の森活動のより一層の充実を図るため、企業関係者と地域住民や学校との交流促進など、活動の幅を広げるための支援を行います。

【令和4年度の取組】

森林づくりを社会全体で支えていくため、菰野町及び津市において、新たに2件の企業の森の協定が締結され、企業による森林整備が進められました。

また、みえ森づくりサポートセンターにおいて、森づくり活動団体からの相談に対応しました。

(2) 緑化活動の促進

県民の緑を大切に思う心を育むため、緑化活動に取り組む団体と連携し、地域の緑を育む活動等を通じ、県民の皆さんの緑化意識の高揚を図ります。

【令和4年度の取組】

「公益社団法人三重県緑化推進協会」と連携して、「緑の募金」街頭キャンペーン

<「企業の森」の実績>

区分	企業名(活動地)	面積(ha)
平成18年度	シャープ(株)三重工場(多気町), (株)百五銀行(津市), トヨタ車体(株)(いなべ市), プリマハム(株)(伊賀市)	12.2
平成19年度	全労済三重県本部(津市), 損害保険ジャパン日本興亜(株)(津市), ネットヨタ三重(株)(松阪市), シャープ(株)亀山工場ほか(亀山市), (株)LIXIL(伊賀市)	12.9
平成20年度	(株)百五銀行(津市), 三重中央開発(株)(伊賀市), 北越紀州製紙(株)紀州工場(熊野市), 四日市西ライオンズクラブ(菰野町), エレコム(株)(尾鷲市)	31.4
平成21年度	三菱重工業(株)冷熱事業本部(紀北町), 住宅情報館(株)(松阪市), JAバンク三重(津市, 名張市)	21.8
平成22年度	中部電力&NPO中部リサイクル運動市民の会(菰野町), 住友理工(株)(松阪市), 清水建設(株)(松阪市), NTN(株)桑名製作所(桑名市), 津商工会議所(津市), (株)百五銀行(津市), 横浜ゴム(株)三重工場(大紀町), NTT西日本(株)三重支店(津市)	55.8
平成23年度	(株)第三銀行(松阪市), エレコム(株)(志摩市)	13.3
平成24年度	(株)東芝(四日市市), ティ・エス・テック(株)鈴鹿工場(桑名市), トヨタ車体(株)(いなべ市), (株)百五銀行(伊勢市), 生活協同組合コープみえ(津市)	20.5
平成25年度	JAバンク三重(津市)	0.5
平成26年度	味の素AGF(株)(亀山市), 東洋ゴム工業(株)桑名工場(東員町), (一財)セブンイレブン記念財団(津市), (株)エイチワン(亀山市), 北越紀州製紙(株)紀州工場(紀宝町)	25.1
平成27年度	楽天(株)(菰野町), JAバンク三重(大台町)	3.3
平成28年度	東邦ガス(株)(大台町), 本田技研工業(株)(亀山市)	3.2
平成29年度	トヨタ車体(株)(いなべ市), (株)コマダ(菰野町), JAバンク三重(菰野町), 井村屋グループ(株)(津市)	80.8
平成30年度	(公財)イオン環境財団(松阪市), (株)百五銀行(多気町), (株)ホンダロジスティクス(菰野町), JAバンク三重(大紀町), (株)エイチワン(亀山市), (株)NTTドコモ東海支社(菰野町)	16.6
令和元年度	(株)宇城組(御浜町), 北越コーポレーション(株)紀州工場(紀宝町)	13.6
令和2年度	横浜ゴム(株)(度会町)	2.7
令和3年度	(株)鈴鹿(菰野町)	4.5
令和4年度	(株)ダイダン(菰野町), (公財)ニッセイ緑の財団(津市)	7.0
計	59箇所	325.2

を実施したほか、新聞や県広報等を活用し、緑化意識の啓発を図りました。

また、児童・生徒の緑化意識の醸成に向け、「公益社団法人三重県緑化推進協会」との共催で、令和5年用国土緑化運動・育樹運動ポスター原画コンクールを開催しました。このコンクールには、県内の小中学校43校から合計295点の応募があり、この中から特選・準特選に選定した6作品を、「公益社団法人国土緑化推進機構」が開催する全国コンクールに県代表として提出しました。

さらに、「公益財団法人 日本さくらの会」の助成事業を活用し、南伊勢町内1箇所に桜の苗木を60本配布するとともに、三重トヨペット株式会社の「第47回ふれあいグリーンキャンペーン」を活用し、大台町や鈴鹿市立小学校、県立特別支援学校等へサツキ等の苗木を合計200本配布しました。

【基本施策4－(2)】

木づかいの促進

県民、企業等による県産材の積極的な利用が、三重の森林を守り、育てることにつながることから、「木に親しみ、ふれる」機会の拡大を図るとともに、県産材を利用する意義を積極的に発信し、社会全体で共有することで木づかいの促進を図ります。

(1) 暮らしの中での木づかいの促進

家庭や子育てにおける木づかいを促進するため、木の良さを伝えるイベントの開催や情報発信を進めるとともに、県産の木製玩具や遊具等の活用を促進する取組を進めます。

【令和4年度の取組】

県民の皆さんに木にふれていただく機会を創出するため、県内で製作されている木製玩具「ミエトイ」を体験できる場として、県内のイベント等に出展する「ミエトイ・キャラバン」を4回開催しました。

(2) 多様な主体との連携による木づかいの促進

県民全体での木づかいを促進するため、PR効果の大きい企業等における木材利用に向けた提案や情報提供を行うなど、さまざまな支援を進めます。

【令和4年度の取組】

民間事業者による自発的な木づかいの取組を推進するため、県産材を積極的かつ計画的に使用することを宣言した事業者を登録する「三重県『木づかい宣言』事業者登録制度」を推進した結果、新たに8事業者を登録し、令和4年度末時点の登録者数は38事業者となりました。

<三重県「木づかい宣言」登録事業者一覧>

番号	登録日	事業者名
1	H30.11.8	ネットヨタ三重株式会社
2	R1.5.13	磯部わたかの温泉 風待ちの湯 福寿荘
3	R1.8.2	有限会社 大村建設
4	R1.11.20	株式会社ブルック
5	R1.11.20	深緑茶房 名古屋店
6	R1.12.23	参代 きく水
7	R1.12.24	鳥羽国際ホテル
8	R1.12.24	NEMU RESORT
9	R1.12.27	井村屋株式会社
10	R2.3.23	志摩クリエイターズオフィス
11	R2.4.8	三重テレビ放送株式会社
12	R2.4.22	マエダ社労士事務所
13	R2.4.23	株式会社モビリティランド 鈴鹿サーキット
14	R2.7.13	まるてん有限会社 かつおの天ぱく
15	R2.7.19	一般社団法人志摩市観光協会
16	R2.8.27	松坂城 月見やぐら
17	R2.9.7	KANPAI ISESHIMA
18	R2.9.18	三重トヨペット株式会社
19	R2.10.1	株式会社ライフ・テクノサービス
20	R2.10.30	株式会社コメダ
21	R2.11.5	株式会社 宮忠
22	R2.11.13	ミニストップ 松阪松ヶ崎駅前店
23	R2.12.1	株式会社近鉄・都ホテルズ 志摩観光ホテル
24	R3.9.15	お菓子のじかん RUCIEN
25	R3.9.16	味の素株式会社 東海事業所
26	R3.9.17	ヴィソンホテルマネジメント株式会社

27	R3.11.1	株式会社カーゾック kiond
28	R4.1.13	トヨタカローラ三重株式会社
29	R4.1.27	清水清三郎商店株式会社
30	R4.3.18	新割烹 柚子
31	R4.4.1	レストラン カルティベイト
32	R4.5.16	鳥羽ビューホテル花真珠
33	R4.5.25	水族館 伊勢シーパラダイス
34	R4.7.1	オムロンヘルスケア株式会社 松阪事業所
35	R4.8.8	有限会社みよしや
36	R4.8.8	リラクゼーションジラク
37	R5.3.7	株式会社 御福餅本家
38	R5.3.16	金川珈琲

が植樹活動に参加しました。



県民参加の植樹祭（三重県民の森）



三重県「木づかい宣言」登録書 授与式

【基本施策4－（3）】

三重のもりづくりの意識の醸成

県民の皆さんの三重のもりづくりに対する理解を深め、自主的な森林づくりへの参画や積極的な木材利用につなげる取組を行います。

（1）三重のもりづくり月間の取組

森林づくりや木づかいの意義を県民で共有し、意識を醸成するための取組を、三重のもりづくり月間（毎年10月）を中心に進めます。

【令和4年度の取組】

「公益社団法人三重県緑化推進協会」とともに、令和5年3月4日に三重県民の森において、県民参加の植樹祭「みんなで森づくり 県民の森de植樹祭」を開催し、57人

V 重点プロジェクト

森林・林業を取り巻く課題等を考慮して計画期間前半の5年間で重点的に実施すべき施策を「重点プロジェクト」と位置付けてプロジェクトごとに成果指標を設け、目標年次を令和元年度から5年後の令和5(2023)年度として、その進捗管理を図ることとしています。

1 緑の循環プロジェクト

成果指標	皆伐後の更新率
令和5年度(2023)	100%

【プロジェクトの概要】

森林の多面的機能を維持するためには、「木を植え、育て、収穫し、また植える」緑の循環のサイクルを確実なものとする必要があり、植栽本数や下刈り回数の見直しを行うほか、伐採と植栽等を一体的に行う一貫作業システムやコンテナ苗の導入など、新たな技術を普及して森林・林業経営のトータルコストの削減を進めつつ、ニホンジカによる食害対策等、的確な獣害対策を講じる必要があります。

このため、市町と連携し、伐採箇所について、衛星デジタル画像等を用いた伐採状況の確認や確実な更新に係る状況把握に努めるとともに、一貫作業システムやコンテナ苗等の導入、ICT等を用いたニホンジカ捕獲のモデル実施と技術普及などを進めることとしています。

【令和4年度の取組と今後の方向性】

プロジェクトの成果指標である「皆伐後の更新率100%」の達成に向けて、「みえ森と緑の県民税」を活用した森林再生力強化対策事業において、森林所有者等が行う獣害防護柵の設置に対する支援の強化や衛星デジタル画像を用いた伐採状況の確認等に取り組ましました。

これらの取組を継続的に実施することにより、皆伐地に植栽された苗木のニホンジ

採及び伐採後の造林の届出制度の的確な運用等を促進し、皆伐箇所の確実な更新を図っていきます。

2 災害に強い森林づくりプロジェクト

成果指標	災害緩衝林整備事業実施数 (累計)
令和5年度(2023)	150箇所

【プロジェクトの概要】

県では、「みえ森と緑の県民税」を活用し、崩壊土砂流出危険地区内の溪流沿いの一定幅の森林を「災害緩衝林」として整備することで、災害発生時の土砂や流木の流下を緩和軽減する機能を高めるほか、豪雨等によって流出する恐れのある異常に堆積した流木や土砂等の撤去を進めています。

しかしながら、全国的には豪雨災害による土砂や流木による被害が頻発しており、本県においても現在の取組を拡充・強化し、災害に強い森林づくりをより一層進め、災害への備えを高める必要があります。

このため、プロジェクトでは、災害緩衝林の整備及びその効果検証、流木捕捉式ダム等の設置を検討するとともに、流域全体の防災機能を強化するため、災害緩衝林整備区域の隣接地等で、崩壊による土砂流出の危険性が高い箇所で行う森林整備を進めることとしています。

【令和4年度の取組と今後の方向性】

プロジェクトの成果指標である「災害緩衝林整備事業実施数 累計150箇所」の達成に向けて、12市町、32カ所において、流木となる恐れのある危険木3,663m³の除去と、溪流沿いの山腹で、流木や土砂の流出を抑止するための調整伐138haを実施しました。

また、災害緩衝林整備事業の実施箇所周辺において、根系や下層植生の発達を促進する森林整備を実施するとともに、市町庁舎等におけるパネル展示やHPでの事業紹

介などによって、災害に強い森林づくりの取組をPRしました。

今後も、これらの取組を継続するとともに、航空レーザ測量の成果を活用して、優先的に整備すべき森林を抽出するなど、効率的な森林整備に取り組んでいきます。

3 次世代型森林情報活用プロジェクト

成果指標	航空レーザ測量面積(累計)
令和5年度(2023)	1,200km ² (12万ha)

【プロジェクトの概要】

航空機から地上にレーザを照射して地上の状態を詳細に計測できる測量技術が開発され、これを森林資源情報把握に応用できることが明らかとなってきました。

この技術を活用し、森林資源や地形の詳細な情報を把握することで、計画的な森林経営や未整備森林の抽出、地形解析による災害の発生危険地評価等への応用が可能となっています。

このため、航空レーザ測量によって正確かつ詳細な森林資源情報を把握し、その解析結果を県の森林クラウドシステムに搭載することで、市町や林業事業者が正確かつ客観的なデータに基づいた効果的・効率的な森林整備を進めることを促進します。

【令和4年度の取組と今後の方向性】

プロジェクトの成果指標である「航空レーザ測量面積 累計1,200km²」の達成に向けて、令和4年度末までに、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、大台町、伊賀市、名張市、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、尾鷲市、御浜町、紀宝町の14市町において、1,877km²の測量を実施しました。

また、航空レーザ測量の成果を効果的に活用していくため、「森林経営管理制度」に取り組む市町担当者や、林業関係事業者向けに研修会を開催しました。

今後も、県内全域でのデータ整備に向けて、航空レーザ測量及び解析を計画的に進めるとともに、解析結果の活用等に関する研修や森林クラウドシステムへの速やかな

搭載を通じて、市町や林業事業者が得られた情報を有効に活用できるよう取り組んでいきます。

4 森林・林業を担う人づくりプロジェクト

成果指標	みえ森林・林業アカデミー 受講者数(累計)
令和5年度(2023)	120人

【プロジェクトの概要】

平成29年3月に策定した「三重県林業人材育成方針」をふまえ、新たな視点や多様な経営感覚を持って森林・林業を取り巻く厳しい状況を打開し、さらには、地域振興の核となる人材の育成を実現する新たな林業人材育成機関として、平成31年4月にみえ森林・林業アカデミーが本格開講しました。

アカデミーでは、林業に従事する方々が、その組織において果たすべき役割に応じた3つの育成コース(ディレクター、マネージャー、プレーヤー)を設定し、働きながら学ぶシステムを特徴としています。

また、森林経営管理法の制定等、森林・林業行政における市町の役割がますます重要となっていることから、市町職員の人材育成を支援します。

【令和4年度の取組と今後の方向性】

みえ森林・林業アカデミーの基本コースであるディレクター育成コース、マネージャー育成コース、プレーヤー育成コースには、県内外から新たに25名の方々が参加しました。

また、人家裏等の危険木を安全に伐採するための高度な技術を習得する特殊伐採講座等、ニーズに応じた専門性の高い技術を学ぶための選択講座には、延べ149名の方々が参加しました。

さらに、充実した教育環境を実現するため、新たな拠点となる施設「みえ森林・林業アカデミー棟」を整備しました。

今後も引き続き、みえ森林・林業アカデミーの講座がより魅力的なものとなるよう

カリキュラムのブラッシュアップを図っていきます。

5 A材の需要獲得に向けた競争力強化プロジェクト

成果指標	競争力強化の取組数(累計)
令和5年度(2023)	5取組

【プロジェクトの概要】

本県では、平成30年3月に紀伊半島初となる大型合板工場が操業を開始するとともに、複数の木質バイオマス発電所が稼働するなど、合板用のB材や木質バイオマス燃料用のC材の大口かつ確実な需要が見込まれています。

これらB・C材は、主に木材の中で最も収益性の高い製材用等のA材に付随して生産されることから、B・C材を安定的に供給し、素材生産量を増大させるためには、A材の安定的な生産と流通が必要です。

このため、製材用原木と製材品を対象とし、これらの需要拡大に向けて意欲と能力のある素材生産業者や木材市場、製材事業者等が主体的かつ積極的に販路を開拓するとともに、事業者の競争力（品質、安定供給、営業力等）を強化するためのサプライチェーンの構築や人材育成を進めます。

【令和4年度の取組と今後の方向性】

県産材の需要拡大に向けて、県内の住宅及び非住宅に県産材を目に見える形で活用した優良な建築物に関わった者を表彰する「みえの木建築コンクール」を実施し、優良な県産材の使用事例のPRに取り組みました。

今後も、こうした取組を継続するとともに、中大規模建築物における木材利用の拡大に向けた人材育成や新たなサプライチェーンの構築、海外の見本市におけるPR活動等に取り組み、A材の需要獲得につなげていきます。

6 森林環境教育・木育の輪拡大プロジェクト

成果指標	みえ木育ステーション認定数(累計)
令和5年度(2023)	29箇所

【プロジェクトの概要】

本県では、平成18年度から森林環境教育を、平成27年度からは木育を推進しており、平成28年度にはこれらの取組をより一層拡充するため、みえ森づくりサポートセンターを開設し、森のせんせいをはじめとする森林環境教育指導者の育成のほか、森林ボランティアの育成、木育イベント ミエトイ・キャラバンを展開しています。

このような取組を進める中、地域に密着した活動が必要となっているほか、野外体験保育や乳幼児期から木に触れる体験等の対象を未就学児にも広げて欲しいといった声や、木製遊具や玩具に常時触れ合える場所の設置を求める声が上がっています。

このため、県内の既存施設に森林環境教育の実践フィールドや常設型の木育体験施設を整備するとともに、整備された施設において森林環境教育・木育活動を展開するためのソフト面でのサポートに取り組むこととしています。

なお、これまで取り組んできた森林環境教育・木育を次のステージへと発展させ、森林や木材と私たちの関係をより良いものにしていくため、令和2年10月に、みえ森林教育ビジョンを策定しました。

【令和4年度の取組と今後の方向性】

森林や木材が暮らしや経済に当たり前に取り入れられている社会の実現に向け、森林や木、木材の魅力に触れることができ、森林教育に気軽にアクセスしていただける施設を「みえ森林教育ステーション」として認定する制度を令和3年度から開始しました。

令和4年度は、市町の子育て支援施設等の8施設を新たに「みえ森林教育ステーション」に認定し、認定施設数は累計で14施設となりました。認定に際して、8施設

とも必要な物品の一部を支援するみえ森林教育ステーション整備支援事業を活用し、木製の遊具や玩具、森林や木に関する絵本等を整備しました。

また、森林・林業、木材利用への理解を深めることを目的に、三重県民の森みえ森林教育ステーションの運営を行いました。

さらに、県民の皆さんに木に触れていただく機会を創出するため、「ミエトイ・キャラバン」の出展を4回実施しました。

今後も、これらの取組を継続し、より一層の制度の普及や周知を図るとともに、民間事業者へも普及の対象を拡大しながら、「みえ森林教育ステーション」の整備に取り組んでいきます。

參考資料

I 三重の森林づくり条例

平成十七年十月二十一日
三重県条例第八十三号

改正 令和三年三月二十三日
三重県条例第二十六号

三重の森林づくり条例

三重の森林は、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能（以下「森林の有する多面的機能」という。）を発揮するとともに、生活、文化活動の場として県民に恩恵をもたらしてきた。また、三重の森林は、自然の生態系を支え、多様な生物を育み、人と生物の共生の場となってきた。

しかし、輸入木材の増加に伴う木材価格の低迷と人件費等の生産費の上昇によって林業の採算性は大幅に低下し、林業経営意欲が減退するとともに、山村の過疎と高齢化の進行により、森林資源の循環利用を支えてきた林業が大きな打撃を受け、放置林の増加など森林の適正な管理が困難になっており、森林の有する多面的機能は危機に瀕（ひん）している。

森林が豊かで健全な姿で次代に引き継がれるよう、国、県、市町、事業者、森林所有者等及び県民一人一人が森林及び林業に関する共通の認識を持ち、互いに協働しながら百年先を見据えた豊かな三重の森林づくりの実現に向けて取り組まなければならない。

ここに、私たちは、三重の森林が県民のかけがえのない財産であることを認識し、森林の有する多面的機能を効果的に発揮させることによって環境への負荷が少ない循環型社会の構築に貢献していくことを決意し、本条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、三重の森林を守り、又は育てること（以下「三重のもりづくり」という。）について、基本理念を定

め、並びに県、森林所有者等、県民及び事業者の責務等を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、三重のもりづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 森林所有者等：森林の所有者又は森林を使用収益する権原を有する者をいう。
- 二 森林資源の循環利用：育林及び伐採を通じて森林から林産物を繰り返して生産し、並びにその林産物を有効に活用することをいう。
- 三 県産材：三重県の区域にある森林から生産された木材をいう。

（多面的機能の発揮）

第三条 三重のもりづくりに当たっては、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、将来にわたって、森林の整備及び保全が図られなければならない。

（林業の持続的発展）

第四条 三重のもりづくりに当たっては、森林資源の循環利用を図ることが重要であることに鑑み、林業生産活動が持続的に行われなければならない。

（森林文化及び森林教育の振興）

第五条 三重のもりづくりに当たっては、森林が継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であるとともに、自然環境を理解するための教育及び学習の場であることに鑑み、その保全及び活用が図られなければならない。

（県民の参画）

第六条 三重のもりづくりに当たっては、森林の恩恵は県民の誰もが享受するとこ

るであることに鑑み、森林は県民の財産であるとの認識の下に、県民の参画を得て、森林の整備及び保全が図られなければならない。

(県の責務)

第七条 県は、第三条から前条までに定める三重のもりづくりの推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、三重のもりづくりに関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

- 2 県は、三重のもりづくりを推進するに当たっては、県民、森林所有者等及び事業者との協働に努めるとともに、国及び市町との緊密な連携を図るものとする。
- 3 県は、隣接する府県において三重のもりづくりに関する理解が得られるよう努めるものとする。

(森林所有者等の責務)

第八条 森林所有者等は、基本理念に基づき、森林の有する多面的機能が確保されることを旨として、その森林の整備及び保全が図られるよう努めなければならない。

- 2 森林所有者等は、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第九条 県民は、基本理念に基づき、三重のもりづくりに関する活動に参画するよう努めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第十条 林業を行う者（権原に基づき、森林において育林又は伐採を行う者をいう。）及び林業に関する団体は、基本理念に基づき、森林の整備及び保全に努めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 木材産業その他の林産物の流通及び加工の事業（以下「木材産業等」という。）の事業者は、その事業活動を行うに当たっては、林産物の適切な供給を通じて森林資源の循環利用に資するよう努めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県と市町との協働)

第十条の二 県は、市町が三重のもりづくりにおいて重要な役割を有していることに鑑み、基本理念を踏まえつつ、県とともに森林・林業基本法（昭和三十九年法律第百六十一号）その他の森林及び林業に関する施策に係る法令の規定に基づく責務等を十全に果たすことができるよう、市町に対し、その地域の特性に応じ、県と協働して、当該市町における三重のもりづくりに関する施策を策定し、及び実施することを求めるものとする。

2 県は、市町が実施する三重のもりづくりに関する施策の策定及び実施を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(基本計画)

第十一条 知事は、三重のもりづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、三重のもりづくりについての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 基本計画は、三重のもりづくりに関する中長期的な目標、基本となる方針、施策の方向その他必要な事項を定めるものとする。
- 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、三重県森林審議会の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めようとするときは、県民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 知事は、毎年一回、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(森林の整備及び保全)

第十二条 県は、将来にわたって森林の整備及び保全を図るため、間伐の促進その他森林施業の推進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(効果的かつ効率的な森林づくり)

第十三条 県は、効果的かつ効率的な森林の整備及び保全を図るため、森林の区分（重視すべき機能に応じて森林を区分することをいう。）に応じた森林の管理その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(林業及び木材産業等の健全な発展)

第十四条 県は、森林資源の循環利用の重要性に鑑み、林業及び木材産業等の健全な発展を図るため、県産材安定供給体制の強化、林産物の活用の促進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(担い手の育成及び確保)

第十五条 県は、持続的に林業生産活動を担うべき人材の育成及び確保を図るため、教育、普及その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(県産材の利用の促進)

第十六条 県は、県産材の利用の拡大が三重のもりづくりに資することに鑑み、建築、エネルギーその他多様な分野における県産材の利用を促進するため、県産材の認証制度の推進、県産材の適切な利用に係る知識等を有する人材の育成及び確保、事業者と連携した県産材の新用途の開拓その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 県は、公共施設、公共事業等への県産

材の積極的な利用を促進するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(森林文化の振興)

第十七条 県は、森林が歴史的、文化的に県民の生活と密接な関係を有することに鑑み、人と森林との関係から形成される文化を振興するため、県民が森林に触れ合う機会の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(森林教育の振興)

第十八条 県は、三重のもりづくりには県民の理解が必要なことに鑑み、森林と生活及び環境との関係に関する教育を振興するため、県民が森林について学ぶ機会の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(県民、森林に関する団体等の活動への支援)

第十九条 県は、県民、森林に関する団体（緑化活動その他の森林の整備及び保全に関する活動を行う団体をいう。）等が自発的に行う三重のもりづくりに関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(三重のもりづくり月間)

第二十条 県民が森林のもたらす恩恵について理解を深め、三重のもりづくりに参画する意識を高めるため、三重のもりづくり月間を設ける。

2 三重のもりづくり月間は、毎年十月とする。

3 県は、三重のもりづくり月間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(財政上の措置)

第二十一条 県は、三重のもりづくりに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
ただし、第二十条の規定は、平成十八年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行（前項本文の規定による施行をいう。）の日から市町村合併により村が廃されることに伴う関係条例の整理に関する条例（平成十七年三重県条例第六十七号）の施行の日の前日までの間におけるこの条例の適用については、前文及び第七条中「市町」とあるのは、「市町村」とする。
- 3 この条例の施行後五年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討が加えられ、必要があると認められるときは、所要の措置が講ぜられるものとする。

附 則（令和三年三月二十三日三重県条例第二十六号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（三重県民の森条例の一部改正）

- 2 三重県民の森条例（昭和五十五年三重県条例第三号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（三重県上野森林公園条例の一部改正）

- 3 三重県上野森林公園条例（平成十年三重県条例第四号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

Ⅱ 用語説明

ア 行

● ICT

Information and Communication Technology の略。情報・通信に関する技術の総称で、従来から使われている「IT (Information Technology)」とほぼ同義語だが、IT の概念をさらに一歩進め、IT＝情報技術に通信コミュニケーション（ネットワーク通信による情報・知識の共有）の重要性を加味した言葉。

● あらわし

木造建築で、柱や梁などの構造材が見える状態で仕上げる手法のこと。

● 一貫作業システム

伐採と連続して地拵えを行った後、植栽を行う作業システムのこと。伐採時に使用した機械を使うなどして地拵えから苗木の運搬、植栽までの工程を省力化することで、全体としての育林作業コストの縮減が可能となる。

● 意欲と能力のある林業経営者

森林経営管理法第2条第5項に規定する経営管理実施権の設定を受けることを希望し、県の公募に応募した民間事業者のうち、法第36条第2項に規定する要件に適合する者のこと。

● A材・B材・C材

A材は、建築用途の製材品の原料となる原木、B材は、合板等の原料となる原木、C材は、チップ等の原料となる原木のこと。

● エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化等、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、適切な管理に基づく資源の保護・保全につながっていくことをめざす考え方。

● SDGs

Sustainable Development Goals の略。持続可能な開発目標。持続可能な環境や社会を実現するために先進国、開発途上国を含む全ての国が取り組むべき開発目標として、2015年9月の国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択された。持続可能な森林経営は重要な課題の一つとされ、森林は、同サミットで採択された17のSDGsの多くに関連している。

● NPO

Non-Profit Organization の略。営利を目的としない民間の組織や団体のこと。

カ 行

● 階層構造

発達した森林で見られる、高木層、亜高木層、低木層、草本層、地表層（コケ層）、地中層といった垂直的な層構造のこと。

● 環境林

原則として木材生産を目的とせず、森林の有する公益的機能の高度発揮をめざす森林。

● 間伐

育成段階にある森林において樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を伐採（間引き）し、残存木の成長を促進する作業。この作業により生産された丸太が間伐材。一般に、除伐後から、主伐ま

での間に育成目的に応じて間断的に実施。

搬出間伐：間伐材を林地から搬出して利用する間伐のこと。

伐捨間伐：間伐材を林地から搬出しない間伐のこと。

●企業の森

企業が社会貢献・環境貢献の一環として行う森林づくり活動。伐採後植林されず放置されたり、間伐等の手入れが遅れている森林を中心に、社員やその家族が直接、又は森林組合等に委託して植樹や森林整備を行う。

●木の駅プロジェクト

林家等が自ら間伐等を行って、軽トラック等で木材集積所（木の駅）まで運び出した木材を地域通貨等でチップ原料や木質バイオマス燃料等として買い取る仕組み。森林整備と同時に、地域経済の活性化にもつながる点で注目されている。

●県行造林

森林資源の造成及び林野の保全を図ることを目的として、県が土地所有者と分収契約を結んで造林を行い、その収益を土地所有者と分収すること。

●航空レーザ測量

航空機から地上にレーザを照射して地上の変化を詳細に計測できる測量技術のこと。

●高性能林業機械

従来のチェーンソーや集材機等に比べて、作業の効率化や労働強度の軽減等の面で優れた性能を持つ林業機械。

【主な高性能林業機械】

フェラーバンチャ：樹木を切り倒し、それをつかんだまま、搬出に便利な場所へ集積できる自走式機械。

スキッド：伐倒木を牽引式で集材する集材専用トラクタ。

プロセッサ：伐採木の枝払い、玉切りと玉切りした丸太の集積作業を一貫して行う自走式機械。

ハーベスタ：伐採、枝払い、玉切り（材を一定の長さに切りそろえること）の各作業と玉切りした材の集積作業を一貫して行う自走式機械。

フォワーダ：玉切りした材をグラップルを用いて荷台に積載し、運ぶ集材専用トラクタ。

タワーヤード：架線集材に必要な元柱の代わりとなる人工支柱を装備した移動可能な集材車。

スイングヤード：建設用ベースマシンに集材用ウィンチを搭載し、旋回可能なブームを装備する集材機。

●構造の豊かな森林

平成 29 年 3 月に策定した「三重県林業人材育成方針」で提唱した、次の 4 項目から成る森林のこと。

- ①人工林や天然林等の林種や針葉樹林・広葉樹林・針広混交林等の樹種の異なる森林
- ②若齢林から老齢林までさまざまな林分構造の発達段階の違う森林
- ③高木や低木、下層植生等、垂直方向の階層構造が多様な森林
- ④これらが複合した多種多様で生物多様性の高い森林

●合板

薄く剥かれた単板（ベニヤ）を奇数層、繊維方向を 90° ずらしながら交互に重ねて熱圧接着した木質ボードのこと。

●コンテナ苗

育成孔（キャビティ）の内側にリブ（縦筋状の突起）や細長いスリット（縦長の隙間）を設けるなどにより、水平方向の根巻きを防止するとともに、容器の底面を開けることで垂直方向に空気根切りができる容器（コンテナ）によって育成した、根鉢付きの苗のこと。

サ行

●再生可能エネルギー

エネルギー源として持続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス等をエネルギー源として利用することを指す。

●里地里山

居住地域の近くに広がり、薪炭用材や落葉の採取、農業等さまざまな人間の働きかけを通じて自然環境が維持・形成されてきた地域。樹林地、農地、湿地等により構成され、多様な野生動植物の生息・生育場所になっている。

●里山林

居住地近くに広がり、薪炭林の伐採、落葉の採取等を通じて地域住民に利用されている、あるいは利用されていた森林。

●サプライチェーン

サプライは「供給」、チェーンは「連鎖」の意味。原木が、原料の段階から市場や製材所、工務店等を経て消費者に至るまでの全過程のつながりのこと。

●山地災害危険地区

林野庁が定める調査要領に基づき、地形や地質、植生状況等の条件により森林の状態を評価し、崩壊や土砂流出等の危険が高いと考えられる箇所のうち、人家、道路等、保全対象への影響が大きいとして県が選定した地区のこと。

●GIS

Geographic Information Systems の略。様々な地形図や写真等をコンピュータ上で扱える地図としてマッピングしたものが電子地図であり、その情報に対応した様々な属性情報を地図上に重ね合わせて表示させたり、別の電子地図同士を重ね合わせることで、主題図を作成したり、さまざまな比較や分析を行うことができるコンピュータシステム。

●CLT

Cross Laminated Timber の略。直交集成板。ひき板を並べた層を、板の繊維方向が層ごとに直交するよう重ねて接着した大判のパネルのこと。寸法安定性の高さや、厚みのある製品であることから高い断熱・遮音・耐火性を持ち、施工の速さや鉄筋コンクリート造等と比べて軽量なことも特徴。

●下刈

植栽した苗木の生長を妨げる雑草や灌木を刈り払う作業。一般に、植栽後の数年間、毎年、春から夏の間実施。

●市町村森林整備計画

森林法に基づき、市町村長が市町村内の民有林について、5年ごとに作成する10年間の計画。

●若齢林

若齢段階にある森林のこと。「若齢段階（樹冠閉鎖段階）」とは、高木性の樹種が優占して林冠が閉鎖し、個体間の競争が強くなって、下層植生が目立って少なくなる時期を言う。

●主伐

次の世代の森林の造成を伴う森林の一部又は全部の伐採。

●循環型林業

植林によって森林を造成し、利用期が来たら伐採して再び「造林→保育→伐採→造林・・・」を繰り返す皆伐型の林業のほか、択伐を繰り返し行い、伐採後の空間を利用して次世代の更新を促す非皆伐型の林業等、資源の循環を連鎖させる林業のこと。

●針広混交林

針葉樹と広葉樹が混じりあった多層な森林。

●人工林

人手による苗木の植栽や種子のまき付け等により造成された針葉樹や広葉樹の森林。一般的には人工造林による森林を指すことが多い。

●森林環境税・森林環境譲与税

森林吸収源対策に係る地方財源を確保するため、平成 31 年度税制改正において創設することとされた新たな税。森林環境譲与税は、森林環境税の収入額に相当する額を、市町村及び都道府県に対して平成 31 年度から譲与することとされた。

●森林組合

森林所有者を組合員とする協同組織として、森林組合法に基づいて設立された協同組合。組合員の所有森林に対する林業経営の相談や森林管理、森林施業の受託、林産物の加工・販売、森林保険等の業務を実施。

●森林経営管理法

平成 30 年 5 月に制定された法律。市町村が森林所有者に意向調査した上で森林所有者から経営管理を行うための権利（経営管理権）を取得し、自ら経営管理を行う、もしくはその管理を意欲と能力のある林業経営者に委ねる仕組み（新たな森林管理システム）の導入を柱とする。平成 31 年 4 月施行。

●森林経営計画制度

森林法に基づく制度で、森林所有者又は森林経営の受託者が、面的まとまりをもって、森林施策や作業路網、森林の保護に関する事項も含めた 5 年を一期とする計画を作成し、市町村長等の認定を受けるもの。

●森林計画制度

森林法によって定められた、森林の様々な取り扱いに関する計画体系。国による全国森林計画、都道府県による地域森林計画、市町村による市町村森林整備計画、森林所有者等による森林経営計画などがある。

●森林作業道

除間伐等の森林整備や集材を行うために作設される、主に林業機械（フォワーダ等）や 2 トン積程度のトラックの走行を想定した構造の道。

●森林資源の循環利用

森林は伐採を行っても、造林・間伐等、適切な整備を行うことにより再生することが出来る「再生

可能な資源」であり、その森林から生産した木材を無駄なく長期にわたって利用すること。

●森林整備

森林施業とそのために必要な施設（林道等）の作設、維持を通じて森林を育成すること。

●森林施業

目的とする森林を育成するために行う造林、保育、伐採等の一連の森林に対する人為的行為を実施すること。

●森林施業の集約化

林業事業者等が隣接する複数の森林所有者から路網の作設や間伐等の施業を一括して行うこと。個々に行うよりも効率的に施業を行いコストダウンを図ることが可能。

●森林施業プランナー

小規模森林所有者の森林を取りまとめて、森林施業の方針や施業の事業収支を示した施業提案書を作成して森林所有者に提示し、施業の実施に関する合意形成を図るとともに、面的なまとまりをもった施業計画の作成の中核を担う人材。

●森林ゾーニング

森林を機能等に応じて区分すること。

三重県型森林ゾーニング：森林の有する多様な機能を持続的かつ効果的に発揮させるため、重視する機能に着目し「生産林」と「環境林」に区分すること。

●森林の公益的機能

水源のかん養、土砂災害の防止、二酸化炭素を吸収することによる地球温暖化の防止、野生鳥獣の生息の場や人々の心の安らぎの場の提供等、不特定多数の人々が享受できる、安全で快適な生活をするためになくてはならない大切な森林の働き。

●森林の多面的機能

地球温暖化の防止、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の公益的機能と木材の生産機能をあわせた森林がもつ機能。

●森林文化

森林と人間とのかかわりの中から形成された文化現象を対象とした概念。森林の持つ多面的価値を前提にした、県民一人一人の生涯を通じた森林や木材との多様で豊かなかかわり。

●森林ボランティア

自主的に森林づくり（森林整備）に参加し、自らの責任において判断し、行動する市民又は市民グループの一員であり、その活動を通して学んだことを広く市民に伝えて、市民参加の森林づくりの輪を広げていく役割を担う人。

●生産林

公益的機能の発揮に配慮しつつ、木材生産を主体として資源の循環利用を行う森林。

●生物多様性

多くの生き物が、様々な環境にバランス良く生息している状態。生物そのものの豊かさで、豊かな生態系を築いている状態。

●早生樹

センダンやコウヨウザン等、早く大きく成長する樹種のこと。

●造林

人為的な方法で、目的に合わせた森林の造成を行うこと。

●素材生産

立木を伐採し、枝葉や梢端部分を取り除き、丸太を生産すること。

タ行

●地域森林計画

都道府県知事が、全国森林計画に即して、私有林について森林計画区別(158 計画区) に5年ごとに10年を一期としてたてる計画で、都道府県の森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標等を明らかにするとともに、市町村森林整備計画の策定にあたっての指針となるもの。

●治山事業

荒れた山をもとの豊かな森林に戻したり水源となっている森林を守り育てることで、災害から人命や財産を守り、安全で住みやすい生活環境づくりをする事業。

●治山ダム

森林の維持・造成を図ることを目的に溪流に設置する構造物。溪流勾配を緩和して溪流や溪岸の侵食を防止したり、溪流に堆積した不安定土砂を固定することで下流への土砂流出を抑止したり、山腹斜面の崩壊を防止したりするはたらきがある。

●中間土場

複数の素材生産業者や森林組合が搬入してきた原木を一時的にまとめて貯蔵するストックヤードで、山土場と出荷先の間際に設けられる。原木を用途に応じてサイズや形状別に仕分けする。仕分けによって、品質の均等な原木をまとめることが可能となり、並材の直送や優良材の原木市場への出荷等、きめ細かな流通に対応できる。

●特用林産物

林野から産出される木材以外の産物。うるし、きのこ等。

ナ行

●ナラ枯れ

体長5mm程度の甲虫であるカシノナガキクイムシが、ナラやカシ類等の幹に侵入して、ナラ菌を樹体内に持ち込むことにより、ナラやカシ類の樹木を枯死させる現象。

ハ行

●保安林

水源のかん養等特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。伐採や土地の形質の変更が制限される。

●保育

植栽終了後、育成の対象となる樹木の生育を促すために行う下刈り、除伐等の作業の総称。

●本数調整伐

森林全体の健全な成長を図るため、育成単層林及び育成複層林の下木のうち不用な樹木を伐採するもの。これによって保残木の個体の成育を促すとともに、林内、林床に適度の陽光を入れて、林床植生の生育促進を図り、土壌緊縛力及び地表浸食の防止効果を向上させることができる。

マ行

●三重県「木づかい宣言」事業者登録制度

県産材を積極的かつ計画的に使用すること等を宣言した事業者や店舗等を「木づかい宣言」事業者として県が登録し、広く県民に周知することによって、木づかい運動を推進する制度のこと。

●三重県水源地域の保全に関する条例

水源地域の適正な土地の利用を確保し、森林の有する水源の涵養機能の維持増進につなげることを目的として平成 27 年 7 月に制定した条例。水源地域内の土地の売買契約等を締結しようとするときに、30 日前までの届出を求める「水源地域内の土地取引の事前届出制度」を柱としている。

●三重の木づかい条例

県民及び事業者の参加のもと、木材利用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や林業及び木材産業の健全な発展による地域経済の活性化、そして県民の健康で快適かつ豊かな暮らしの実現につなげていくことを目的として、令和 3 年 4 月に施行された条例。

●「三重の木」認証材

「三重の木」認証制度による認証を受けた製材品のこと。「三重の木」認証制度とは、木材が県産材（三重県内で育成された木材）であることを証明するとともに、一定の規格基準に適合した木材製品「三重の木」を製材する工場と「三重の木」を積極的に利用する建築業者・建築事務所・地域ネットワークを認証する制度。

●みえ森づくりサポートセンター

学校や地域で実施される森林環境教育や木育、森づくり活動にかかる相談窓口等、総合的なサポートを行う拠点施設。平成 28 年度から県が運営。

●みえ森と緑の県民税

「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるために平成 26 年度から導入した県の独自課税。

●緑の循環

「木を植え、育て、収穫し、また植える」ことを繰り返し行うことにより、いつまでも健全な森林を維持すること。

●木質バイオマス

森林で生育した樹木のこと、具体的には森林から伐り出した木材だけでなく、樹木の枝葉、製材工場等の残廃材、建築廃材などを含む。これをエネルギー源に用いるとき、木質バイオマスエネルギーという。

ヤ行

●山土場

山元の伐採現場の近くに設ける、原木を一時的にまとめて貯蔵するストックヤードのこと。原木を用途に応じてサイズや形状別に仕分けする場となる場合もあるが、中間土場と比較して面積は小さく、流通の拠点となる機能は劣る。

ラ行

●林業事業者

他者からの委託又は立木の購入により造林、伐採等の林内作業を行う森林組合、素材生産業者など。

●**林業生産活動**

苗木の生産や造林等の森林を造成する育成活動、及び丸太やキノコ等の林産物を生産する採取活動の総称。

●**林業のスマート化（スマート林業）**

レーザ計測技術や ICT 等の先端技術、安全で高効率な自動化機械を林業に導入し、森林管理の効率化や生産性の向上、労働安全の確保を図ること。

●**林地開発許可制度**

森林の適正な利用を確保するため、1 ha を超える森林の開発行為を行う場合は知事の許可が必要と定めた森林法上の制度。

●**老齢林**

老齢段階にある森林のこと。50 年生を越え、下層植生が徐々に豊かになる段階（成熟段階）を経て、優占する高木の中に衰退木、立ち枯れ木、倒木等が生じる時期を「老齢段階」と言う。

●**路網**

造林、保育、素材生産等の施業を効率的に行うために、国道や県道等の「公道」、一般車両の走行も想定した幹線となる「林道」、もっぱら林業用車両の走行を想定した「林業専用道」及びフォワーダ等の林業機械の走行を想定した「森林作業道」等を適切に組み合わせた道路ネットワーク。

**三重の森林づくり実施状況報告書
(令和4年度版)**

令和5年9月

三重県農林水産部 森林・林業経営課
治山林道課
みどり共生推進課

〒514-8570 津市広明町13番地
TEL 059-224-2564
FAX 059-224-2070

みえ森と緑の県民税第 3 期に向けた検討状況について

1 みえ森と緑の県民税の概要

県では、県内における台風等による災害発生をふまえ、県民の皆さんの安全で安心な暮らしの確保に向けて、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるため、平成26年度に、みえ森と緑の県民税を導入しました。

同税は、県民税均等割に上乗せして課税しており、個人には年額1,000円、法人には均等割額の10%相当額（年額2,000～80,000円）をご負担いただいています。

税収規模は、個人・法人合わせて年額約11億円となっており、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるため、県と市町が活用しています。

「みえ森と緑の県民税」（以下「県民税」という。）を活用した事業の評価検証を実施する機関として、みえ森と緑の県民税評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、毎年度、事業評価を行っています。また、県民税制度は、みえ森と緑の県民税条例附則第 5 項により 5 年ごとの見直しが規定されており、評価委員会が調査審議することとなっています。

県民税制度は、現在、第 2 期（令和元～5 年度）の取組を進めているところですが、令和 4 年度から、第 3 期（令和 6～10 年度）に向けた検討を行っています。

2 第 3 期に向けた検討の経緯

これまで、市町・林業関係団体への意見聴取や「県民5,000人を対象としたアンケート調査」（以下「アンケート」という。）、パブリックコメントを実施しながら、評価委員会や県議会（環境生活農林水産常任委員会）において、検討を進めてきました。

令和 5 年 8 月 29 日に開催予定の令和 5 年度第 3 回評価委員会では、これまでの論点整理をふまえた「第 3 期制度最終案」（以下「最終案」という。）を説明し、答申をいただく予定となっています。

3 最終案（別添）のポイント

（1）みえ森と緑の県民税制度の継続

- アンケートでは、県民税を活用した取組の継続について、88%が「賛成」「どちらかといえば賛成」との回答であり、継続実施が望まれている。
- 台風の大型化や異常気象に伴う災害が全国で発生するなど、「災害に強い

森林づくり」の必要性は高い。

- ・ 「県民全体で森林を支える社会づくり」に向けては、森林教育をはじめとした森林や木材にふれあい・学ぶ機会の増加に向けた取組を長期的・継続的に実施していくことが重要である。
- ・ 以上から、県民税制度を継続する。

(2) 県民税のしくみ

- ・ 「2つの基本方針」について、ほとんどの市町・林業関係団体が「現行制度どおりでよい」との意見であったほか、アンケートにおいても、継続に賛成する理由について「長期的・継続的に取り組んでいくべき」との意見が最も多かった。
- ・ 「5つの対策」について、多くの市町・林業関係団体が「現行制度どおりでよい」との意見であったほか、アンケートにおいても、8割以上の方が「とても重要」「ある程度重要」との回答であった。
- ・ 以上から、2つの基本方針及び5つの対策を継続する。また、「税率・課税方法等」、「県による基金の設置」、「評価委員会の設置」は、現行制度どおりとする。

2つの基本方針及び5つの対策

基本方針	対 策
災害に強い森林づくり	1) 土砂や流木による被害を出さない森林づくり 2) 暮らしに身近な森林づくり
県民全体で森林を支える社会づくり	3) 森を育む人づくり 4) 森と人をつなぐ学びの場づくり 5) 地域の身近な水や緑の環境づくり

(3) 第3期の新たな取組

- ・ 森林の機能を維持するため、現行制度で取り組んでいる獣害対策に加えて、森林の機能を早期に発揮させるための対策を実施
- ・ 令和13年の招致を表明している全国植樹祭に向けて、開催の気運醸成を図るとともに、開催に必要な経費の積立を実施

(4) 第3期に必要となる経費

- ・ 令和6～10年度の5年間で想定される経費は55億円であり、このうち全国植樹祭に向けた基金積立を5億円と見込む。

(5) 市町交付金制度

- ・ 事業を効果的に展開するために、県と市町が役割分担した中で、効果的・効率的に事業を実施
- ・ 県と市町の配分は5:5を基本としつつ、要望に基づいた柔軟な配分を行う。
- ・ 森林面積や人口などを算定基礎として配分の上限額を設定したうえで、市町からの要望に基づいて配分する「基本枠」と、県と市町が連携して取り組むべき課題に対し、市町からの申請に応じて配分する「連携枠」を設ける。

(6) 制度や使途の周知

- ・ アンケートでは、県民税の認知度は19.5%に留まっており、県民の皆さんに対するさらなる周知とともに、事業成果や効果の発信と併せて、森林の大切さや木材の利用意義について伝えることが必要。
- ・ 森林環境譲与税と棲み分けて活用していることについて、県民の皆さんの理解が得られるよう発信する。

4 環境生活農林水産常任委員会委員長報告について

令和5年6月30日の本会議において、次のとおり委員長報告がなされました。

- ・ みえ森と緑の県民税の認知度は、19.5%と低い状況にある。また、課税目的が類似する国の森林環境譲与税が令和元年度に創設されており、超過課税による同制度を継続していくのであれば、その違いも含めて県民に対し、必要性を説明し、理解を得ていく必要がある。
- ・ 当該県民税を森林環境譲与税と棲み分けて活用していること、より多くの県民から理解を得られるよう、その周知方法について、本委員会に対して明確に説明することを要望する。

5 今後のスケジュール

令和5年8月29日 第3回評価委員会（答申）

10月6日 9月定例会常任委員会（第3期制度最終案説明）

(参考) 検討経過

<令和4年度>

R4.6～7 市町・林業団体意見聞取

R4.7 県民意識調査（無作為抽出した県民5,000人を対象としたアンケート）

R4.7.11 第1回評価委員会 諮問（令和4年7月11日付け農林水第32-125号）

R4.8.29 第2回評価委員会 県民意識調査、市町・林業団体意見聞取結果の報告

R4.9 市町担当者会議（県内4ブロックで開催）

- R4.11.7 第3回評価委員会 論点整理
- R5.1.13 市町担当課長向け制度素案の説明会（オンライン開催）
- R5.1.19 第4回評価委員会 制度素案の説明
- R5.1.31 市長会定例会にて制度素案の説明
- R5.2.15 町村会理事会にて制度素案の説明
- R5.3.10 県議会環境生活農林水産常任委員会にて制度素案の説明

<令和5年度>

- R5.4.11 第1回評価委員会 制度中間案の説明
- R5.4.13 ~ 制度中間案についてのパブリックコメント（5.12まで）
- R5.6.21 県議会環境生活農林水産常任委員会にて制度中間案の説明
- R5.7.18 第2回評価委員会 制度最終案の説明

みえ森と緑の県民税第 3 期制度最終案

令和 5 年 8 月 29 日

1. はじめに

県では、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるため、平成 26 年度より「みえ森と緑の県民税」を導入しました。

平成 30 年度末には、税導入から 5 年が経過することから、第 1 期（平成 26 年度から平成 30 年度）の取組状況について評価・検証したうえで必要な見直しを行い、第 2 期（令和元年度から令和 5 年度）対策として、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」の 2 つの基本方針に基づく 5 つの対策に沿った事業を、県と市町で役割分担のうえ実施してきたところです。

こうした中、令和 5 年度末には税導入から 10 年が経過することから、みえ森と緑の県民税条例附則第 5 項の規定に基づき、第 2 期の取組状況について評価・検証したうえで、第 3 期（令和 6 年度から令和 10 年度）に向けて必要な見直しを行います。

2. 第 2 期の取組状況

第 2 期の取組については、みえ森と緑の県民税条例およびみえ森と緑の県民税制度案（平成 30 年 8 月）に基づき、2 つの基本方針のもと 5 つの対策（土砂や流木による被害を出さない森林づくり、暮らしに身近な森林づくり、森を育む人づくり、森と人をつなぐ学びの場づくり、地域の身近な水や緑の環境づくり）に取り組んでいます。また、「市町交付金事業」により、市町において地域の実情に応じた創意工夫のみられる取組が実施されています。

(1) 5 つの対策ごとの事業実績

基本方針	対策区分	県の実績 (千円)	市町の実績 (千円)	合計 (千円)	割合 (%)		
基本方針 1 災害に強い森林 づくり	1. 土砂や流木による被害を出さない森林づくり	1,851,288	766,308	2,617,596	61.6		
	2. 暮らしに身近な森林づくり	-	712,726	712,726	16.8		
	小 計	1,851,288	1,479,034	3,330,322	78.4		
基本方針 2 県民全体で森林 を支える社会づ くり	3. 森を育む人づくり	161,515	87,367	248,882	5.8		
	4. 森と人をつなぐ学びの場づくり	93,035	349,716	442,751	10.4		
	5. 地域の身近な水や緑の環境づくり	58,119	170,786	228,905	5.4		
	小 計	312,669	607,869	920,538	21.6		
小 計				2,163,957	2,086,903	4,250,860	100
制度の運営に必要な経費					33,977	-	
合 計					4,284,837	-	

※事業費については、R 元~R4 までの実績を合算

※四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある

(2) 5つの対策ごとの取組状況と今後の課題

(対策1：土砂や流木による被害を出さない森林づくり)

[取組状況]

土砂や流木による被害を出さない森林づくりを進めるため、県では、

- ・ 流木や土砂の流出による災害発生の恐れのある溪流沿いの一定幅の森林における、流木や土砂の流出に対する緩衝機能を高める森林整備等の実施とその効果検証（災害緩衝林整備事業）
- ・ 溪流内や治山施設に異常に堆積した土砂や流木の搬出・処理（土砂・流木緊急除去事業）
- ・ 効率的な森林管理や災害発生の危険性の高い地域等の客観的な把握等を目的とした、航空レーザー測量の実施によるデータ取得と森林資源解析（森林情報基盤整備事業）

に取り組みました。

また、市町では、県と連携して、

- ・ 県が実施する災害緩衝林整備事業の整備箇所の周辺森林ほか、環境林や特定水源地域に指定されている森林における、流域の防災機能を強化することを目的とした間伐等の森林整備（流域防災機能強化対策事業）
- ・ 健全な森林の造成・保全を目的とした獣害防止施設の整備等に対する支援（森林再生力強化対策事業）

に取り組むとともに、地域の実情に応じて創意工夫した取組として、

- ・ 県の事業を補完する河川沿いの枯損木等の伐採・搬出など、土石流等の被害を軽減する森林の整備に取り組みました。

[各事業の実績]（令和元年度～令和4年度の合算）

【災害緩衝林整備事業】

事業費	実施箇所数	危険木等除去堆積	調整伐面積
1,370,783 千円	122 箇所	12,547m ³	465.4ha

【土砂・流木緊急除去事業】

事業費	実施箇所数	土砂撤去堆積	流木撤去堆積
165,628 千円	11 箇所	18,608m ³	132m ³

【森林情報基盤整備事業】

事業費	航空レーザー測量及び解析
314,877 千円	187,112ha

【流域防災機能強化対策事業（市町交付金（連携枠））】

事業費	実施市町数	整備面積
594,274 千円	13 市町	1,336.1ha

【森林再生力強化対策事業（市町交付金（連携枠））】

事業費	実施市町数	獣害防止施設等整備延長
70,929 千円	9 市町	107,140m

【市町交付金（基本枠、加算枠）事業】

カテゴリー	事業費	実施市町数
土石流等の被害を軽減する森林の整備	101,104 千円	5 市町

（取組事例）

- ✓ 県事業の対象とならない箇所において、山間部溪流沿いや人家に近い河川沿いの危険な倒木・流木を伐採・除去（溪流外に搬出）することで、自然災害の軽減を図った。
- ✓ 県事業で対象とならない箇所において、河川沿いの枯損木等を伐採・搬出し、流木被害の軽減を図った。

〔課題〕

- ・ 日本各地で豪雨被害が発生している中、幸い本県では大きな被害は発生していないものの、深層崩壊等が発生した場合は、森林の状況に関わらず土砂や流木が流出することが想定されるため、引き続き、県民税を活用した取組と併せて、治山ダムの設置など他の取組とも連携して、災害に強い森林づくりの実現に向けて、長期的・継続的に取組を進める必要がある（対策 2 も同様）。
- ・ 航空レーザ測量の実施により得られたデータ等を活用し、災害発生の高危険性の高い地域等の客観的な把握を進める必要がある。
- ・ 県が実施している災害緩衝林整備事業と市町が実施している流域防災機能強化対策事業について、実施箇所が近接していることから、一体的に整備を実施するなど効率的な事業の実施について検討する必要がある。

(対策2：暮らしに身近な森林づくり)

[取組状況]

暮らしに身近な森林づくりを進めるため、市町では、県やライフライン事業者と連携して、

- ・台風等の倒木被害によりライフラインを寸断する恐れのある危険木の事前伐採（災害からライフラインを守る事前伐採事業）

に取り組むとともに、地域の実情に応じて創意工夫した取組として、

- ・自治会等が行う里山整備に対する支援など、荒廃した里山や竹林の再生
- ・集落や通学路沿いの森林における危険木の伐採など、集落周辺の森林の整備（危険木伐採）
- ・森林内に放置されている未利用間伐材の搬出・運搬経費に対する支援など、木質バイオマスの活用
- ・松林を保全するための薬剤の樹幹注入や地上散布など、海岸林の整備

に取り組みました。

[各事業の実績]（令和元年度～令和4年度の合算）

【災害からライフラインを守る事前伐採事業（市町交付金（防災枠））】

事業費	実施市町数	伐採本数
42,786 千円	10 市町	8,890 本

【市町交付金（基本枠、加算枠）事業】

カテゴリー	事業費	実施市町数
荒廃した里山や竹林の再生	88,526 千円	11 市町
集落周辺の森林の整備 (危険木伐採)	392,017 千円	18 市町
木質バイオマスの活用	87,435 千円	3 市町
海岸林の整備	61,926 千円	6 市町

(取組事例)

- ✓ 地域住民の主体的な参加のもと、自治会等が行う地域や生活に密着した緑の環境づくりや里山・竹林の再生活動を支援することで、身近な里山環境の整備と森を支える社会づくりの意識醸成を図った。
- ✓ 集落周辺や通学路等に近接する森林において、危険木の伐採・除去を実施し、暮らしに身近な森林を整備することで、生活環境の保全や暮らしの安全性の向上を図った。
- ✓ 森林内に放置されている未利用間伐材の搬出・運搬経費を支援することで、森林所有者による木質バイオマスの利用を推進し、森林資源の活用と身近な森林の健全化を図った。
- ✓ 松林の公園や景勝地にある松に薬剤を樹幹注入することで、森林病虫害の被害から松を守り、景観の維持を図った。

[課題]

- ・災害からライフラインを守る事前伐採事業について、第2期の途中（令和2年度）から創設した事業であるため、位置付けを再検討するとともに、取組の拡大が必要である。
- ・道路沿いの危険木の伐採等について、本税の主旨との関連性に十分留意する必要がある。

(対策3：森を育む人づくり)

[取組状況]

森を育む人づくりを進めるため、県では、

- ・学校や地域で実施される森林教育や森づくり活動にかかる相談窓口となる「みえ森づくりサポートセンター」の運営による、森林教育や森づくり活動に対する広域的・総合的なサポート、指導者の養成やその活躍の場の提供、小中学校等における森林教育の出前授業の実施（みえ森づくりサポートセンター運営事業）
- ・小学校向け森林教育プログラムの検討や大人向け森林教育プログラムの開発、木製遊具や玩具に触れ合える常設型の森林教育施設（みえ森林教育ステーション）の認定（森林教育体制整備事業）
- ・森林をフィールドとして子どもたちが仲間とともに主体的に学ぶプログラム（自然環境キャンプ）の作成（みえ子ども森林・林業アカデミー自然体験事業）

などに取り組みました。

また、市町では、地域の実情に応じて創意工夫した取組として、

- ・保育所や小学校における丸太切り体験や箸づくり、小学校教室の木質化と併せた森林教育、大人を対象とした林業体験など、学校等における森林教育の実施

に取り組みました。

[各事業の実績]（令和元年度～令和4年度の合算）

【みえ森づくりサポートセンター運営事業】

事業費	区分	実施回数	延べ参加人数等
119,083 千円	指導者養成講座	38 回	466 人
	学校教職員森林環境教育研修	4 回	56 人
	出前授業	58 回	小学校 45 校（延べ） 中学校 12 校（延べ）
	森の学校	85 回	2,558 人

【森林教育体制整備事業】（令和3年度～令和4年度のみの実施）

事業費	区分	回数・箇所数	延べ参加人数等
14,940 千円	森林教育プログラムの実践講座等の開催	11 回	134 人
	森林教育ステーションの認定	14 箇所	52,812 人

【みえ子ども森林・林業アカデミー自然体験事業】（令和元年度～2年度のみの実施）

事業費	自然環境キャンプの実施回数	自然環境キャンプの参加人数
5,596 千円	7 回・26 日間	延べ 119 人

【市町交付金（基本枠、加算枠）事業】

カテゴリー	事業費	実施市町数
学校等における森林教育の実施	87,872 千円	23 市町

（取組事例）

- ✓ 町内の保育園や小学校において、丸太切り体験や箸づくりなどの森林教育を実施することで、森林に理解のある人づくりを進めた。
- ✓ 市内小学校において、地域の森林・林業関係者を講師に招き、森林のはたらきや大切さ、生活で使われる木材について学んでもらうことで、森林や木材に対する理解を深め、自然を大切にすることを育む人づくりを進めた。
- ✓ 地域の木材を利用した小学校教室等の木質化と併せて、森林環境の保全や森林整備についての森林教育を行うことで、木材の利用や森林づくりへの理解を深めた。
- ✓ 竹を町の地域資源として見つめ直し、工具の貸し出しによる竹あかりを自宅で製作する機会の提供や竹あかりの展示イベントなど、竹を活用したイベントを展開することで、竹林の活用や竹を通じた住民交流、竹に関する知識と理解の促進を図った。
- ✓ 一般（大人）の方を対象に、間伐や集材、木工などの林業体験を実施することで、森林や林業について現場での体験を通して正しく理解してもらい、森林に携わる人材の育成を図った。

〔課題〕

- ・森林づくりに関する県民意識調査の結果では、子どもの頃に森林とふれあう機会が多かった人ほど、森林に積極的に関わっていきたいと考える人が多い傾向があるなど、県民全体で森林を支える社会の実現に向けて森林教育の取組は非常に重要であることから、引き続き、令和 2 年 10 月に策定した「みえ森林教育ビジョン」に基づき、長期的・継続的に取組を進める必要がある（対策 4、5 も同様）。
- ・事業の目的や効果に対する達成度を示すなどの工夫とともに、体系的な事業の実施が必要であるほか、事業の成果や効果を可視化し、積極的に発信することが必要である。
- ・育成した森林教育指導者の活動状況の把握や活動機会の確保など、フォローアップする仕組の構築が必要である。

(対策4：森と人をつなぐ学びの場づくり)

[取組状況]

森と人をつなぐ学びの場づくりを進めるため、県では、

- ・三重県民の森における、森林教育実践フィールドや木製遊具・玩具に触れ合える常設型の森林教育施設の整備（森林教育施設整備事業）

に取り組みました。

また、市町では、地域の実情に応じて創意工夫した取組として、

- ・小学校における学校林の環境整備や保育園等への木製玩具や木製遊具の導入など、森林教育が行える場の整備
- ・公共施設への木製備品の導入など、多様な主体が森林や木材とふれあう場の創出

に取り組みました。

[各事業の実績]（令和元年度～令和4年度の合算）

【森林教育施設整備事業】

事業費	三重県民の森みえ森林教育ステーションの利用者数
93,035 千円	11,918 人

【市町交付金（基本枠、加算枠）事業】

カテゴリー	事業費	実施市町数
森林教育が行える場の整備	209,661 千円	21 市町
多様な主体が森林とふれあう場の創出	146,933 千円	12 市町

(取組事例)

- ✓ 小学校敷地内の雑木林において、歩道やフェンスなど子どもたちが安心安全に学習できる環境と併せて、マップや樹木札の設置など子どもたちが自発的に学習できる環境を整備することで、里山林の維持管理など自然の大切さを学ぶ場を整備した。
- ✓ 保育園等において、木製玩具等の導入と木製遊具の組み立て体験を行い、園児たちが日頃から木材や木製品とふれあう環境を創出することで、木への親しみや木の文化への理解を深めた。
- ✓ 町内の公園施設のカフェにおいて、県産材のテーブル・椅子を導入し、公園利用者が気軽にくつろぎながら木にふれあえる機会を創出した。

[課題]

- ・整備した施設は効果的に活用することで事業目的が達成されるため、事業の目的や効果に対する達成度を示すなどの工夫とともに、事業の成果や効果を可視化して積極的に発信するなど幅広く活用されるよう取り組む必要がある。
- ・施設の木造・木質化や木製品の導入については、木材利用の価値や魅力を実感できるような工夫が必要であるとともに、森林づくりとのつながりが受益者に伝わる取組を徹底する必要がある。

(対策5：地域の身近な水や緑の環境づくり)

[取組状況]

地域の身近な水や緑の環境づくりを進めるため、県では、

- ・地域のNPOや団体、市町等との連携による、自然公園の園地や自然歩道等を活用した森林教育のイベントやガイドツアー等の実施とイベントと併せて行う歩道整備や転落防止策の修繕等の環境整備（森林とふれあう自然公園環境整備事業）
- ・生物多様性の推進に必要な基礎的な情報収集とその周知や、自然環境保全団体や専門家と協力した自然環境保全活動の促進（生物多様性推進事業）

などに取り組みました。

また、市町では、地域の実情に応じて創意工夫した取組として、

- ・自然公園における歩道整備や森林公園におけるボランティアによる環境整備など、森林の総合利用のための整備

に取り組みました。

[各事業の実績]（令和元年度～令和4年度の合算）

【森林とふれあう自然公園環境整備事業】

事業費	自然観察ツアー等の実施回数	自然観察ツアー等の参加人数
21,418千円	30回	721人

【生物多様性推進事業】

事業費	希少野生動植物種ゾーニングマップ作成
24,565千円	対象種2種（サシバ、ヒメタイコウチ）

【市町交付金（基本枠、加算枠）事業】

カテゴリー	事業費	実施市町数
森林の総合利用のための整備	170,252千円	18市町

(取組事例)

- ✓ 自然公園の園地において、多くの方が散策やウォーキングに訪れる展望台へとつながる遊歩道を改修整備することで、森林や緑と親しむ環境の向上を図った。
- ✓ 市民の憩いの場である森林公園などにおいて、地域住民などのボランティアにより、公園内の倒木等の整理などを実施することで、住民の森林や緑に対する理解をさらに深めるとともに、自然に親しむ豊かな生活環境を創出した。

[課題]

- ・過去に整備した施設等について、老朽化等が課題となっていることから、森林教育等のフィールドとして安心安全に有効活用するため、森林教育等の実施と併せた再整備が必要である。
- ・事業の目的や効果に対する達成度を示すなどの工夫とともに、情報発信の強化が必要である。

(3) 制度運営等全般にかかること

県では、制度を円滑に運営するため、各種事務や基金の運用を行うとともに、県民税を活用した事業結果等について調査・審議する「みえ森と緑の県民税評価委員会」の運営を行いました。

また、税の目的や意義、成果を発信することを目的に、

- ・ 成果報告会の開催と成果報告書の作成
- ・ 県民税のリーフレットなど普及啓発物品の作成・配布
- ・ ホームページや県広報誌、テレビ CM、ラジオ CM、映画館での CM（シネアド）、YouTube における動画広告など多様な媒体を活用した周知活動

などに取り組みました。

[事業の実績]（令和元年度～令和4年度の合算）

【みえ森と緑の県民税制度運営事業】

区分	事業費	実績
評価委員会の運営	33,977 千円	13 回
普及啓発物品等		ポスター：2,850 部 チラシ：22,000 部 リーフレット 34,000 部 成果報告書：4,400 部 クリアフォルダ：28,000 枚 シール：17,000 枚
周知活動		テレビ CM（三重テレビ）：放送回数 94 回 ラジオ CM（FM 三重）：放送回数 74 回 映画館での CM：延べ 15 箇所、放映回数 9,516 回 YouTube 動画広告：視聴回数 176,774 回

[課題]

- ・ 県民税の認知度について、e-モニター制度を活用したアンケートでは 30%程度で推移しているとともに、森林づくりに関する県民意識調査では 19.5%と低い状況であるため、効果的・効率的な周知活動の実施が必要である。
- ・ 第 2 期の取組が終了を迎える中、税の認知度を高める周知活動はもちろん、森林の大切さや木材の利用意義などについて県民の理解を深めるための取組を進めていく必要がある。

3. みえ森と緑の県民税制度の継続

無作為に抽出した県民の皆さん 5,000 人を対象とした「三重の森林づくりに関する県民意識調査¹」（以下、「県民意識調査」という）では、第 3 期も県民税を活用した取組を継続することについて、88%の県民の皆さんが「賛成」または「どちらかといえば賛成」との意見であり、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」の継続的な実施が望まれていることが明らかになりました。

これらのうち、「災害に強い森林づくり」においては、県が主体となって「土砂や流木による被害を出さない森林づくり」に取り組み、毎年度約 30 箇所の災害緩衝林を整備するとともに、第 2 期から新たに、災害発生の危険性の高い地域等を客観的に把握することなどを目的とした、航空レーザ測量を活用した森林情報の整備を実施しました。また、市町が主体となって、集落周辺や通学路沿いの危険木の伐採やライフラインを寸断する恐れのある危険木の事前伐採、荒廃した里山の整備など、「暮らしに身近な森林づくり」に取り組みました。

こうした中、台風の大型化や異常気象に伴う災害が全国各地で発生しているとともに、大規模地震時の斜面崩壊に伴う土砂ダムの形成も懸念されており、「災害に強い森林づくり」の必要性は依然として高い状況にあります。

また、航空レーザ測量の解析結果から、流木発生の危険性の高い箇所の抽出等を進めており、今後はこうした解析結果も活用して、緊急度の高い箇所を優先しながら、継続して災害緩衝林の整備など「土砂や流木による被害を出さない森林づくり」に取り組む必要があります。また、中山間地域の高齢化や林業の担い手不足などにより、地域の身近な森林の整備など「暮らしに身近な森林づくり」が依然として課題となっています。

一方、「県民全体で森林を支える社会づくり」においては、県と市町が「森を育む人づくり」、「森と人をつなぐ学びの場づくり」、「地域の身近な水や緑の環境づくり」に取り組み、森林教育の輪が広がるとともに、森林や木材とふれあう場や機会が増加しました。

県民意識調査の結果では、子どもの頃に森林とふれあう機会が多かった人ほど、森林に積極的に関わっていきたいと考える傾向にあることが明らかとなり、県民全体で森林を支える社会の実現に向けては、森林教育をはじめとした森林や木材にふれあい・学ぶ機会の増加に向けた取組を長期的・継続的に実施していくことが重要であると考えられます。

こうしたことから、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を引き続き進めていく必要があるため、必要な見直しを行いつつ、県民税制度を継続することとします。

¹ ・令和 4 年 7 月～8 月に実施
・調査には令和 6 年度から国の森林環境税（個人年額 1,000 円）が導入される旨を明記
・2,278 件の回答があり、回収率は 45.6%

4. 第3期（令和6年度～10年度）の制度に関する基本的な考え方

県民意識調査や市町・林業関係団体への意見聴取の結果などをふまえ、以下のとおり基本的な考え方を定めます。

(1) みえ森と緑の県民税のしくみ

① 2つの基本方針及び5つの対策

- ・2つの基本方針については、ほとんどの市町・林業関係団体が第3期も「現行制度どおりでよい」との意見であったほか、県民意識調査においても、第3期も県民税を活用した取組を継続することに賛成する理由について、「災害に強い森林づくり」及び「県民全体で森林を支える社会づくり」には、長期的・継続的に取り組んでいくべきとの意見が最も多くあったことから、継続することとします。
- ・5つの対策については、多くの市町や林業関係団体が第3期も「現行制度どおりでよい」との意見であったほか、県民意識調査においても、第2期の主要な取組について、8割以上の方が「とても重要」または「ある程度重要」との意見であったことから、継続することとします。

② 税率・課税方法等

- ・対策を進めていくために必要となる経費を確保すること、県民の皆さんの過重な負担にならないこと等を総合的に考慮して、税率は変更しないこととします。
- ・納税しやすい仕組みであり、徴税コストを抑えることのできる「県民税均等割の超過課税方式」を継続して採用することとします。

③ 県による基金の設置

- ・「県民税均等割の超過課税方式」の場合、普通税であることから一般財源として扱うこととなり、森林づくりのために使われることを県民の皆様に対して明らかにする必要があることから、県による基金を継続して設置し、一般財源と区分することとします。

④ 評価委員会の設置

- ・第三者による評価の結果を基に事業の適切な実施やブラッシュアップを図るため、継続して「みえ森と緑の県民税評価委員会」を設置し、事業評価を行うこととします。

(2) 「三重の森林づくり基本計画」との関係

県では、森林を県民の共有財産と捉え、国、県、市町、事業者、森林所有者等及び県民一人ひとりが、それぞれの責任と役割に応じて互いに協働しながら豊かで健全な姿で次代に引き継いでいくため、平成17年に「三重の森林づくり条例」を制定するとともに、この条例に基づく「三重の森林づくり基本計画」を策定しています。

平成31年3月に改定した「三重の森林づくり基本計画2019」では、計画期間を令和元年度から令和10年度までの10年間とし、県民税を活用した事業も位置付けて、設定した数値目標の達成に向けて取り組むとともに、毎年度、その実施状況を取りまとめて公表していくこととしています。

(3) 国の森林環境譲与税との関係

国の森林環境譲与税は、森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、令和元年度に創設されました。

県では、平成31年2月13日付けで、「三重県における森林環境譲与税についての基本的な考え

方」を定めて市町と共有し、みえ森と緑の県民税と森林環境譲与税の用途を棲み分けて、双方を有効に活用しています。

具体的には、「みえ森と緑の県民税」は2つの基本方針である「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」に沿った施策に活用し、「森林環境譲与税」は「森林経営管理法」に基づき実施する森林整備をはじめ、林業の人材育成や担い手の確保、木材利用の促進などの林業振興施策を中心に活用しています。

今後も、両税の用途を棲み分けながら、両税を有効に活用して森林・林業施策を進めていくこととします。

(4) 全国植樹祭の開催に向けた取組

全国植樹祭は、国土緑化運動の中心的な行事として、天皇皇后両陛下の御臨席のもと、全国各地から緑化関係者等の参加を得て、両陛下によるお手植えや参加者による記念植樹等を通じて、国民の森林に対する愛情を培うことを目的に、毎年各地で開催されている国民的行事（四大行幸啓）であり、県では、令和13年の招致を表明しているところです。

全国植樹祭を三重県で開催することは、県民の皆さんが森林の大切さを見つめ直し、森林や緑と共生した持続可能で豊かな社会を築いていくための気運を高める絶好の機会であり、「県民全体で森林を支える社会づくり」の実現に大きく貢献するものであることから、開催に向けた気運醸成と必要な経費の積立に取り組むこととします。

(5) 税を活用した事業を行ううえでの3原則

税導入の趣旨や他の財源との棲み分けの必要性をふまえ、みえ森と緑の県民税を活用した事業を実施するに当たっては、引き続き、以下の3つの原則によることとします。

【原則1】 「2つの基本方針と5つの対策」に沿った内容であること。

【原則2】 新たな森林対策として実施する新規又はこれに準ずる取組であること。なお、税導入以前から取り組まれている事業の場合は、新たな視点を取り入れた対策とすること。

【原則3】 直接的な財産形成を目的とする取組でないこと。

5. 「みえ森と緑の県民税」を活用した施策

これまでの取組状況をふまえ、山崩れや洪水等災害発生のリスクを軽減するような森林整備を進める施策と、そうした森林づくりを県民全体で支える社会づくりを進める施策の継続が必要であることから、2つの基本方針（基本方針1：災害に強い森林づくり、基本方針2：県民全体で森林を支える社会づくり）に基づく5つの対策を実施します。

(1) 主な事業

①. 基本方針1 災害に強い森林づくり

防災・減災の観点から早急に整備が求められる森林について、土砂災害防止機能等を高めるために必要な対策を講じ、災害に強い森林を実現します。

対策	対策の基本的な考え方	想定事業の例
1. 土砂や流木による被害を出さない森林づくり	土砂や流木によって人家や公共施設、沿岸及び漁業等に被害が及ばないように、洪水緩和や土砂災害防止機能等の森林の働きを発揮させるために必要な対策を進める。	<p>① 土石流等の被害を軽減する森林の整備 溪流沿いの一定幅の森林を伐採・搬出して流木の発生を抑制するとともに、残存木の太径化を促進し、樹木の抵抗力で耐えられる土石流等を緩衝する。また、現地状況に応じて、伐採木を山腹の土砂止めとして有効活用する。</p> <p>② 流域の防災機能強化を図る森林の整備 山腹崩壊の発生源となる斜面上部の0次谷等の凹地形周辺や、溪流の上部で整備が遅れている森林等について、根系や下層植生の発達を促す森林整備を実施する。</p> <p>③ 森林内の防災施設等に堆積した土砂や流木除去 治山ダム等の施設に堆積した土砂や流木を撤去し、施設の機能を回復する。</p> <p>④ 土砂や流木による被害を出さない森林づくりの基礎情報整備 事業の効率的かつ効果的な実施を図るため、森林の現状を的確に把握し、優先的に森林整備を実施する地域等を判断するための航空レーザー測量や境界の明確化を実施する。</p> <p>⑤ 森林の機能を維持するための更新対策 ニホンジカによる食害等により、森林の持つ土砂流出防止等の機能が低下することを予防するため、獣害対策を実施するとともに、森林の機能を早期に発揮させるための対策を実施する。</p> <p>等、「土砂や流木による被害を出さない森林づくり」に資する事業</p>

<p>2. 暮らしに身近な森林づくり</p>	<p>生活環境の保全や向上のため、県民の暮らしに関わりの深い森林について必要な対策を進める。</p>	<p>① 荒廃した里山や竹林の再生 放置された里山や拡大する竹林の整備を行う。</p> <p>② 集落周辺の森林整備 ライフライン周辺や人家裏、通学路沿いで倒木になる恐れのある危険木の除去等を行う。</p> <p>③ 水源林等の公有林化・整備 水源林として重要な森林や、防災・減災の観点から公的管理が望ましい森林について、公有林化や整備を実施する。</p> <p>④ 木質バイオマスの活用 里山などの整備で発生する林地残材を木質バイオマスとして活用する「木の駅プロジェクト」等を促進する。</p> <p>⑤ 海岸林の整備 防潮・防風・飛砂防止や津波対策等のため、海岸林造成や維持管理を行う。</p> <p>等、「暮らしに身近な森林づくり」に資する事業</p>
------------------------	--	---

②. 基本方針2 県民全体で森林を支える社会づくり

将来にわたり「災害に強い森林づくり」を引き継いでいくため、森林教育に携わる人材の育成や、学校等における取組の推進、県民の森林への理解を深めるための場の整備等、県民全体で森林を支える社会づくりを進めます。

対策	対策の基本的な考え方	想定事業の例
<p>3. 森を育む人づくり</p>	<p>「災害に強い森林づくり」を将来に引き継ぎ、また森林や緑を大切に思い・育む人づくりのため、森林教育に携わる人材の育成や、教育活動を進める。</p>	<p>① 三重の森林づくりを担う人材の育成 「災害に強い森林づくり」「県民全体で森林を支える社会づくり」を担う人材の育成を進める。</p> <p>② 森林教育推進体制づくり・森林づくり技術者の育成 「みえ森づくりサポートセンター」の運営を通じ、森林教育指導者の養成や一定レベル以上の技術を修得させるための研修会の開催、学校教育、保育関係者等を対象とした研修を実施する。</p> <p>③ 学校等における森林教育の実施 学校等において、実情に応じ、子どもたちが森林について学ぶための森林教育や野外体験保育等の活動を実施するとともに、大人や企業等を対象として森林教育を展開する。</p> <p>等、「森を育む人づくり」に資する事業</p>
<p>4. 森と人をつなぐ学びの場づくり</p>	<p>未就学児や児童、生徒をはじめ、様々な県民に森林や木材について学び・ふれあう場を提供し、森と県民との関係を深める対策を進める。</p>	<p>① 森林教育が行える場の整備 森林教育や野外体験保育に活用できる場の整備やリニューアルを図る。</p> <p>② 多様な主体が森林や木材について学び・ふれあう場の創出 都市住民と山村地域との交流等、多様な主体が連携しながら森林や木材について学び・ふれあい、体感できる学びの場づくりを促進する。 また、令和13年の招致を表明している全国植樹祭を見据え、県民をはじめ多様な主体による森林づくり活動の促進やネットワークづくり、森林や木材に親しんでもらうイベントの開催などにより、気運の醸成を進める。</p> <p>等、「森と人をつなぐ学びの場づくり」に資する事業</p>

5. 地域の身近な水や緑の環境づくり	地域の身近な水や緑の環境づくりを進めるため、森・川・海のつながりを意識した森林や緑、水辺環境を守り、生物多様性を保全する活動への支援や、森林や緑と親しむための環境整備等、身近な緑や水辺の環境と県民との関係を深める対策を進める。	<p>① 森林の総合利用のための整備 森林浴等癒しや健康増進のために森林を活用できるよう、遊歩道・ベンチの設置等の環境整備や老朽化した既存施設等の再整備を行う。</p> <p>② 生物多様性の保全 森林の多面的機能の一つである、生物多様性の保全に資するため、自然環境・生物多様性に係る情報の収集、調査やデータベースの整備を行う。また、活動団体等への支援を行う。</p> <p>③ 住民等による海岸漂着流木等の回収活動に対する支援 住民等の団体による海岸漂着流木等の回収活動を進める。</p> <p>等、「地域の身近な水や緑の環境づくり」に資する事業</p>
--------------------	---	--

③. その他

その他	<p>① みえ森と緑の県民税制度の運営 みえ森と緑の県民税評価委員会の運営のほか、制度や使途の周知など、税制度の運営に必要な取組を実施する。</p> <p>② 全国植樹祭の開催に向けた基金積立 県民の皆さんが森林の大切さを見つめ直し、森林や緑と共生した持続可能で豊かな社会を築いていくための気運を高める絶好の機会であり、「県民全体で森林を支える社会づくり」の実現に大きく貢献するものであることから、令和13年の招致を表明している全国植樹祭の開催に必要な経費の積立を実施する。</p>
-----	---

(2) 必要となる経費

令和6～10年度で想定される経費は以下を見込んでいます。

基本方針	対 策	5年間で想定される事業費 (億円)	割合 (%)
1. 災害に強い森林づくり	1. 土砂や流木による被害を出さない森林づくり	26.9	55.2
	2. 暮らしに身近な森林づくり	9.9	20.3
	小 計	36.8	75.5
2. 県民全体で森林を支える社会づくり	3. 森を育む人づくり	3.5	7.2
	4. 森と人をつなぐ学びの場づくり	5.1	10.5
	5. 地域の身近な水や緑の環境づくり	3.3	6.8
	小 計	11.9	24.5
小 計		48.7	100
共通経費（災害対応予備費、評価委員会の運営等）		1.3	—
全国植樹祭に向けた基金積立		5.0	—
合 計		55.0	—

(3) 地域の実情に応じて実施する対策への支援

①市町交付金制度

これまで、市町交付金制度を活用し、地域の実情に応じて創意工夫した様々な事業が県内全域で展開され、令和元年度から4年度までに449事業が実施されました。また、第2期では、県と市町が連携して、流域の防災機能を高めるための面的な森林整備や獣害対策に取り組んだほか、ライフライン事業者とも連携して、ライフライン周辺の危険木の事前伐採を実施しました。このように、この制度は「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるうえで大きく貢献しました。

「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」の実現に向けては、引き続き、地域に密着した市町の取組と併せて、県と市町が連携して課題解決に取り組む必要があることから、必要な見直しを講じたうえで、引き続き市町交付金制度を実施します。

②県と市町の役割分担

事業を効果的に展開するために、県と市町が役割分担した中で、効果的・効率的に事業実施することとします。事業における県と市町の役割分担は次のとおり考えます。

県	基本方針1のうち、対策1を継続して重点的に取り組むこととし、事業の実施による効果が広範囲にもたらされる対策や、県が実施することで効率化が図られる対策を担う。また、市町における事業構築に対する支援を行う。
市町	地域の実情に応じたきめ細かな対策や、住民との直接的な関係が見込まれる身近な対策を担う。

③市町交付金配分の考え方

交付金額は、上記の役割分担をふまえ、県と市町の配分は5:5を基本としつつ、市町からの要望に基づいた柔軟な配分を行います。

市町毎の配分は、森林面積や人口などを算定基礎として配分の上限額を設定したうえで、市町からの要望に基づいて配分する「基本枠」と、県と市町が連携して取り組むべき課題に対し、市町からの申請に応じて配分する「連携枠」を設けます。

基本枠	市町からの要望に基づいて、必要な規模を配分します。 ※均等配分(各市町へ均等に一定額を配分)、人口配分(市町の人口割合に応じて配分)、森林面積配分(市町の森林面積割合に応じて配分)の3つの配分方法を組み合わせて配分の上限額を設定します。
連携枠	面的な森林整備や獣害対策、ライフライン周辺の危険木の事前伐採など、県と市町が連携して取り組むべき課題に対し、市町からの申請に応じて配分します。

6. 「みえ森と緑の県民税」のしくみ

森林の恩恵は全ての県民の皆さんが受けていることから、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるために必要な費用について、県民の皆さんに幅広く負担していただくとの「みえ森と緑の県民税」の趣旨と、県民税均等割の「地域社会の費用について個人も法人も構成員として幅広く負担を求める」という性格が合致することから、現行の県民税均等割に上乘せして課税する「県民税均等割の超過課税方式」を、継続して採用します。

この方式は、森林づくりのための税を導入している全ての府県において採用されており、既存の税制度を活用することから納税しやすい仕組みであり、徴税にかかるコストも新たな税の創設より抑えられています。

課税方式	県民税均等割の超過課税																		
納税義務者	<p>【個人】 <納税義務者数約 93 万人> 1月1日現在で、県内に住所、家屋敷または事務所等を有している方 ただし、次の①、②、③のいずれかに該当する方には課税されません。</p> <p>① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方 ② 障がい者、未成年者、寡婦又はひとり親で、前年の合計所得金額が 135 万円以下の方 ③ 前年の合計所得金額が、市町の条例で定める金額以下の方</p> <p>【法人】 <約 4 万法人> 県内に事務所、事業所等を有している法人</p>																		
税率（年額）	<p>【個人】 1,000 円</p> <p>【法人】 現行の均等割額の 10%相当額（2,000～80,000 円） （現行の均等割額は、下表のとおり資本金等の額に応じて決まる。）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分 (資本金等の額の区分)</th> <th>税 率 (年 額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">1 千万円以下</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td>1 千万円超</td> <td>～ 1 億円以下</td> <td>5,000 円</td> </tr> <tr> <td>1 億円超</td> <td>～ 10 億円以下</td> <td>13,000 円</td> </tr> <tr> <td>10 億円超</td> <td>～ 50 億円以下</td> <td>54,000 円</td> </tr> <tr> <td>50 億円超</td> <td></td> <td>80,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【税率設定の考え方】 必要となる経費を確保すること、県民の皆さんの過重な負担にならないこと等を総合的に考慮して設定しました。</p>	区 分 (資本金等の額の区分)		税 率 (年 額)	1 千万円以下		2,000 円	1 千万円超	～ 1 億円以下	5,000 円	1 億円超	～ 10 億円以下	13,000 円	10 億円超	～ 50 億円以下	54,000 円	50 億円超		80,000 円
区 分 (資本金等の額の区分)		税 率 (年 額)																	
1 千万円以下		2,000 円																	
1 千万円超	～ 1 億円以下	5,000 円																	
1 億円超	～ 10 億円以下	13,000 円																	
10 億円超	～ 50 億円以下	54,000 円																	
50 億円超		80,000 円																	
税収規模	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>納税義務者</th> <th>税収（年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人</td> <td>9 億 1 千万円</td> </tr> <tr> <td>法人</td> <td>1 億 9 千万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>11 億 0 千万円</td> </tr> </tbody> </table>	納税義務者	税収（年度）	個人	9 億 1 千万円	法人	1 億 9 千万円	計	11 億 0 千万円										
納税義務者	税収（年度）																		
個人	9 億 1 千万円																		
法人	1 億 9 千万円																		
計	11 億 0 千万円																		

徴収方法	<p>【個人】市町が個人県民税均等割に上乗せをして賦課徴収し、県へ払い込む。</p> <p>【法人】法人が法人県民税均等割に上乗せをして県に申告納付する。</p>
導入時期	平成 26 年 4 月 1 日より導入
税収の使途	「災害に強い森林づくり」及び「県民全体で森林を支える社会づくり」を推進する施策に充てる。
使途の明確化	「みえ森と緑の県民税基金」に積み立てて、使途を明確化する。
評価制度	「みえ森と緑の県民税評価委員会」を設置し、事業についての意見や提案をいただくとともに、事業結果についての評価検証を行う。
見直し期間	施行後おおむね 5 年ごと、または必要に応じ見直しを行う。

7. 使途の明確化（基金積立）

「県民税均等割の超過課税方式」の場合、普通税であることから一般財源として扱うこととなります。新たな森林づくりの施策に対して新たな税負担を求めるものであり、超過課税相当分が森林づくりのために使われることを県民の皆様に対して明らかにする必要があります。

このため、超過課税相当分を「みえ森と緑の県民税基金」に積み立てることで既存財源と区分して使途を明確化するとともに、事業の結果についても公表することとします。

8. 制度や使途の周知

税導入から 10 年が経過する中、県民意識調査の結果では、税の認知度は 19.5%に留まっており、県民の皆さんに対するさらなる周知とともに、事業の成果や効果の発信と併せて、森林の大切さや木材の利用意義について伝えていくことが必要です。また、令和 13 年の招致を表明している全国植樹祭に向けた気運醸成が必要であり、こうした取組と併せて情報を発信していくことも重要です。

こうしたことから、例えば、

- ・さまざまな媒体を活用した広報活動
- ・自然体験に関心のある方などにターゲットを絞った情報発信
- ・事業の地元説明会などの開催を通じた周知活動
- ・全国植樹祭に向けた気運醸成と併せた発信
- ・森林や木材に親しんでもらうイベントの開催

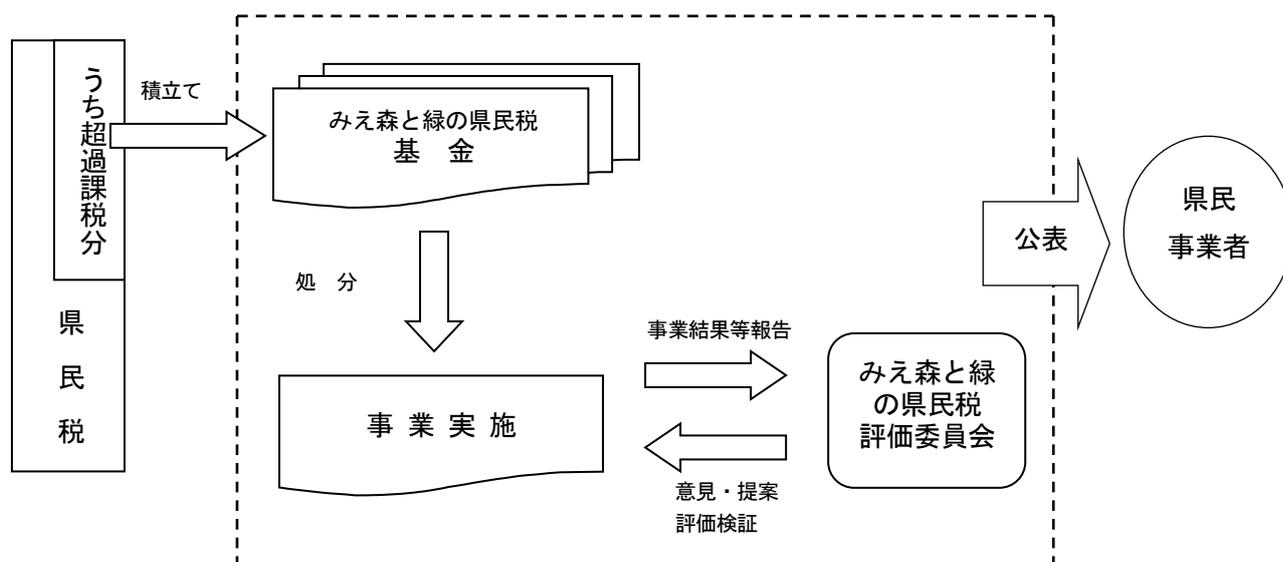
など、これまで以上に取組を強化し、市町や林業関係者とも連携しながら、税の制度や使途の周知はもちろん、事業の成果や効果とともに、森林の大切さや木材の利用意義について発信していきます。

また、森林環境譲与税と棲み分けて活用していることについて、県民の皆さんの理解が得られるよう併せて発信します。

9. 評価制度

第三者による「みえ森と緑の県民税評価委員会」により、実施した事業について、毎年度、評価検証を行い、必要に応じて事業の見直しを行います。これらの結果は、県民の皆さんに対して公表します。

<基金積立と評価制度>



10. 制度の見直し

森林づくりには多くの時間を要することから、一定の事業が展開された段階で、効果の検証が必要であることを考慮し、おおむね5年ごと、または必要に応じ、みえ森と緑の県民税評価委員会により評価・検証を行い、制度を見直すこととします。

尾鷲市における大規模製材事業の検討について

1 経緯

中部電力(株)尾鷲三田火力発電所跡地において、企業連合による大規模製材事業の実現に向けた提案書が令和4年6月に県に提出され、これを契機として関係事業者で構成する検討会議に県も参画し、これまでにない大規模な(30万³m³)木材を消費する製材事業の実現に向けて検討を進めているところです。

2 大規模製材事業の概要

- 事業者情報 以下3社連合による。
 - ・銘建工業株式会社(岡山県真庭市。製材事業者全国7位。集成材の製造が主。)
 - ・インフロニア・ホールディングス株式会社
(東京都千代田区。前田建設工業グループ。)
 - ・社会システムデザイン株式会社(東京都港区。コンサルティング会社。)
- 木材需要量 30万³m³(最大稼働時)
- 稼働時期(想定) R9年(最短の場合)
- 製造する品目 製材品(間柱、垂木)、集成材(柱、梁、間柱など)

3 提案に対する県の考え方

検討を進めている製材事業において主に生産する集成材は、国産材に置き換わる余地が大きく(国産材使用率が約26%)、三重県の林業・木材産業の将来を見据えた際、安定した木材需要の確保の面で大変価値のある提案と考えています。

一方で、R4年の県内の素材生産量(R4年:327千³m³)とほぼ同程度の原木が新たに必要となることから、既存流通への影響を与えないよう素材生産量の増大が必須となり、主伐・再造林の推進や、人材の確保・育成、高性能林業機械や路網などの基盤整備を強力に推進する必要があると考えています。

4 現在の検討状況

令和5年5月23日に実施した三重県森林組合連合会及び三重県木材組合連合会向けの事業説明会を皮切りに、6月下旬から7月中旬にかけて、各農林水産事務所単位で、地域の林業関係者や市町と意見交換を実施しました。

今後も継続的に意見交換を実施し、必要な原木(年間30万³m³)が安定的に調達できるよう、関係者との調整を進めていくこととしています。

5 三重の森林づくり基本計画 2019 の見直しについて

三重の森林づくり基本計画 2019 については、平成 31 年 3 月の改定から 4 年が経過し、尾鷲市における大規模製材事業の検討をはじめ、三重の木づかい条例の施行、みえ森林教育ビジョンの策定、「みえ森と緑の県民税」第 3 期制度に向けた検討など、県内の森林・林業を取り巻く社会情勢が大きく変化しており、見直しの時期を迎えています。

しかしながら、本県の森林・林業行政の今後のあり方に大きく関連する大規模製材事業の検討が進行中であることから、事業実施の方向性に一定の目途がついた段階で、「三重の森林づくり基本計画 2019」の改定に向けた検討を進めたいと考えています。

6 今後の見直しにあたってのポイント（想定）

(1) 基本方針 1 森林の多面的機能の発揮

- ・森林の多面的機能の高度発揮に向けた、林業経営に適さない森林における森林環境譲与税等を活用した森林整備等の強化
- ・花粉発生源対策の推進に向け、花粉の少ないスギ苗木の生産体制の強化等により、スギ花粉の発生を抑えた多様で健全な森林へ転換

(2) 基本方針 2 林業の持続的発展

- ・大規模需要者への原木の安定供給に向け、素材生産量を増大させるための主伐及び再造林対策の強化等の具体策を検討
- ・林業・木材産業における人材の育成及び担い手の確保に向けた取組の強化
- ・生産性の向上に向けた基盤整備、スマート化の一層の推進

(3) 基本方針 3 森林文化及び森林環境教育の振興

基本方針 4 森林づくりへの県民参画の推進

- ・みえ森林教育ビジョンに基づく、子どもから大人まで一貫した教育体系の構築等の森林教育の促進
- ・全国植樹祭の開催に向けた、県民全体の森林づくりへの意識醸成に向けた取組の展開